

四條畷学園大学

四條畷学園大学
自己評価報告書・本編

[日本高等教育評価機構]

平成22年6月

四條畷学園大学

目 次

I. 建学の精神	p. 1
II. 沿革と現状	p. 2
III. 基準ごとの自己評価	p. 5
基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 5
基準 2. 教育研究組織	p. 7
基準 3. 教育課程	p. 14
基準 4. 学生	p. 36
基準 5. 教員	p. 48
基準 6. 職員	p. 59
基準 7. 管理運営	p. 66
基準 8. 財務	p. 72
基準 9. 教育研究環境	p. 76
基準 10. 社会連携	p. 80
基準 11. 社会的責務	p. 87
IV. 特記事項	p. 92

I. 建学の精神・四條畷学園の基本理念および教育目的、四條畷学園の個性・特色など

1. 建学の精神・四條畷学園および四條畷学園大学の基本理念

1-1 建学の精神・四條畷学園の基本理念

四條畷学園は、大正 15(1926)年、牧田宗太郎・牧田環の両氏によって、旧教育制度の「四條畷高等女学校」として創設されたのが始まりである。

二人の創設者（牧田宗太郎、牧田環両氏）の亡き母に対する「報恩感謝」の念をあらわされたものが四條畷高等女学校であり、このことから本学園の建学の精神は、「報恩感謝」とされている（表 1）。

21 世紀を迎えるに当たり、新しい時代における真の教育をもう一度見直すべき時期に至ったと認識し、この建学の精神である「報恩感謝」を発展的に捉え、「尊敬される人間」の育成を究極の教育目的とすることを、当時の中橋理事長名で発せられ（平成 11(1999)年）、全学園に浸透させる努力が今日まで続けられている（表 2）。

この「報恩感謝」の新定義とされるものは、四條畷学園の究極の教育目標でもある。学校法人四條畷学園寄附行為（平成 21(2009)年 4 月 1 日改訂施行）第 2 章第 3 条（目的）に明記されている。

表 1 楠のかをり抜粋、四條畷学園 70 年記念誌抜粋

創立 10 周年記念「楠のかをり」第 19 号特輯“伸びゆくわれらが学園”から -----。即ち本校こそは校主兄弟が亡き母へのご恩に酬ゆるために建てられたる記念の 殿堂であり、「報恩感謝」の奉仕事業である。
「四條畷学園 70 周年記念誌」から そもそも本学園は、牧田宗太郎先生とそこそご兄弟が、自分たちを立派に育て上げてくれた 亡き母に対する「報恩感謝」の念をあらわそうと創設されたものです。

表 2 「報恩感謝」の新定義（平成 11(1999)年）

○四條畷学園の建学の精神は、「感謝と報恩」を基本理念として人間教育を徹底すること にあります。
○四條畷学園の教育は、この精神に基づいて「尊敬される人間」を育成してゆくことを究 極の目標とします。

1-2 四條畷学園大学の基本理念など

建学の精神である「報恩感謝」、それに基づく四條畷学園の究極的教育目標としての「尊敬される人間」の育成は、四條畷学園大学の教育理念でもある（表 3）。

四條畷学園の「建学の精神」、「教育理念」は、四條畷学園大学にも受け継がれている。これまで大学案内のパンフレットなどには、教育理念として大学の使命・目的に相当する内容が記載されることもあった。

作業理念として使命・目的が記載されることもあり、決して建学の精神・教育理念が等閑視されたのではない。

表 3

	四條畷学園	四條畷学園大学
建学の精神	「報恩感謝」	「報恩感謝」
教育理念	「尊敬される人間」の育成	「尊敬される人間」の育成
使命	(各校・園により異なる)	人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた職業人を世に送り出すこと
目的	(各校・園により異なる)	①社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること ②科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること ③セラピストとしての実践力を育成すること

2. 四條畷学園大学が目指す大学像

近年の社会構造、疾病構造の変化に伴って、リハビリテーション医療の充実が急務となっている。すなわち少子高齢化社会への急激な変化、医療の現場においては高度先進医療の進歩、救急救命システムの充実に伴う、急性期からの障害予防にに対する考え方の変化、健康増進や寝たきり予防、介護保険制度の普及に伴う関連職種の教育制度の充実等、枚挙にいとまがない。

このような背景の中、理学療法士や作業療法士に対する期待は高まる一方といえる。本学では単なる専門的知識や技術を修得した医療技術の提供者としての理学療法士、作業療法士に止まらず、建学の精神、教育の理念及び具体的目標に沿って、豊かな教養と高い倫理観を兼ね備えた理学療法士、作業療法士を養成することによって、社会の需要に応じることのできる大学を目指す。

II. 四條畷学園大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

本学園は、故牧田宗太郎、故工学博士牧田環兄弟によって大正 15(1926)年に設立された。

両兄弟は、自分達が教育界に、或は財界に、いささかなりとも貢献し得るに至ったのは、ひとえに母の厳格にしてしかも慈愛に充ちた教えの賜であるとして、母に対して深く感謝し、常に深い敬愛の念を抱いていた。

兄、牧田宗太郎は、大正 8(1919)年に欧米の教育事情の視察と研究のため渡欧したが、その際、わが国においても高い教育に立脚した子女教育が必要であることを痛感し、帰国後、母に対する報恩の一端として、将来妻として、又母として社会の進歩に順応し得る子女を教育することのできる高い教養と、優れた個性を備えた女性を育成しようとの目的で、弟牧田環の協力を得て、四條畷高等女学校を設立した。

それ以来、本学園はこの建学の精神「報恩感謝」の実現に努力し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学と一貫教育機関としての学園を形成し、ここに 80 年以上にわ

四條畷学園大学

たる発展の歩みを続けてきた。

そして平成 17(2005)年 4 月に四條畷学園大学が設置され、幼稚園から大学までを備えた名実ともに総合学園となった(表 4)。

表 4 四條畷学園大学の沿革

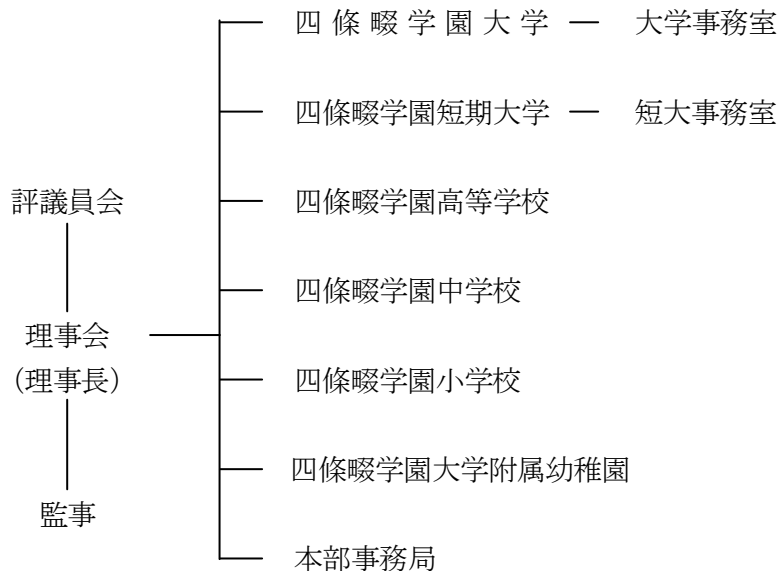
大正 15 (1926) 年	四條畷高等女学校創設
昭和 16 (1941) 年	四條畷学園幼稚園設置
昭和 21 (1946) 年	高等科設置認可
昭和 22 (1947) 年	四條畷学園中学校設置
昭和 23 (1948) 年	四條畷学園小学校設立認可
昭和 39 (1964) 年	四條畷学園女子短期大学家政科設置認可
平成 8 (1996) 年	四條畷学園創設 70 周年
平成 12 (2000) 年	四條畷学園女子短期大学を四條畷学園短期大学に名称変更
平成 13 (2001) 年	四條畷学園短期大学にリハビリテーション学科を新設
平成 17 (2005) 年	四條畷学園大学リハビリテーション学部を設置

2. 本学の現況

(1) 学園本部所在地

〒574-0001 大阪府大東市学園町 6 番 45 号

(2) 学園の機構



(3) 四條畷学園大学の所在地

〒574-0011 大阪府大東市北条5丁目11番10号
電話番号 072-863-5043
ファクシミリ 072-863-5022

(大学リハビリテーション事務室)

上記

(大学・短大本部事務室)

〒574-0001 大阪府大東市学園町6番45号
電話番号 072-879-7231
ファクシミリ 072-879-7237

(4) 学舎の所在地

大学リハビリテーション学舎

〒574-0011 大阪府大東市北条5丁目11番10号
電話番号 072-863-5043
ファクシミリ 072-863-5022

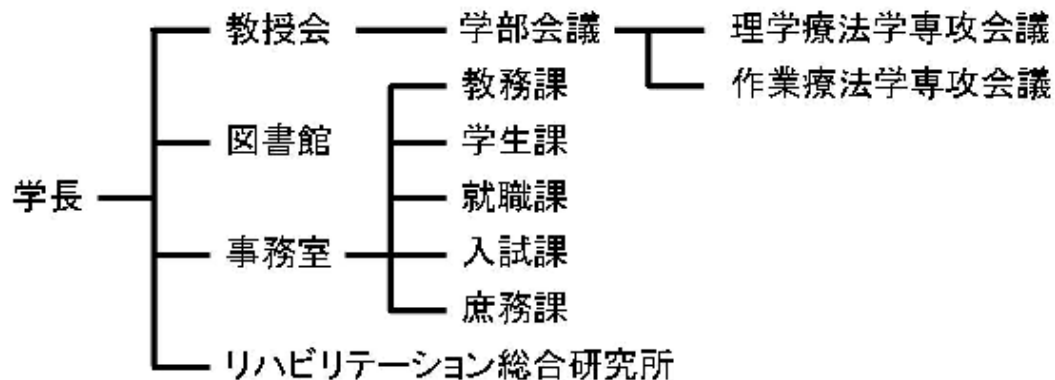
短大学園町学舎 (保育学科・介護福祉学科)

〒574-0001 大阪府大東市学園町6番45号
電話番号 072-879-7231
ファクシミリ 072-879-7237

短大北条学舎 (ライフデザイン総合学科)

〒574-0011 大阪府大東市北条4丁目10番25号
電話番号 072-876-6171 (代表)
ファクシミリ 072-878-5155

(5) 大学の機構



Ⅲ. 基準ごとの自己評価

基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

≪1-1の視点≫

(1) 事実の説明(現状)

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

学内に対しては入学式における学長の式辞に始まり、学舎内には創始者 牧田宗太郎の直系にあたる本学園小学校教諭 牧田朝美氏の揮毫による「報恩感謝」の額縁を掲示するなど、日常的に学生の目に直接触れるようにしている。また基本理念である「尊敬される人間」の育成については、理学療法士あるいは作業療法士として信頼され、かつ尊敬される医療専門職に育つように自覚と覚悟を促すよう講義や実習を通じて啓蒙に努めている。

学外に対しては基本的にホームページ、本学の特色の中に建学の精神、教育理念が述べられている。

その他、大学案内、学生募集要項、オープンキャンパスや学園祭(樟葉祭)、市民公開講座の開催時等を通じて本学の根幹を成す建学の精神や教育理念について周知を図っている。

(1) 1-1の自己評価

学内外への建学の精神や教育理念がどの程度周知されているか、調査を実施したことはない。またその過不足を自覚する機会もなかった。しかし、事実の説明(現状)の中に述べたように、学内外の諸行事において必ずといっていいほど建学の精神や教育理念について語られている。また本学は近隣地域における歴史ある伝統校としての自覚も強く、建学の精神は学内外に対して軽視されているということはない。

(2) 1-1の改善・向上策(将来計画)

重要なことは本学の学生及び卒業生が建学の精神と教育理念を正しく理解し、在学中はもちろんのこと卒業後も自己の成長及び社会貢献などにおいて有意義に効能することであると考える。そのためには学生だけでなく教員自身も本学における教育の基本理念を再確認し、日ごろの教育活動に精進しなければならない。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

≪1-2の視点≫

(1) 事実の説明(現状)

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

四條畷学園の究極の教育目標であり、四條畷学園大学の教育理念でもある「尊敬される人間」の育成を踏まえて、「人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた職業人を世に送り出すこと」を大学の使命としている。

また、大学の使命を全うするための具体的な目的として

- ① 社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること
- ② 科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを教育すること
- ③ セラピストとしての実践力を育成すること

の3点を掲げている。全ての教員がこの使命と目的を明確に認識して、教育に従事しなければならない。

このような使命や目的を達成するための取り組みとして、幅広い一般教育科目への配慮、パソコンを用いた統計学的手法に基づいた分析手法の教育、実習を多く取り入れた実技科目の設定などに心掛けている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

建学の精神、教育理念は本学学則の第1条第1項に(理念・使命)として定められ、「学生必携、履修の手引き」の表紙裏に強制的に記載されている。同じく目的(目標)も第2条第2項に定められており、同時に記載されている。この手引きはいうまでもなく学生にとっても教職員にとって必読の書である。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

学外に対する広報手段としてのホームページには建学の精神や教育理念の記載はあるが、使命、目的については記載がない。現在、学外に対して公表される機会としては、近隣の高等学校に対する入試説明会(年2回開催)、オープンキャンパス(年10回)しかないのが実情である。

(2) 1-2の自己評価

使命、目的について学則第1条に明文化され、学内については周知されていると思われるが、学外に対する公表は系統的、組織的に取り組みがされているとは言い難い。

(3) 1-2の改善・向上策(将来計画)

建学の精神や教育目標だけでなく大学の使命や目的についてもホームページ、大学案内および募集要項などを活用して周知を図る。(次年度以降実施)

[基準1の自己評価]

80余年の歴史を持つ四條畷学園にあって、歴史の浅い本学の学生に対して建学の精神や教育理念がどれほどに周知徹底できているのか、また教育を通じてどのような成果に結実するのかを評価するには多少の時間が必要だと考える。

[基準1の改善・向上策(将来計画)]

大学の使命や目的を具体化するためのカリキュラムを現在検討中のカリキュラムの中に反映する。また学外に対する広報活動を徹底するために大学案内や募集要項に記述する。(次年度以降実施)

基準2 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部・学科・附属機関など）が、全体として統合され教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切に連携されていること。

《2-1 の視点》

（1）事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科・附属機関などの教育研究組織が、適切な規模・構成を有しているか。

大学名 四條畷学園大学

学部名 リハビリテーション学部

専攻名

1) 理学療法学 専攻（定員 40 名）

2) 作業療法学 専攻（定員 40 名）

研究体制及び研究テーマ

- 1) 基礎医学研究室（教授：小西啓悦，講師：宮本靖）：①実験動物を用いての廃用性筋萎縮の解明、②拘縮および運動が骨代謝に及ぼす影響、③身体構造解析による身体運動機能の再考
- 2) 運動機能解析研究室（教授：上田任克，講師：長谷川昌士，宮本靖，雨夜勇作，川崎純，向井公一）：①ストレスと身体運動の関係、②呼吸理学療法技術の検証、③自立度の改善・介護負担軽減が図れる住宅改造と福祉用具
- 3) 運動療法学研究室（教授：森永敏博，講師：岩下篤司，宮本靖）：①筋力トレーニングが身体に及ぼす影響、②傷害予防トレーニング、③肩関節周辺筋の機能解析に関する研究
- 4) スポーツリハビリテーション研究室（教授：河井秀夫，講師 三谷保弘，川崎純）：
＊リハビリテーション総合研究所参照
- 5) 評価研究室（教授：上田任克，講師：川崎純）
①障害者スポーツにおける動作解析、②聾者アスリートの運動特性に関する研究
- 6) 義肢装具研究室（教授：鈴木康三，講師：川崎純）：①障害体験前後における学生の意識変化についての研究
- 7) 認知・生活動作研究室（准教授：松下太，講師：杉原勝美，川上永子）：①認知機能が活動に及ぼす影響、②生活活動の多角的分析
- 8) 作業遂行技能研究室（准教授：銀山章代，講師：巽絵理，北山淳）：①活動における作業遂行技能

附属機関

- 1) リハビリテーション総合研究所（大学附属機関）

所長：学長 教授 河井秀夫

本研究所の機能は、①健康相談・体力測定等を行い、四條畷学園のスポーツ活動を科学的側面から支援し、また、②教員の専門的知識の発展を目指した実践的研究をおこなう場を提供している。

平成 21(2009)年度の活動実績として、四條畷学園高校運動部に対するトレーニング

指導やコンディショニング指導を中心に、高校生の体力測定 6 回（バドミントン部 3 回、バレー部 2 回、陸上部 1 回）などであった。体力測定の練習会 10 回、高校生へのコンディショニング指導 5 回（バドミントン部 3 回、バレー部 1 回、陸上部 1 回）、大学生向け勉強会（スポーツ動作の分析）2 回、大学教員による高校生へのコンディショニング指導を毎週火曜日と木曜日の 16 時から 18 時まで行い、利用者数は 169 名（延べ）であった。

2) 四條畷学園大学附属図書館

図書館長：学長 教授 河井秀夫

本学の図書館は機能上、北条図書館・学園町図書館に分けて蔵書を収納している。リハビリテーション関連蔵書（5,249 冊）は大学キャンパスに近接する北条図書館に収納されている。なお、運用と実績は以下のとおりである。

開館時間：平日 9：00 より 20：30、土曜日 9：00 より 14：00（平成 22(2010)年 5 月 15 日より臨地実習期間のみ 17：00 閉館に変更）

平成 20(2008)年度閲覧者延べ数：学生延べ 10,114 人、職員延べ 104 人

平成 20(2008)年度貸し出し本数：延べ 2,496 人の学生が延べ 4,153 冊借り出している。

その他のサービス機能として、①複写サービス（館内複写 31,656 枚／年、文献複写取り寄せ件数 488 件、他大学からの複写依頼件数 121 件）、②文献検索システムの利用（医学中央雑誌・CiNii・国立国会図書館・つくばリポジトリ・PubMed にリンク）、③大阪府立図書館・大阪市立図書館にリンク等がある。

管理運営は四條畷学園大学・短期大学附属図書館管理規定に則って実施している。

なお、四條畷学園大学 附属 幼稚園（平成 19(2007)年 4 月から名称変更）は機構上、四條畷学園直轄の附属機関であり、大学の組織下ではなく名称だけのものである。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部・学科・附属機関など）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

2-1-②-1 教育に関して

1. 会議による関連性

専攻会議（専攻内の問題の協議）・学部会議（専攻内・専攻間・大学全体の問題などを協議する）から上がってきた重要問題は、適宜、教授会議題として審議され、必要に応じて議決される。専攻会議は、適宜開催される。定例学部会議は、月 1 回開催され、また定例教授会は 月 1 回 開催される。なお、緊急性の高い議題が出てくれば、その都度、臨時学部会議ないしは臨時教授会が開催され、問題の解決に努めている。

2. 校務分掌による関連性

すべての分野において、2 専攻から委員を出している。また、委員会レベルにおいても、各専攻から委員を出し構成されている。そのため、常に両専攻で協議し相互に適切な関係が維持できている。

2-1-②-2 研究に関して

2 専攻合同で研究発表会（5-4-①）が月 1 回開催され、また、リハビリテーション総

合研究所との共同研究（学生を動員したアスリートへのアンケート調査）や2専攻間による共同研究などもおこなわれるようになった。

（2）2-1の自己評価

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科・附属機関などの教育研究組織が、適切な規模・構成を有しているか。

大学リハビリテーション学部・学科の両専攻における規模・構成は、定められた通りの陣容を揃え、専攻会議・学部会議・教授会を通じて、教育研究を遂行するために機能している。

なお、教員の年齢構成に関して、大学院を併設していないこともあり、若い年齢層（院生および助教スタッフ）が在籍していない。大学の研究・教育機能を考えた場合、年齢の偏りに起因する機能不全が生じないように配慮する必要がある。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部・学科・附属機関など）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

教育研究上の目的に照らした相互間の適切な関連性は、大学組織が小規模であるだけに、円滑に保たれており意思の疎通が図られている。

（3）2-1の改善・向上策（将来計画）

1) 大学内における意思疎通は小規模ゆえに良好とも言える半面、運営に不可欠の諸委員会委員、全学園内における一定の義務的役割など、教育とは直接に関係しない部分での教員の負担が非常に大きく、一教員が複数委員を兼務するのが当たり前の状況になっている。しかも開学してからの日数も浅く役割分担が必ずしも確立されているわけではない。事務職員も少なく教務関係の事務に教員がかかわらざるを得ない状況にある。今後教員、事務職員の業務分掌規定の整備が必要である。

2) 教員の年齢構成（平成22（2010）年5月1日現在）

特任教授を含む全教員の平均年齢は64.8歳（N=24）である。理学療法学専攻教員の平均年齢は64.6歳（N=12）、作業療法学専攻教員の平均年齢は65.2歳（N=12）である。

① 理学療法学専攻教員の年齢構成

理学療法学専攻の教員の平均年齢64.6歳（N=12）とやや高く、教育経験からみれば比較的良好な状況であろうが、いずれ人事の停滞を招く要因でもあり、決して好ましいとはいえない。

時間をかけて、教員の年齢勾配を持った若年化を図ることが必要であるととも、助教の採用も考えねばならない。

② 作業療法学専攻教員の年齢構成

作業療法学専攻の教員の平均年齢は65.2歳（N=12）とやや高く、教育的には充実している年齢といえるが、いずれ人事の停滞を招く可能性がある。助教の採用も検討する必要がある。

③ 助教の採用の意義について

研究助手・教育助手としての助教の活用は、教育研究効率の面からも必要と考
える。助教は単なる助手として存在するのではなく、リハビリテーション学を修
め国家資格を取得した、若い教育研究に関心のある者を選考することにより、
次期講師候補者となりうるものの育成の意義をも有している。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分にできるような組織上の措置がとられているこ と。

《2-2の視点》

(1) 事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分にできるような組織上の措置がとられているか。

平常時における教養教育の進捗状況や成績に関しては、事務部門と教務委員会との緊密
な連携によって運営されている。とくに教務委員長は科目の構成内容について具体的に把
握し、内容に関する委員会や専攻の希望などについては、科目担当者と直接意見交換をお
こなっている。

非常勤講師との連携については、授業態度や出席状態について専任教員によるコーディ
ネーターが把握し、科目担当者の相談に応じることや直接指導することもある。

一般教育の科目構成や時間配分に関しては、各専攻会議や学部会議などから問題提起さ
れ、その解決には、カリキュラム検討委員会で検討され改善案を作成のうえ、教授会で諮
られる。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

各委員会には委員長が定められており（委員長は学長が指名する）、責任体制は整備さ
れている。

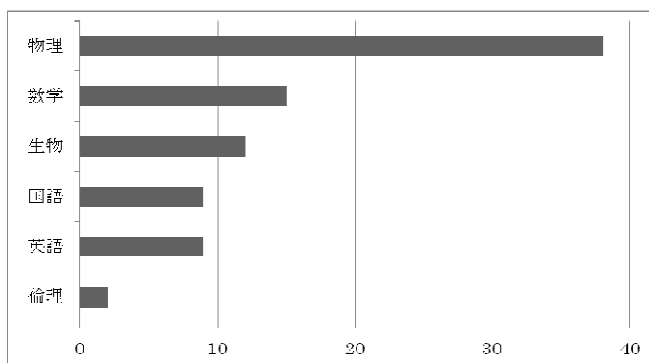
教養科目の内容の再検討・総時間数に関する吟味等に関して問題提起がされ、カリキュ
ラム検討委員会で授業内容を検討し、平成 23（2011）年度にはカリキュラム改訂予定で
ある。

(2) 2-2 の自己評価

18歳人口が全国の大学総定員数を割って以降、入学者の学力低下に対する対策が一般に
議論されてきた。リメディアル教育・導入教育・授業総時間数などの検討は必要である。

四條畷学園大学における、大学2年次65名の授業・カリキュラム調査結果から次のよ
うな結果が得られた。

図2-1 大学入学後にも必要と考えた授業科目



この結果から、平成 22 (2010) 年度入学生へは、入学直後に次のような時間割で物理学、数学、生物学を中心に外部講師によるリメディアル教育を 4 月 5 日から 9 日までの全日 5 日間行った。このリメディアル教育は、一定の水準に到達できていない学生に対しては物理学を主に、毎週 1 回 90 分行っており、平成 22 (2010) 年 4 月から 6 月までの期間おこなった (特記事項参照)。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

以下の点に関して、今後取り組まなければならない。

- 1) 学力に問題のある学生への早期教育指導体制を強化する。
- 2) 1 年次に開始したリメディアル教育などによって、今後、単位非取得数・留年率・退学率に改善がみられるか、を経時的に監視する。
- 3) 教養教育と専門教育との円滑な接続がどのようにすればできるのか、担当教員間で検討実施する。

2-3. 教育方針などを形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるように整備され、十分に機能していること。

《2-3 の視点》

(1) 事実の説明 (現状)

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

1) 教育に関して

大学における意思決定最高機関は教授会である。ここで審議される議題は、a. 各委員会・各専攻会議・学部会議で提起された重要問題の審議、b. 教務関係で教授会決定とされている事項、c. 大学運営に係わる重要事項の審議・決定、d. 学長が必要と判断した議題等となる。

なお、月例教授会は月 1 回開催されるが、緊急時や必要に応じて臨時教授会が適宜学長の招集によって開催される。

2) 研究に関して

研究に係わる原則的な問題に関しては、上記と同様に、各会議・委員会から提案された議題を教授会で審議・決定される。

さらに、臨床研究・基礎研究に際しても、「四條畷学園大学 倫理委員会規則」に則って

審議され許可される。

なお、研究テーマの決定は、研究者各個人の裁量によっておこなわれ、大学や学部が意図的に研究テーマを組織として取り組むよう指導したことはない。大学研究にける研究内容の管理的対応は好ましくない。しかし、大学として合意の上で、共通のテーマで個人がそれぞれの裁量で研究を進めることは、大学の研究力となるので、今後は全研究者と協議しつつ取り組みたい。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的および学習者の要求に対応出来るよう十分に機能しているか。

1) 教育に関して

学生委員会ないしは各学生担当教員・教務事務担当者に持ち込まれた種々の学生教育に係わる諸問題は、まず、窓口での事情聴取・懇談を重ね、解決に向けた取り組みがおこなわれる。個人レベルの問題の多くは解決できるが、教育システムにも係わる問題については、適宜、教務委員会・専攻会議・学部会議でも協議され、重要事項については、教授会で審議・決定される。なお、長期にわたる検討が必要な際には、カリキュラム検討委員会・該当委員会に諮問される。この体制によって、多くの問題(学生からの種々の要求をも含め)が解決されている。

2) 研究に関して

研究テーマの是非・進捗状況・研究成果に対する吟味・検討に係わる研究会議は存在しない。現在、教員の行っている研究内容やその進捗状況に関して各教員は研究発表会をとおして知ることができるが、本来は定期的で開催される研究検討会議などによって議論される必要があると考える。

(2) 2-3 の自己評価

体制的には、教育研究に係わる意思決定機関は整備されている。機能的には、やはり研究内容や研究効率に関する議論が大学としてオープンな議論の中で進められて行くべきと考える。

また、研究の倫理的配慮からは、大学から発表されるすべての口演・論文の倫理委員会によるチェックがおこなわれていない点を改善しなければならない。

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

定期的に大学研究会議を開催し、各研究者の研究の妥当性やその進捗状況・研究効率などに関して議論できる場を構築する。

また、大学から発表される全ての口演・論文の倫理的チェックがおこなえる体制を構築する。多くの医療機関では、小回りが利き迅速性のある「小委員会」体制で審査し、本委員会でも承諾をもとめる形式を採用している。この体制を採用したい。

[基準2の自己評価]

少なくとも、大学の使命・目的を達成するための組織として、教育研究の基本的な組織

(学部・学科・附属機関)が構成されており、かつ各組織相互の適切な関係が保たれている。

しかし、人間形成のための十分な教養教育が実践されているとはいえ、教養教育に対して全般的な検討がなされていない。学生への学習支援、休学や退学率の改善のためにも、教養教育とは何か、何を教育しなければならないかについて組織的に対応し、取り組む必要がある。

今後は、大学の使命・目的および学習者の要求に対応できるように整備し十分に機能させねばならない。

なお、研究に関しては、実質的な研究会議体制がなく、また、研究の倫理性に関する監視が研究全般に行き渡っていない点を改めねばならない。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

教養教育全般を見直すことで、休学・留年・退学を回避し、志を持って入学した学生の希望を全うさせたい。また、研究体制の強化を図り、教員の研究内容に懂れて学生が本大学に入学するような状況を構築する。

これらに関しては、今後3年以内に達成できるように努力する。

基準3 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1の視点》

(1) 事実の説明(現状)

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定され、学則等によって定められ、かつ公表されているか。

本学は、建学の精神である「報恩感謝」に則り、「尊敬される人間の育成」を教育理念としている。このことから教育研究上の目的を「四條畷学園大学学則」第1条に「本学は、四條畷学園の建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「尊敬される人間の育成」のもと、教育基本法及び、学校教育法の規定するところに従い、広く一般教養を培うとともに、専門の学術技能を教授研究し、知能の啓発と応用能力の涵養を図り、人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた職業人を世に送り出すことを使命とする」旨を定めている。この理念に基づき、リハビリテーション学部では、治療技術だけでなく豊かな教養と高い倫理観を兼ね備えた医療専門職としての理学療法士・作業療法士の育成を目標としている。

この目標達成のために、i) 社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること、ii) 科学する力と旺盛な研究心を身につけたセラピストを育成すること、iii) セラピストとしての実践力を育成すること、に取り組んでいる。

各専攻に係る教育研究上の目的は以下のとおりである。

理学療法学専攻

多様化する理学療法士の需要に対して、単なる専門的知識や技術を教育・研究するのみではなく、障害を持った方々や高齢者に対して人間味あふれた接し方ができるよう、幅広い教養と豊かなパーソナリティを育てるための教育・研究に重点をおいている。具体的には人とのふれあいの中から理学療法士としての必要な資質の涵養に努め、技能を修得し、応用能力を高めるための実習時間と内容に配慮し、国際レベルを視野に入れた理学療法士を育成する。

作業療法学専攻

生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と倫理観の涵養を図るとともに、保健・医療・福祉などに関する科学的探究と豊かな技術の修得と創造を目的とし、関連各分野と良好なコミュニケーションを図りつつ、地域社会はもとより、広く国際社会において活躍できる作業療法士を育成する。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

最近の顕著な知識・技術の進化・高度化傾向のあるなかで、教養および専門知識に加えて専門分野ごとに必要な保健学系知識・技術を精選して確実に理解させる仕組みを整備している。

教育理念・目的を基礎として、上記のような教育目的を立て、これを実現するために大

学設置基準である 124 単位を超えた 128 単位を卒業要件としている。その内訳は、26 単位を一般教養科目とし、保健学系専門基礎科目を 34～35 単位、保健学系専門科目を 67～68 単位となっている。また、これらの修得を深めるために 1 年次前期から専門科目を取り入れ、専門教育のモチベーションを高め、その基礎となる土台作りを早期から行い、学年進行に伴って、段階的に学べるようなカリキュラム構成としている。そして専門科目を学ぶ際の基礎となる基礎医学・臨床医学をしっかり学習できるようカリキュラムを構成している。学内の実習を充実させるだけでなく、入学早期から毎学年ごとの臨地見学実習、評価実習、総合臨床実習などの実施によって、学内教育と実践力の連携を深めている。

教育目標を達成するために教育課程の具体的目標は次のように定めている。

第一に「豊かな人間性の育成」である。

障害をもった人や高齢者を対象にすることが多いセラピストの仕事は、これらの人々がかかえる問題や苦痛を理解するだけでなく、これらを受け止め、さらに軽減するための力量が求められる。そのために入学当初より四年制教育を活用した幅広い一般教育科目を提供する。

第二に「科学する力の育成」である。

医療職の教育では、自然科学の基礎知識が、専門基礎科目や専門科目を履修する上で必要な水準にあることが必須である。これからの理学療法士や作業療法士は、単にサービスを提供するだけでなく、その結果や効果の判定を行うことや、より良いサービス提供のための検証が求められている。学内の教育設備は IT 化を進め、情報処理や統計処理の設備を整備している。また専門科目としての実習に使われる各種の器具や設備も、逐次それらの刷新に努めている。

第三に「セラピストとしての実践力の育成」である。

最近のセラピストに求められる領域は、医学的リハビリテーションだけでなく、保健・福祉は言うに及ばず、介護保険やスポーツリハビリテーション・産業医学の領域など、非常に多様化している。このような社会的ニーズに対応できるように、就学早期より施設見学などをカリキュラムの中に取り入れ、セラピストとしての幅広い役割への理解を得る機会を提供している。また、グローバル化社会の現状に見合った世界情勢の把握と視野の広いセラピストを育成する目的で、外国（オーストラリア）での実習を 3 年次の希望者に対して準備している。

一方、それぞれの領域に経験豊かな専任教授陣を配置し、質の高い専門教育の提供に努めている。各専攻に係る編成方針は以下のとおりである。

理学療法学専攻

理論を一つ一つ積み重ねていく分かりやすい講義を目指し、「論拠に基づいた医療」(Evidence Based Medicine) の実践に向けての体制を充実させている (表 3-1-1)。

1 年次前期より、高等学校の履修内容、程度の如何に関わらず一定の基礎学力の習得が可能なカリキュラム編成とし、専門科目を一部導入している。一般教育科目は、自然科学系に偏ることなく、人文社会科学系科目も同等に開講して、広く教養を身につけたセラピストとして臨床現場に立てるように配慮をしている。

全体的な特徴として、教養科目と専門科目の分断を避け、段階的に専門科目の配当を多くすることで、基礎科目の専門科目との結びつきをより明確にしている。対人職としての

四條畷学園大学

マナーやコミュニケーション能力の向上を目指して、授業という枠組みにとらわれず、学年担任を配して、個別面談やホームルームの時間を時間外に設け、決め細やかな指導を行っている。

表 3-1-1 理学療法学専攻教育課程と指定規則との対比表

指定規則の教育内容				理学療法士課程											
教育課程	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	計											
				科学的思考の生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	人間の健康と生活の基盤	
区分	授業科目	単位数	履修方法及び卒業要件	14	12	12	2	6	5	20	4	18	93		
一般	文歴社会学	2	15	計8単位以上 必修4単位を含む	○										
	史学	2	15		○										
	教育学	2	15		○										
	社会学	2	15		○										
	社会福祉学	2	15		○										
	障害者福祉学	2	15		○										
	心理学	2	15		○										
	コミュニケーション論	2	15		○										
	国語表現法Ⅰ(国語基礎力)	1	30		○										
	国語表現法Ⅱ(基礎表現技法)	1	30		○										
	国語表現法Ⅲ(記録・報告技法)	1	30		○										
	国語表現法Ⅳ(論文読解と作成の基礎)	1	30		○										
	物理学	2	15		計10単位以上 必修8単位を含む	○									
	生物物理学	2	15			○									
	自然環境論	2	15			○									
情報数学	2	15	○												
生活科学Ⅰ(食環境)	2	15	○												
生活科学Ⅱ(衣環境)	2	15	○												
情報科学Ⅰ	1	30	○												
情報科学Ⅱ	1	30	○												
統計学演習	2	15	○												
統計学	1	30	○												
医療統計学	1	30	○												
健康科学Ⅰ(概論)	1	30	必修4単位	○		○									
健康科学Ⅱ(基礎)	1	30		○		○									
健康科学Ⅲ(実践)	1	30		○		○									
健康科学Ⅳ(栄養と心理)	1	30		○		○									
外国語科目	医学英語	1	30	必修2単位以上 計4単位	○	○	○								
英語Ⅰ(総合英語)	1	30	○		○										
英語Ⅱ(日常会話)	1	30	○		○										
英語Ⅲ(専門英語)	1	30	○		○										
英語Ⅳ(海外語学研修)	1	30	○	○											
計(履修方法・卒業要件)				26	26		0						26		
専門基礎科目	解剖学Ⅰ	2	30	必修33単位を含む 35単位以上		○									
	解剖学Ⅰ実習	1	45			○									
	解剖学Ⅱ	2	30				○								
	解剖学Ⅱ実習	1	45				○								
	生理学	4	15				○								
	生理学実習	1	45				○								
	運動学Ⅰ(基礎)	2	30				○								
	運動学Ⅱ(運動分析)	2	30				○								
	運動学Ⅲ(実習)	1	45				○								
	臨床運動学	1	45				○								
	運動発達学	2	15				○		○						
	発達心理学	1	30				○		○						
	臨床心理学	1	30				○	○	○						
	病理心理学	1	30					○							
	内科学	2	30					○							
	整形外科	2	30					○							
	精神内科学	2	30					○							
	精神医学Ⅰ	1	30					○							
	精神医学Ⅱ	1	30					○							
	リハビリテーション医学	1	30					○							
小児科	1	30				○									
スポーツ医学	1	30				○									
脳外科	1	30				○									
老年医学	1	30				○									
リハビリテーション概論	1	30						○							
医学概論	1	30						○							
公衆衛生学	1	30						○							
計(履修方法・卒業要件)				35	0	20	13	2				0	35		

四條畷学園大学

指定規則の教育内容					理学療法士課程											
教育課程					履修方法及び卒業要件	基礎分野	専門	基礎分野	専門分野				計			
						科学的思考の基盤	人間の生活	疾病と障害の成り立ち及び回復	過程の促進	保健医療福祉とリハビリテーション	基礎理学療法学	理学療法評価学		地域理学療法学	臨床実習	
区分	授業科目	単位数		単位の時間数	卒業要件	14	12	12	2	6	5	20	4	18	93	
		必修	選択													
専門科目	理学療法概論	1		30	必修61単位を含み67単位以上					○	○	○	○			
	理学療法管理学	1		30							○		○			
	理学療法研究論	1		30							○	○				
	医療福祉関連法規	1		30							○		○			
	運動療法概論	1		30							○		○			
	内部障害系運動療法学概論	1		30							○		○			
	作業療法学概論		1	30							○	○	○	○		
	作業適用学		1	30							○	○	○	○		
	理学療法評価学Ⅰ(概論)	1		30							○	○				
	理学療法評価学Ⅱ(測定と評価)	2		30							○	○				
	理学療法評価学Ⅲ(評価プログラム)	1		45							○	○				
	運動発達評価学	1		30							○	○				
	運動器系運動療法学Ⅰ(概論)	1		30									○			
	運動器系運動療法学Ⅱ(疾患別治療論)	2		30									○			
	運動器系運動療法学Ⅲ(治療プログラム)	1		45									○			
	神経系運動療法学Ⅰ(概論)	1		30									○			
	神経系運動療法学Ⅱ(疾患別治療論)	2		30									○			
	神経系運動療法学Ⅲ(治療プログラム)	1		45									○			
	呼吸器系運動療法学Ⅰ	1		30									○			
	呼吸器系運動療法学Ⅱ	1		45									○			
	循環器系運動療法学Ⅰ	1		30									○			
	循環器系運動療法学Ⅱ	1		45									○			
	代謝系運動療法学Ⅰ	1		30									○			
	代謝系運動療法学Ⅱ	1		45									○			
	物理療法学Ⅰ	1		30								○	○			
	物理療法学Ⅱ	1		45								○	○			
	生活動作学Ⅰ	1		30								○	○			
	生活動作学Ⅱ	1		45								○	○			
	義肢装具学Ⅰ	1		30									○	○		
	義肢装具学Ⅱ	1		45									○	○		
	スポーツリハビリテーションⅠ	1		15									○	○		
	スポーツリハビリテーションⅡ		1	45									○	○		
	運動発達治療学	1		30									○	○		
	理学療法特論Ⅰ(コミュニケーション演習)	1		45									○	○		
	理学療法特論Ⅱ(情報収集演習)	1		45									○	○		
	理学療法特論Ⅲ(情報分析演習)	1		45									○	○		
	理学療法特論Ⅳ(統合解釈演習)	1		45									○	○		
	理学療法特論Ⅴ(プログラム立案演習)	1		30									○	○		
	理学療法特論Ⅵ(総合演習)	1		30									○	○		
	理学療法学研究Ⅰ(発達障害・高齢者領域)※1		3	30								○	○	○		
	理学療法学研究Ⅱ(循環・代謝・呼吸系障害領域)※1		3	30								○	○	○		
	理学療法学研究Ⅲ(神経系障害領域)※1		3	30								○	○	○		
	理学療法学研究Ⅳ(運動器系障害領域)※1		3	30								○	○	○		
	生活環境論	1		30											○	
	地域リハビリテーション原論	1		30											○	
地域理学療法学	1		15										○			
リハビリテーション工学		1	30									○				
地域リハビリテーション実習Ⅰ(海外研修)※2		1	45										○	○		
地域リハビリテーション実習Ⅱ(国内研修)※2		1	45										○	○		
臨床実習Ⅰ(情報分析実習)	3		45								○			○		
臨床実習Ⅱ(治療プログラム実習)	8		45								○			○		
臨床実習Ⅲ(総合実習)	8		45								○			○		
計(履修方法・卒業要件)				67		0		0		6	5	32	5	19	67	

卒業要件		26	35	67	128
指定規則に対する増単位数		12	9	14	35

*いずれか3単位選択

*いずれか1単位選択

作業療法学専攻

教育課程の内容を、日本における保健・医療・福祉・教育および職業関連制度を反映し、世界作業療法士連盟（WFOT：World Federation of Occupational Therapists）最低基準を満たすよう構成している（表3-1-2）。

1年次前期から専門科目を取り入れることで専門教育の基礎となる土台作りを早期から行い、学年進行に伴い段階的に学べるようなカリキュラム構成としている。また専門科目を学ぶ際の基礎となる基礎医学・臨床医学をしっかりと学習できるようカリキュラムを構成している。学内の実習を充実させるだけでなく、入学早期から毎学年ごとの臨地見学実習、評価実習、総合臨床実習などの実施によって、学内教育と実践力の連携を深める。特に、臨床教育を1年次前期から開始し、専門的知識や技術の教育に先立ち、まず作業療法の対象となる「人」を理解することの大切さを、学生に理解してほしいと考えている。

厚生労働省指定規則は、作業療法士養成課程の卒業者が、作業療法士国家試験の受験を認められる必須条件である。従って、本学作業療法学専攻の教育課程は、それを遵守している。

作業療法士養成課程は、理学療法士・作業療法士養成施設基準で、93単位が必要単位数として定められており、これは大学設置基準124単位の75%を占めている。従って、大学の独自性の具体化には限界があるが、その中で可能な限り教育課程を工夫した。

また、専任教員によるきめ細かな指導が可能となるよう1年次前期から専門の専任教員が担当する科目を複数配置し、入学当初から教員は学生の理解に努め、学生からも教員を身近な存在として受け入れられるように配慮している。教育課程ではないが、同様の目的で、各クラスに2名の担任をきめ、学生の個別指導に当たっている。

四條畷学園大学

指定規則の教育内容

教育課程				作業療法士課程												
				基 分 野	専 門	基 礎	分 野	専 門 分 野				計				
区 分	授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法 及 び 単 位 時 間 当 た り の 単 位 数	基 礎 分 野	専 門	基 礎	分 野	専 門	分 野	分 野		分 野	分 野	分 野	分 野
		必 修	選 択	卒 業 要 件	14	12	12	2	6	5	20	4	18	93		
専 門 科 目	作業療法概論Ⅰ	1	30	必 修 単 位 を 含 み 計 68 単 位 以 上					○	○	○	○				
	作業療法概論Ⅱ	1	30							○	○	○	○			
	基礎作業学演習Ⅰ(陶芸)	1	30							○						
	基礎作業学演習Ⅱ(木工・金工)	1	30							○						
	基礎作業学演習Ⅲ(織物等)	1	30							○						
	基礎作業学演習Ⅳ(革細工等)	1	30							○						
	基礎作業学実習	1	45							○						
	作業療法研究法	1	30				○			○	○	○				
	作業療法管理学	1	30							○						
	作業療法評価学	2	30							○						
	作業療法評価学実習Ⅰ(身体障害領域)	1	45							○						
	作業療法評価学実習Ⅱ(精神障害領域)	1	45							○						
	作業療法評価学実習Ⅲ(発達障害領域)	1	45							○						
	作業適用学Ⅰ	1	30							○	○	○				
	作業適用学Ⅱ	1	30							○	○	○				
	作業療法治療学総論	1	30									○				
	運動器系障害治療学	1	30									○				
	運動器系障害治療学実習	1	45									○				
	神経系障害治療学	1	30									○				
	神経系障害治療学実習	1	45									○				
	老年期障害治療学	1	30									○				
	精神障害治療学	1	30									○				
	精神障害治療学実習	1	45									○				
	発達障害治療学	1	30									○				
	発達障害治療学実習	1	45									○				
	日常生活技術学	1	30									○				
	日常生活技術学実習	1	45									○				
	職業援助技術学	1	30									○				
	職業援助技術学実習	1	45									○				
	生活・環境機器技術学	1	30									○				
	生活・環境機器技術学実習	1	45									○				
	作業療法特論Ⅰ(身体障害領域)	*1	1		15							○				
	作業療法特論Ⅱ(精神障害領域)	*1	1		15							○				
	作業療法特論Ⅲ(発達障害領域)	*1	1		15							○				
	作業療法特論Ⅳ(老年障害・地域リハ)	*1	1		15							○				
	身体障害領域演習Ⅰ*2		1		15							○				
	老年障害領域演習Ⅰ*2		1		15							○				
	精神障害領域演習Ⅰ*2		1		15							○				
	発達障害領域演習Ⅰ*2		1		15							○				
	身体障害領域演習Ⅱ*3		1		15							○				
	老年障害領域演習Ⅱ*3		1		15							○				
	精神障害領域演習Ⅱ*3		1		15							○				
	発達障害領域演習Ⅱ*3		1		15							○				
	医療福祉関連法規	1	30								○					
	理学療法概論	1	30									○				
物理療法学	1	30								○						
内部障害系運動療法学概論	1	30								○						
スポーツリハビリテーション		1	15							○						
地域リハビリテーション原論	1	30							○							
地域作業療法学	1	15								○						
地域作業療法学演習	1	30								○						
地域リハビリテーション実習Ⅰ(海外研修)*4		1	45							○						
地域リハビリテーション実習Ⅱ(国内研修)*4		1	45							○						
リハビリテーション工学		1	30							○						
作業療法学研究	4									○						
作業療法学演習	1	30								○						
臨地見学Ⅰ	1	45								○						
臨地見学Ⅱ	1	45								○						
臨床評価学実習	1	45								○						
基礎臨床実習	3	45								○						
総合臨床実習	16	45								○						
計(履修方法・卒業要件)				68	0		0		9	5	27	5	22	68		
卒業要件						26		34		68				128		
指定規則に対する増単位数						12		8		15				35		

- *1 いずれか1単位選択
- *2 いずれか1単位選択
- *3 いずれか1単位選択
- *4 いずれか1単位選択

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

「豊かな人間性」については、専門職教育の現場でありがちな一般教育科目の軽視を戒め、療法士としての知識や技術を対象者に対して有効に生かすためには、いかに幅広い教養が必要かを強調している。また学生の興味に対応する体制を整え、興味と熱意を持って一般教育科目に参加できるよう配慮した。

「科学する力の育成」については、経験主義に偏重しがちであった理学療法や作業療法を科学的な治療法として、学問的体系化を図るべく編成した。一般教育科目の中に「統計学」・「統計学演習」・「医療統計学」の科目を設置するだけでなく、治療計画の立案や治療結果の科学的検証ができるように最新の検査器具や治療器具を準備した。

「セラピストとしての実践力の育成」については、学内実習を充実させるだけでなく、入学早期から見学実習の実施や臨床実習の適切な配分によって、学内教育と実践力の連携を深めるべく努めている。一方、本学には臨床施設を併設していないため、学園内にリハビリテーション総合研究所を設け、また近隣の病院や老人保健施設などの協力を得るなどして臨地教育の充実に努めている。

教育理念・教育目標を履修の手引き裏表紙1ページ目に記載し、毎年学年ごとに行われる履修ガイダンスの際に、教員から学生へ説明を行いその周知を行っている。

また、計測機器や実験・実技実習に必要な機材が準備され、授業用には1クラスの学生数のパソコンが整備されている。講義室・実習室ともに、プロジェクターや実物投影器、OHP やスライドプロジェクターが使用可能で、画像や映像を用いた授業が可能な環境が整っている。これらは、学生の課題発表にも使用されている。各教科で、グループ課題として、問題解決型の学習や体験型学習が多く取り入れられている。

理学療法学専攻

一般教育科目として、高等学校教育の多様化に対応し、高等学校での科目履修の内容にかかわらず、リハビリテーションに関心を持つ学生を広く受け入れ、入学後に必要な基礎知識を習得できる機会を保障する事を目的に、個々の学生が自身の必要性に応じて履修できるように配した。人文・社会科学系12科目、自然科学系12科目、健康科学4科目、英語5科目の計33科目を開講している。また国際的視野の育成として、語学教育を外国人講師による英語教育や海外語学研修を取り入れている。また、日本において近年社会的ニーズが高い地域リハビリテーションに関する教育で、先進的な海外の取り組みを知る機会を設けている。

「健康科学」・「生理学・生理学実習」などでは、講義に偏ることなく、実験・実習をより多く取り入れ実証的思考を重視している。

専門科目においては、原則的に講義30時間を1単位とし、授業の進行にゆとりを持たせ、さらに講義と実習による科目立てとし、各教科で実技・実習を多く取り入れられるようにした。特に治療技術の教育においては、講義のみでは学生の理解が不十分であることから、講義時間と同等に実習科目を配し、さらに現場での実践応用に役立つ、ロールプレイ方式の問題解決型学習を支援するような演習科目も配当して、科学的根拠をもった治療とはいかなるものであるのかを体験させる機会を設けている。

科学的根拠に基づく治療を実践できるためには、現象を理解するのみならず、事象をデータ化または可視化できることが求められる。このための教育として、1年次の「情報科

学Ⅰ・Ⅱ」、2年次の「統計学」・「統計学演習」、3年次前期の「医療統計学」で発表やデータ処理技能を習得し、基礎的な理解を深めた上で3年次後期の「理学療法研究論」にて、理学療法分野における研究計画の立て方や発表などの実際を学ぶ。これらを基礎に、4年次臨床実習における症例報告を行うことで、事例検討をまとめる。更に、個別に自己テーマに沿って研究計画・実行・結果のまとめ・発表という一連の研究過程を経験し、卒業までに「理学療法学研究Ⅰ～Ⅳ」にて論文をまとめるカリキュラムとなっている。

従来は特定の疾患や障害に対して学習時間が偏重されていることが問題となっていた。現代の医療や介護をめぐる情勢は変化が激しく、学習内容が現場での要求に応えられないといった問題に対応するため、専門基礎科目である「老年医学」・「脳外科学」といった科目を取り入れている。また、専門科目においては、対象疾患や障害の広がりに対応するため、運動器系および神経系運動療法学に加え、一つの科目として教授されることが多かった内部障害系運動療法を、「循環器系運動療法学」・「呼吸器系運動療法学」・「代謝系運動療法学」に分割し、各々に実習科目を配当した教育課程となっている。

次に、実践力の向上として重要であるのは、学内教育と臨床教育の関連付けを明らかにし、一体となって基礎教育を行うことである。そこで、臨床現場での実習を1年次から取り入れている。「理学療法特論Ⅰ」では、理学療法の対象となる人への理解を深め、また前職業人としての基本的態度や行動を学習する。また、現場を体験することにより、多職種からなるチーム医療を実際に体験することで、講義と実践の連携を図る。

理学療法特論Ⅳでは、前期授業開講時期に現場での実習を取り入れ、教室での講義と現場での実習を連携させ、学生の学習意欲の向上や動機付けに付与している。また、科目開講時期のみならず、夏季休業中にも現場での実習を行い、後期の臨床実習Ⅰ、更には4年次臨床実習ⅡおよびⅢに継いでいる。

現場での実習は、特定の分野や医療機関の特性に偏りがないように配置され、急性期から維持期、介護分野など幅広い分野での臨床体験ができるように配慮している。

また、標準的な理学療法の履修モデルだけではなく、学生が特に興味を持った領域の学習を進められるように、選択科目を設けた。例えば、「スポーツ医学」・「スポーツリハビリテーション」を選択することにより、健康増進領域あるいはスポーツ障害領域における理学療法のあり方に、より深く学習を進められるように科目が設けられている（履修の手引き理学療法学専攻教育課程表参照）。

作業療法学専攻

一般教育科目として、高等学校教育の多様化に対応し、高等学校でどの科目を履修したかにかかわらず、リハビリテーションに関心を持つ学生を広く受け入れ、入学後に必要な基礎知識を習得できる機会を保障する事を目的に、個々の学生が自身の必要性に応じて履修できるように配した。人文・社会科学系12科目、自然科学系12科目、健康科学4科目、英語5科目の計33科目を開講している。また国際的視野の育成として、語学教育を外国人講師による英語教育や海外語学研修を取り入れている。また、日本において近年社会的ニーズが高い地域リハビリテーションに関する教育で、先進的な海外の取り組みを知る機会を設けている。

「健康科学」・「生理学・生理学実習」・「運動学・運動学実習」などでは、実験・実習

を取り入れ実証的思考を重視している。

専門科目においては、原則的に講義 30 時間を 1 単位とし、授業の進行にゆとりを持たせ、さらに講義と実習による科目立てとし、各教科で実技・実習を多く取り入れられるようにし、経験主義に偏重しがちであった作業療法を科学的な治療として、学問的体系化を図るべく編成した。グループ課題を通して実証的かつ論理的思考の育成が図られ、共感や相互理解、コミュニケーション力の育成に繋がっている。さらに、治療計画の立案や治療結果の科学的検証ができるように最新の検査器具や治療器具を準備し、卒業後の研究活動を支援するため、1 年次の「情報科学Ⅰ・Ⅱ」、2 年次の「統計学」・「統計学演習」、3 年次前期の「医療統計学」で発表やデータ処理技能を習得し、3 年次後期の「作業療法研究法」で研究計画の立て方や発表などの実際を学ぶ。これらを基礎に、学生は個別に自己テーマに沿って研究計画・実行・結果のまとめ・発表という一連の研究過程を経験し、卒業までに「作業療法学研究」を作成するカリキュラムとなっている。

また、作業療法の各領域について、学生が特に関心を持った領域の学習を進められるように、選択科目を設けた。例えば、「発達心理学」・「作業療法特論Ⅲ」・「発達障害領域演習Ⅰ・Ⅱ」を選択することにより、発達障害領域の学習を深めることができる。同様に身体障害領域では、「スポーツ医学」・「脳外科学」・「物理療法学」・「内部障害系運動療法概論」・「スポーツリハビリテーション」からいずれかを選択し、「作業療法特論Ⅰ」・「身体障害領域演習Ⅰ・Ⅱ」を選択履修することになる。精神障害領域や老年期障害においても同様に、関心がある領域の学習を深められるように選択科目が設けられている。

次に、学内教育と臨床教育の関連付けを明らかにし、一体となって基礎教育を行うことである。そこで、臨床現場での実習を 1 年次から取り入れている。「臨地見学Ⅰ・Ⅱ」では、作業療法の対象となる人への理解を深め、また社会人としての基本的態度や行動を学習する。1 実習は 2 施設で構成され、学生は 1 年次に 4 施設の見学を経験する。これら 4 施設は、領域・対象年齢が異なるように計画され、学生が今後学んでいく作業療法の対象領域を理解しやすくしている。2 年次の臨床評価学実習や 3 年次の基礎臨床実習で、最終学年の総合臨床実習に必要な準備教育を行っている（履修の手引き作業療法学専攻教育課程表参照）。

（2）3-1の自己評価

本学は、リハビリテーション分野の専門職を養成する大学としての使命・目的を持って教育に当たっている。建学の理念、教育理念に基づき教育目的・目標は、学生必携&履修の手引きに明示している。また、この教育理念・使命・目標は、新入学生への挨拶や新年度の履修ガイダンスの際に、教員から学生に説明している。

本学の教育課程は、大部分が国家試験受験資格取得を目指すため、文部科学省・厚生労働省の基準に則って定められており、このことから専門科目の質・量に重きがおかれる傾向がある。そのため医療・福祉を取り巻く社会情勢や制度の大きな変化に応え、また学生のニーズや社会的需要に基づき、これらの変化をそれぞれの科目の講義の中に取り入れ、学生に常に最新の知識を伝えてきた。

その結果として、卒業生全員が国家試験を受験し、合格率が「理学療法士」96.7%（全

国 92.6%、大阪府 93.6%)、「作業療法士」87.5% (全国 82.2%、大阪府 83.4%) であった。合格者全員が理学療法士・作業療法士として就職し、第一線で働いていることから (平成 22(2010)年 3 月)、本学の教育課程が有意に機能していると考えられる。

しかし、最近の入学者の基礎学力の低下は著しく、今までのカリキュラムのままでは、大学の授業についていけない学生が出てきている。そのため、入学時に基礎学力向上のためのカリキュラムを増やす必要がある。また、その時の学生の課題に即対応できるような、カリキュラムの編成も必要である。特に平成 22 年度は入学生の基礎学力向上のため、また大学の授業を円滑に理解させるために、リメディアル教育として数学・物理・生物の補習授業を行った。

(3) 3-1の改善・向上方策 (将来計画)

本学の建学の精神、教育理念、さらに教育目的の全教職員及び学生に対する周知徹底を図るために、普段から目にする場所への掲示や学生必携に記載するなど今後引き続き行っていく。

また、これまで以上にその方針に基づいた教育課程の編成に心がけるとともに、共通科目および共通専門科目のあり方や各専攻専門課程のカリキュラムについても、改善などを含め、「カリキュラム検討委員会」が両専攻の調整を図りながら、継続的に取り組んでいる。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2の視点》

(1) 事実の説明 (現状)

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

教育方法における知識伝達型や問題解決型などを有効にとり入れ、授業形態は講義、演習、実習などを、効果的に組み合わせてカリキュラムを構成している。

授業時間の構成は、標準的には1時限を90分としているが、授業の内容や態様によっては必ずしもこの限りではない。また原則的には1科目は半期15時限(1セメスター)で完結する形で組んでいる。単位の基準は、予習・復習などに充てる実習時間を含め原則講義科目15時間・演習科目30時間・実習科目45時間を1単位としている。また他大学の科目を履修し修得した単位も教務委員会、教授会の議を経て最大30単位まで承認している(資料「履修の手引き」既修得単位の認定参照)。

理学療法学専攻

本学の理学療法士養成教育は、厚生労働省指定規則に準拠している。指定規則では、科学的思考と人間の生活に対する理解、正常な人体の構造や機能とこれらのライフサイクルとしての発達の变化(老化を含む)の理解を基盤に、疾病を理解する組み立てとなっている。これらの基礎学習の上に、健康増進や疾病による障害の軽減、社会生活への復帰を援助するといった理学療法学教育が成立する。また、保健医療福祉とリハビリテーションの理念の項目は、医療人として、また、リハビリテーションに携わる者としての理念教育であり、個々の疾病の学習とともに重要な科目である。医療関連技術教育や疾病に関する教育に偏ることがないように、教育課程修了に必要な教育目標は明確に表

現し、系統的に計画し、効率的に運用、定期的に検討するよう取り組んでいる。

作業療法学専攻

厚生労働省指定規則および指導要領、WFOT 最低基準を満たしており、構成は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野からなる。専門科目は、日本における保健・医療・福祉・教育および職業関連制度を反映させている。

作業療法士養成教育は、厚生労働省指定規則にも示されているとおり、科学的思考と人間の生活に対する理解を基盤に、正常な人体の構造や機能とこれらのライフサイクルとしての発達的变化（老化を含む）を理解することが、障害の原因となる疾病を理解する前提となる。これらの基礎学習の上に初めて、障害の軽減や社会適応能力を獲得する作業療法学教育が成立する。また、保健医療福祉とリハビリテーションの理念の項目は、医療人として、また、リハビリテーションに携わる者としての理念教育であり、個々の疾病の学習に先行すべきものであると考える。そのため、教育課程修了に必要な教育目標は明確に表現し、系統的に計画し、効率的に運用、定期的に検討するよう取り組んでいる。

厚生労働省指定規則に定められた分類（表 3-1-2）は、学習の階層構造にあたる。従って、この分類に該当する教科目を、順序良く進行学年に配当した。また、各学年・各期の開講時限数は、偏りなく配置し、恒常的に学習に取り組めるように配慮した。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業内容となっているか。

理学療法学専攻

i) 一般教育科目

人文・社会科学系では、「文学」・「歴史学」・「教育学」・「社会学」と言った選択科目を提供し、さらに医療分野の専門的知識に偏らず、保健・福祉分野の学問領域を学べるように「社会福祉学」・「障害者福祉論」・「コミュニケーション論」が設定されている。また、「国語表現法ⅠおよびⅡ」を必修としている。情報の伝達やコミュニケーションとして重要な国語表現を学び、チーム医療に携わる上での正確で客観的記述を要求される点からも必要な能力である。すなわち教育目標の3点すべてにかかわる能力として2年間にわたり学習する。また、選択科目は、学生が履修しやすいように、1・2年次のいずれでも選択できるようにした。

自然科学系において、理学療法士として必要な「物理学」「生物学」を必修としている。高等学校時代に、どのような履修を行っているかにかかわらず、また、両科目ともに履修していない可能性も考慮して、専門科目の理解のために一定の基礎知識が学べるように配慮している。また、「健康科学Ⅰ～Ⅳ」を必修としている。これは、疾病の理解に重点を置いたカリキュラムが主流であったが、現代の予防医学の広がりや障害予防の重要性の観点から、従来の保健体育学を基礎として、運動生理学や大脳生理学、運動心理学などを包括した科目としている。この授業を学ぶことによって、将来の専門科目の広がりに対応させる狙いがある。一方、生活を支援するための専門的知識の裾野を広げる一助となるよう「生活科学Ⅰ」・「生活科学Ⅱ」を設けた。

ii) 専門基礎科目

解剖学・生理学を基礎として、運動学や運動発達学が学べるように配置した。解剖学は

1年次前期から開講するのに対し、生理学は1年次後期開始となっている。これは、生理学開始に先行して、生物学を修了し、解剖学で人体構造の概要を学んだ時点で開始することが、より学生の理解を深めると考えたためである。

運動学は、学問の発展と共に教授内容が多くなり、詰め込み教育となる問題があった。この解消のため、講義・演習・実習を2年間にわたり担当することで、専門科目の理解の基礎となり、また、基礎科目である「解剖学」「生理学」の内容を取り込みながら、科目のつながりを理解できるように配慮した。

臨床医学も、解剖学終了後の2年次科目である。公衆衛生学1科目を除き、2年次で、専門基礎科目はすべて修了する。

「リハビリテーション概論」および「医学概論」を1年次前期に開講し、専門分野と一般教育分野の分断を避け、学年早期から専門的な学問に触れることで、4年間を通じて学生の動機付けを持続できるように配慮した。

iii) 専門科目

入学当初から専門科目を開講し、入学時の意欲や関心を持続させるとともに、早期に、今後学んでいく理学療法概要を理解することにより、目的意識を明確化することを意図している。

一方、臨床医学を基礎とする検査・評価や治療に関する科目は、専門基礎科目終了後に担当することが妥当であると考え、2年次後期から開講するカリキュラムとした。

1年次は、専門科目である「理学療法概論」を開講して、理学療法の概要と今後学んでいく方向性を理解し、理学療法士としての倫理観育成の意識付けを行う。また、「理学療法特論Ⅰ」では、自己と他者の関係を理解し、将来治療者と患者という関係となった場合の人としての立ち振る舞いや、コミュニケーションの重要性を理解できるように、体験的学習を行っている。

2年次前期には、「運動療法学概論」が始まるが、これは健常人を対象としたトレーニングについて学んだ「健康科学Ⅰ・Ⅱ」と医学の基礎である「解剖学」「生理学」を理学療法という専門分野との橋渡しの役割を担う科目として位置づけている。

具体的な障害別の評価は、理学療法の基礎となる、「内科学」・「整形外科学」「神経内科学」が2年次前期に修了するため、評価技法を学ぶ「理学療法評価学Ⅰ」は2年次後期に配置している。学問体系としては、基礎医学的知識を学び、病態の知識、障害評価と段階的に知識を積み上げてゆけるように開講されるが、各基礎科目と専門科目の知識をまとめる「運動療法学概論」を先に学ぶことで、各検査技法の意義や意味を理学療法と関連付けて学べると考えている。

各障害別の治療学は、3年次前後期に履修する。従来、運動器系・神経系・その他（主として内部障害系）の分野と分かれていたが、臨床現場の変化に対応して、内部障害系を3分野「循環器系運動療法学Ⅰ・Ⅱ」「呼吸器系運動療法学Ⅰ・Ⅱ」「代謝系運動療法学Ⅰ・Ⅱ」に独立させている。

次に、学内教育と臨床教育との関連性について述べる。「理学療法概論」を学んだ後、1年次後期の「理学療法特論Ⅰ」で、講義の一環として学外実習を近畿圏の代表的なリハビリテーション施設にて行っている。この実習を通じて、現場での体験に乏しい入学直後の学生に対する動機付けにもなると考えている。一定の疾病理解や理学療法の流れを学ん

だ 3 年次前期に「理学療法特論Ⅳ」にて、近隣の医療施設にて学外実習を実施している。これは、講義などの学内授業にて一定の基礎的知識を得た後で、実際の臨床現場を体験して、その体験を元に、再び学内でのグループ演習を行う形式としている。この実習は、単に治療技術の見学や体験だけでなく、職業人としてのあり方を学ぶ機会でもある。学内教育のみでは難しい「職業体験」を現場で行うことにより、これまでに学んだ知識を現場でどのように生かすのか、また、理学療法という仕事とはどのようなものであるのかを再認識する機会としている。3 年次後期の学内講義を終了し、3 年次後期の臨床実習Ⅰでは、理学療法士が行う評価や治療をとおして、障害像の理解と治療計画に必要な評価項目の妥当性について学ぶこと目的としている。最終学年である 4 年次前期には、臨床実習ⅡおよびⅢを配当している。ここでは、これまで学んできた理学療法の治療技術を臨床指導者の指導の下に一部を体験して、治療計画の妥当性を学ぶことを目的としている。

作業療法学専攻

i) 一般教育科目

人文・社会科学系では、「文学」・「歴史学」・「教育学」・「社会学」と言った選択科目を提供し、さらに対人職であることから患者や障がい者を理解し共感できる基礎として、「心理学」・「国語表現法Ⅰ～Ⅳ」を必修とし、「社会福祉学」・「障害者福祉論」・「コミュニケーション論」が設定されている。国語力は、論理的思考の基礎として、また対人関係の基礎となるコミュニケーション力の向上の点からも、チーム医療に携わる上での正確で客観的記述を要求される点からも重要な能力である。すなわち教育目標の 3 点すべてにかかわる能力として 2 年間にわたり学習する。また、選択科目は、学生が履修しやすいように、1・2 年次のいずれでも選択できるようにした。特に「障害者福祉論」は、できる限り障がい者の生活に対する実感を伴って学習できるよう、臨床医学が終了し、専門科目の学習が中心となる 3 年次前期に配置している。

また、自然科学系においても、社会適応能力の獲得を目的とする作業療法士として、障がい者の生活を支援するための専門的知識の裾野を広げる一助となるよう「生活科学Ⅰ」・「生活科学Ⅱ」を設けた。

ii) 専門基礎科目

解剖学・生理学を基礎として、運動学や運動発達学が学べるように配置した。解剖学は 1 年次前期から開講するのに対し、生理学は 1 年次後期開始となっている。これは、生理学開始に先行して、生物学を修了し、解剖学で人体構造の概要を学んだ時点で開始することが、より学生の理解を深めると考えたためである。生理学実習と運動学の重なりは、運動学と運動学実習の授業計画で無理なく学習できるように調整されている。

臨床医学も、解剖学終了後の 2 年次科目である。公衆衛生学 1 科目を除き、2 年次で、専門基礎科目はすべて修了する。

「発達心理学」および「臨床心理学」は、1 年次後期に配し、1 年次前期の「心理学」を基礎として段階的に学べるようにした。

iii) 専門科目

入学当初から、専門科目を開講し、入学時の意欲や関心を持続させるとともに、早期に、今後学んでいく作業療法の概要を理解することにより、目的意識を明確化することを意図している。

四條畷学園大学

一方、臨床医学を基礎とする作業療法評価や治療に関する科目は、専門基礎科目終了後に配当することが妥当である。

1年次は、「作業療法概論Ⅰ・Ⅱ」で、作業療法の概要と今後学んでいく方向性を理解し、作業療法士としての倫理観育成の意識付けを行う。また、「作業適用学Ⅰ」と「基礎作業学」では、自己の作業体験を含めて、作業と人とのかかわりおよび手段として用いる各種作業の基礎知識と技法を学び、自らが作業を体験する。(表3-3)

2年次前期には、「作業療法評価学」が始まるが、具体的な障害別の評価は、身体障害領域の作業療法の基礎となる、「内科学」・「整形外科学」「神経内科学」が2年次前期に修了するため(表3)、身体障害領域の評価技法を学ぶ「評価学実習Ⅰ」は2年次後期に配置している。発達障害・精神障害領域の評価技法は、2年後期の「運動発達学」や「精神医学Ⅱ」が修了した3年次前期に配置している(表3-3)。障害別の治療学は、3年次前後期に履修する。

表3-3 必修専門科目履修表

1年次		2年次		3年次	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
作業療法概論Ⅰ	作業療法概論Ⅱ	基礎作業学実習			作業療法研究法
基礎作業学演習Ⅰ	基礎作業学演習Ⅲ	作業療法評価学	作業療法評価学実習Ⅰ	作業療法評価学実習Ⅱ	
基礎作業学演習Ⅱ	基礎作業学演習Ⅳ			作業療法評価学実習Ⅲ	
作業適用学Ⅰ			作業療法治療学総論	運動器系障害治療学	運動器系障害治療学実習
				神経系障害治療学	神経系障害治療学実習
				発達障害治療学	発達障害治療学実習
				精神障害治療学	精神障害治療学実習
				日常生活技術学	日常生活技術学実習
				職業援助技術学	職業援助技術学実習
				生活環境機器技術学	生活環境機器技術学実習
					老年期障害治療学
					作業適用学Ⅱ
				地域リハビリテーション原論	地域作業療法学
					地域作業療法学演習

次に、学内教育と臨床教育との関連性について述べる(表Ⅱおよび別添資料「履修の手引き」中のシラバスを参照)。「作業療法概論」を少し学んだ時点の1年前期の「臨地見学Ⅰ」では、作業療法の対象となる人の理解と社会人としての基本的態度行動を学ぶことを目的にしている。「作業療法概論Ⅰ・Ⅱ」を終了し、作業療法の概要が理解でき、職業倫理を学んだ1年次後期に、作業療法士の仕事の実際を見学し、「作業療法概論」で学んだ知識の確認と統合をはかること、および対人援助者としての基本的態度や行動を学ぶ目的で、「臨地見学Ⅱ」を実施する。2年次の各臨床医学科目でさまざまな疾病・症状・治療を、「作業療法評価学」で、作業療法士が行う評価とは何かを学び、2年次後期の「臨床評価

学実習」を実施する。目的は、臨床医学で学んだ疾病・症状の知識を、臨床で見学した対象者の状態像に関連付け、学内で学んだ知識の意味を確認し、障害されている機能・能力と、残された機能・能力を明らかにする観察評価の技法を体験することである。2年次後期から3年次前期にかけての「評価学実習Ⅰ～Ⅲ」や各領域別の治療学実習では、臨床の作業療法過程に準じて授業を構成し、3年後期の基礎臨床実習では、作業療法士が行う評価や治療をとおして、作業療法の援助過程のモデル形成を目的としている。

iv) 世界作業療法士連盟 (WFOT) の最低基準

本学の完成年度に当たる平成 20 (2008) 年度に、WFOT の審査を受けた。本学作業療法学専攻は WFOT の示す作業療法士教育課程の最低基準を充たしていると認められ、平成 21 (2009) 年度 WFOT の認定校として登録された。

3-2-③ 年間行事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間行事予定、授業時間はあらかじめ前年度末までに定め、新年度が開始される前期のはじめに学生に周知徹底するように印刷物(「履修の手引き」他文書)で配布している。年間行事予定は、学年暦の名称で履修の手引きに掲載している(別添資料「履修の手引き」学年暦を参照)。学年暦には両専攻の学事が詳細に記載されている。

学年暦は教授会の審議を経て決定され、やむを得ず決定後に変更の必要性が生じた場合も、事前に教授会の審議が必要である。履修の手引きは、全学生に前期履修ガイダンス時に配布され、非常勤講師等関係部署や関係者に広く配布され周知徹底を図っている。また、学生には、履修ガイダンスや試験ガイダンスなどで、しばしば履修の手引きを用いて説明し、日ごろから学年暦で予定を確認するように指導している。やむを得ず変更が生じた場合も、変更決定後に十分な時間的余裕を持って、掲示および口頭で変更の周知徹底を図っている。授業期間については、大学設置基準に基づいて「学則」により設定しており、学年を分けて2学期とし、前期は4月1日～9月30日まで、後期は10月1日～翌3月31日までとする。夏期休業は8月1日～9月30日まで、冬季休業は12月21日～1月10日、春期休業は3月1日～4月5日となっている。ただし、臨床実習などはこの期間に実施する場合もあり、また授業開始日は学年暦による。本学での授業時間帯は以下の通りである。

1時限	……	9時00分～10時30分
2時限	……	10時45分～12時15分
3時限	……	13時15分～14時45分
4時限	……	15時00分～16時30分
5時限	……	16時45分～18時15分

3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。

各期の開講時限が17～22/週に分散され、同一時限に複数科目が開講されることがないこと、厚生労働省指定規則に関連する科目は必修となるため必修科目が大半を占めること、単位未修得科目は再履修となり同一時限の重複登録を認めていないため、年次別履修科目の上限は定めていない。

卒業要件は、学則第7章にあるとおり、4年以上在籍し128単位以上を修得しなければならない(表3-4)。履修単位の詳細は、「履修の手引き」にある「教育課程表」に明記されている。本規定は、毎期の履修ガイダンス時に繰り返し説明し、周知徹底を図るとともに、履修申請に当たり各自が成績表で修得単位の確認をするように指導している。また、卒業判定は、毎年2月に卒業判定の教授会審議で決定される。とりわけ、卒業要件を充たせず卒業を許可されない学生については、個別に十分な検討を行っている。

進級に関する規定は、唯一、「最終学年(4年次)の臨床実習を履修するための条件」のみである。そこでは、「最終学年の臨床実習を修得するためには、実習開始時までに開講された、卒業に必要な単位をすべて修得しておくこと(地域リハビリテーション実習Ⅰ・Ⅱは除く)」と規定されている。作業療法学専攻では、「総合臨床実習」がこれに該当する。「総合臨床実習」はインターンシップに相当する実習である。したがって、「総合臨床実習」開始時には、指定規則に定められた基本的科目をすべて修得していることが必須であると考えている。本規定は、「履修の手引き」に明記され、毎期の履修ガイダンス時に繰り返し説明し、周知徹底を図るとともに、本規定の存在する意義を学生が理解することが重要であると考えている。すなわち、医療人としての責務や臨床実習で出会う患者様に対する尊敬と感謝の念を育むべく取り組んでいる。総合臨床実習を履修できる対象学生は、毎年3月に臨床実習対象者判定として教授会で審議決定される。要件を充たせず臨床実習を許可されない学生については、卒業判定同様に個別に十分かつ慎重に検討している

表3-4 卒業要件単位数(専攻別)

理学療法学専攻 必要取得単位数一覧表	卒業要件		
	必修	選択	合計
一般教育科目	18	8	26
専門基礎科目	33	2	35
専門科目	61	6	67
	112	16	128

作業療法学専攻 必要取得単位数一覧表	卒業要件		
	必修	選択	合計
一般教育科目	14	12	26
専門基礎科目	32	2	34
専門科目	62	6	68
	108	20	128

3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

各科目担当者が担当科目の評定を行っている。評定基準は、学則第6章第25条および第26条に基づき単位認定されている。教育内容の達成度の評価においては、各授業科目に厳格な成績評価・単位認定を行っている。成績の評価は、100点満点に対する60点以上を合格とし、60点未満を不合格としている。単位認定成績通知の評語は、80点~100点を優、70点~79点を良、60点~69点を可、0点~59点を不可、としている(表3-5)。単位認定のために各科目は、原則試験を実施しており、その実施方法には、筆記試験・レポート試験、製作物提出、実技などによって行っている。定期試験以外に、教務委員会が認める正当な理由により定期試験を受験できなかった学生に対して行う「追試験」、定期試験の結果不合格になった科目の「再試験」を実施している。試験および評定基準の詳細は、「履修の手引き」の試験の項に記載され、履修ガイダンスや試験ガイダンス時に繰り返し

説明し周知徹底を図っている。

また、授業途中に行われる小テストや実技試験、レポート提出等と最終試験を総合的に評定する科目も多く、各科目担当者にはシラバスに評定基準を具体的に記載するよう求めている。

表 3-5 成績評定における点数、評語、合否について

点数	評語	合否
80点～100点	優	
70点～79点	良	合格
60点～69点	可	
0点～59点	不可	不合格

更に、専任教員がコーディネーターとして、各非常勤講師と連絡を取り、学生の学習状況などの把握に努め、必要に応じて非常勤講師の相談に応じるなどをおし、担任と協力して学生の指導や相談に反映し、また非常勤講師と本学の教育方針を確認する機会となっている。専任は、担当科目がほとんど必修科目であることもあり、授業の感想や小テストなどさまざまな方法で学生の学習状況の把握に努め、きめ細かく早い時期に学習が滞りなく進行できるように、学習環境や学習意欲の維持向上を図っている。

また、学生の疑問や意見を教育に反映する方法として、開講されている科目すべてに対し、毎年・毎期授業終了時に、学生による授業評価を実施している。その自由記載欄でも学生は自由に意見を述べるができる。しかし、授業に対する疑問や意見は、速やかに対応することが望ましい。学期途中に、専攻内の会議で、学生個別の指導方針の検討を随時行っているし、学生の授業に対する意見は、学期途中で行っている担任面接でも必ず聞き取りをしており、そこで出された意見については、多角的に情報把握し、教務委員会が担当講師との調整を行う場合や、学生が直接担当者と話し合うなど適宜対応している。加えて、小規模な大学で、専任教員が同一建物の1階に研究室を持っているという物理的環境もあり、成績に限らず、学生は頻繁に研究室を訪れており、気軽に疑問を確認していることもあり、さまざまな問題を早期に発見できている。このような日常会話の中で知りえた情報も、必要に応じて同様に対応している。

上記のとおり、評価の適切性に対するチェック機構は組織化していないが、学生が不信感や不満を抱いたまま講義が終了することが無いように日常的な教育活動の中で対処してきている。現時点までに、成績評価内容に対する疑義が学生から出されたことは無い。

次に評価結果についてであるが、評価結果は学生への成績発表直前に結果一覧に基づき、個別の指導方針を専攻内の会議で検討している。それに基づき、成績発表時に、不合格科目がある学生を中心に、不合格にいたった理由や背景を把握することや学生自身が自覚すること、今後の学習支援や進路相談などを目的に担任面接を実施している。学生や保護者からの希望があれば、保護者同席の面談も、しばしば行っている。また、成績表は毎期保護者へも郵送されており、保護者からの相談や質問にも応じている。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

開講している全ての科目について、詳細な講義内容・目標・講義計画を記述したシラバ

ス（授業計画）を各年度作成し、学生全員に配信している。また学年ごとに履修ガイダンスや履修指導を行い、さらに個別相談日を設けるなど、履修に関しても決め細やかな対応を実施している。

教育方法は、教員の一方的な講義によって進めるのではなく、OHP・スライド、AV 機器などを活用し、教員と学生間の双方向的な活動を取り入れている。また授業内容について学生の質疑・相談を受けるために、専任教員においては在室時間を学生が閲覧できる一覧表に記載をおこない、研究室前に明示するなどの工夫をおこなっている。

理学療法学専攻

理学療法は、医療分野で発展してきた歴史があるが、現在では健康増進領域にも応用されている。その社会的ニーズに対応すべく、健康科学 I～IV を入学初年度から 2 年間にわたり学習する。従来の保健体育教育にととまらず、広く「健康」という概念を捉え、運動生理学、大脳生理学、認知心理学などの広い領域を包括した学問として教授している。

専門基礎科目および専門科目では、1 クラス 40 名と少人数である利点を生かし、ロールプレイやグループワークを積極的に取り入れた学習を行っている。特に、3 年次後期の専門科目では、講義と実技のみではなく、ペーパーペイシエントを題材として、積極的に問題解決型学習を取り入れている。

臨床教育では、学内教育と協調して教育を進めるために、1 年次の理学療法特論 I における実習から最終学年の臨床実習まで、独自の实習の手引きを作成し、各実習の学習目標を定め、段階的に学習を進め、総合臨床実習終了時に前職業人としての到達目標を達成できるように組み立てている。また、臨床教育の指導者に本学の教育体系や方針の理解を深めてもらうために、毎年行われる「臨床実習 I・II・III」に際しての臨床実習指導者会議を開催して、現場と大学の学生教育にかかわる教育目標の共有化を図っている。

作業療法学専攻

コミュニケーションの基礎力として、国語力の向上に力点を置いた。国語表現法 I～IV を 2 年間にわたって学習する。この中で、文字・口語表現ともに、正確にわかりやすく表現することを修得できるように計画されている。

また、1 クラス 40 人の少人数のクラスであるため、ロールプレイやグループワーク、実験・実技・実習などが取り組みやすい環境にある。とりわけ専門科目は、実際に体験をとおして、体感したり共感したり講義で学んだことを、実験を通して確認したり、技術の修得を図るなど、学生が実際的で納得できる、また自分たちで考える授業を主としている。

更に、臨床教育では、学内教育と協調して教育を進めるために、1 年次の臨地見学から最終学年の総合臨床実習まで、独自の实習の手引きを作成し、各実習の学習目標を定め、段階的に学習を進め、総合臨床実習終了時に前職業人としての到達目標を達成できるように組み立てている。とりわけ初期教育では、人として作業療法の対象となる人々を理解することや社会人としての態度・行動の修得に重点を置いている。また、臨床教育の指導者に本学の教育体系や方針の理解を深めてもらうために、毎年行われる「基礎臨床実習」・「総合臨床実習」に際しての臨床教育指導者会議以外に、平成 18 年度（2006 年）には全実習施設の指導者を対象に、合同臨床教育指導者会議を開催した。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程などにおいて通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削などによる指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では、通信教育は行っていない。

(2) 3-2の自己評価

各専攻の教育課程は、一般教育科目、専門基礎科目、専門科目の配分、教育方法（講義、演習、実験・実習、臨地実習）及び学年進行に沿った科目の配置など、概ね体系的に組み立てられている。また教育課程の編成方針に即した授業科目、授業内容も各専攻で適切に設定し、工夫している。年間行事予定、授業期間は学生に明示し、適切に運営している。授業期間は補講期間・定期試験を含み半期 15 週を基本に設定している。種々の臨地実習などによって 15 週を確保するのが難しい状況の際には、空き時間などに補講を入れる工夫を行っている。

年次別履修科目の上限について設定はしていないが、同一時限に複数科目が開講されることがないこと、厚生労働省指定規則に関連する科目は必修となるため必修科目が大半を占めること、単位未修得科目は再履修となり同一時限の重複登録を認めていないため、結果として適切な設定となっている。両専攻とも進級・修了要件は適切に設定されている。教育・学習の結果の評価は概ね適切に行われ、学生の成績評価結果に対する対応などは各専攻で検討し、学生の個別ファイルにその一連の面接結果を記録・保管し共有するなど、適切に運営されている。

学生の履修態度は、基本的にまじめで、学業への意欲は良好である。理学療法士・作業療法士などの資格取得のために必修科目が多く、授業以外の時間を使って完成させなければならない課題も多いにも関わらず、大多数の学生は意欲と熱意を持ってこれら全てのハードルを乗り越えて日々成長している。しかし、授業や課題に追われ、与えられた課題は遂行するが、自発的に疑問を探究する態度には乏しい傾向にある。

一方、入学時に高いモチベーションが感じられない学生が増えてきている現状もあり、授業についていけない、学外実習で困難にぶつかると、そのハードルを乗り越えられない、あるいは簡単にあきらめてしまう学生もいる。これらの要因が退学者の増加に繋がっていると考えられる。せっかく理学療法士・作業療法士になりたいという目的をもって入学してきた学生に対し、理学療法士・作業療法士になるために必要な学業に取り組みせるか、いかにして1つ1つのハードルを乗り越えさせるか、そして、その目的を実現して卒業させるためには、教職員が強力な指導体制を整えてモチベーションを高める努力を続けるしかないと考えられる。しかし「学生のモチベーションを高める」ということは簡単なことではない。学科として今後も議論を重ね、適した方策を見出していきたいと考えている所である。学生があきらめてしまうのではなく、しっかりと勉強習慣を身につけ、学力の向上を図るための取り組みが今後一層必要である。

また、臨床実習において、慣れない環境の中で数ヶ月実習を行うため、心身ともに不調を来す学生も少なくない。そのための対策が急務である。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

現在、本学では「カリキュラム検討委員会」が中心となって、両専攻内での検討作業を基に教育課程の見直しを行い、両専攻の調整を図る。その後、学部会議・教授会を経て必要な改編を決定し、教育課程の改善に努めていく。保健医療福祉専門職養成を目指す本学は、教育課程の専門基礎科目・専門科目に、質・量共に重きを置く傾向があることから必修と選択科目数のバランス、一般教育科目と専門基礎科目・専門科目数のバランスなどに留意し見直しを行っていく。また、基礎学力の不足している学生が入学してきていることもあり、中学・高校までの知識不足を補う取り組みを行う必要がある。さらに学習習慣がついていない学生もいるため、学習習慣・学習方法の指導も必要である。

特色ある教育方法の取り組みについては、FD活動を通して研鑽し合い、教育研究活動の活性化に結びつけていく。

平成 22(2010)年度から科目担当者は、定期試験結果発表から再試験までの期間に指導を重ね、合格点に至るよう努力を重ねる取り組みを行う旨の合意がなされた。指導を重ねることによって、学生があきらめることなくしっかりと勉強に取り組み、一定の学力を身につけさせることを目的としたものである。すでに単位を落としてしまった学生への対策として、再履修科目については時間割を工夫し、履修登録を可能にした。今後は、さらに学習意欲はあるが学力向上に時間がかかる学生に対してのフォローを検討する。

臨床実習において不適応を起こす学生に対して、専任教員が頻繁に関われる実習先の確保を行い、臨床実習指導者と共に実習指導を行える対策を取っていく。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

〈3-3の視点〉

(1) 事実の説明(現状)

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

授業評価アンケートを各講義の終了時に全ての科目において実施している。また昨年度は卒業する学生に対して本学の課題などについてアンケートを実施した。(別冊 1) 科目ごとの到達目標は明確であるため、そこに到達しない学生は、単位未修得となる。そのために退学・留年率が高い。退学・留年をせずに学習が達成できるための取り組みの一貫として、今年度より学期末試験の成績不良者に対して特別指導を行う決定がされた。

資格取得に関しては、住環境コーディネーターの資格を取得した学生が1名いたが、その他の資格などを取得した学生はいない。

就職先に対してのアンケート等は実施していないが、学生が就職した臨床実習先等から卒業生の様子などを見聞きすることや卒業生自らが実習指導者になる等から、本学の教育内容の確認は常に行っている。また、卒業生を対象に定期的な勉強会を実施する等、卒業教育にも力を入れている。

(2) 3-3の自己評価

最終的に国家試験があるため、学生の学習状況は常に把握しているし、把握できている。しかし、理学療法士・作業療法士の資格取得に主眼をおいているため、他の資格取得にまでに教育は及んでいない。また、入学生の基礎学力低下が著しく、今までのカリキュラムでは、到達目標に到達しない学生が増えるとの予測が容易なため、現在の学生の学力に見合うカリキュラム再編が急務である。

就職先に対する調査も、現状に大きな問題点は感じていない。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

今年度からの取り組みであるが、試験前指導を徹底することによって到達基準を下げることなく、学生の学力向上に努める。そのためにも、今以上の学習状況の把握を行う。さらに、入学時の基礎学力向上のための対策を、具体的に今年度中に検討する。また、カリキュラム再編に向けて、新カリキュラムを遅くとも今年度中に作成し終える。新カリキュラムでは、理学療法士・作業療法士以外の資格を取得できるような内容も盛り込む予定である。

卒業生に対するサポートは、今後も引き続き定期的な勉強会や実習訪問を通じて実施していく。

[基準3の自己評価]

本学の建学の精神・基本理念・教育理念に基づき教育目的が設定されている。専門職を養成するために臨床で役に立つ人材を育成する、国家試験に合格するといった明確な方向性があるために、教育方針に混乱は来していない。その教育方針を基に教育課程の編成方針が定められ、その方針に即した授業科目が設定されていることから、教育目的が教育課程や教育方法に十分に反映されていると判断できる。また教育課程は、各々専門職養成を目指す分かりやすい教育課程でもあり、段階的に学習できるように組み立てられており、大きな問題は無い。常に専門職を養成するという教育目的・目標を実現するために両専攻ともに、教育方法に種々の工夫を行っている。

特色ある教育内容・方法についての取り組みは、積極的に取り組んで来ているが、大学全体の教育研究活動の活性化に結びつける努力が必要である。

[基準3の改善・向上方策（将来計画）]

本学の建学の精神・基本理念・教育理念に基づく教育目的・目標は、「学生必携」「履修の手引き」に示されているが、折に触れて学生などにより明確に伝えていく必要がある。

教育課程の編成方針及びそれに沿った体系的な組み立ては、カリキュラム改編を通して、より分かりやすく学びやすいものに見直しを続ける。

特色ある教育内容・方法についての取り組みは、大学全体の教育研究活動の活性化につながるよう全学的な取り組みにしていく。また「学生のモチベーションを高める」ために大学として今後も議論を重ね、適した方策を見出していく。

基準4 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

〈4-1の視点〉

（1）事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学の求める学生像（入試検討委員会）

本学園は、創設以来、建学の精神として「報恩感謝」を掲げ、常に生徒、学生たちの個性と自主性を尊重した教育に取り組んできた。21世紀を迎えるにあたり、新しい時代にマッチした教育理念について、建学の精神を発展的に再構築し「尊敬される人間」を育成することを教育理念とした。

さらに本学リハビリテーション学部は、建学の精神「報恩感謝」と教育理念としての「尊敬される人間の育成」に基づき、人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を兼ね備えた、社会に貢献できる理学療法士及び作業療法士の育成を目指している。

理学療法士や作業療法士は心身に障がいのある方、虚弱な高齢者などを対象に、障害の回復を援助し、QOL（生活の質）を高め、健康的な生活が過ごせるように支援することが主な仕事である。そのためにリハビリテーション学部ではアドミッションポリシーを以下のように定めて入学者募集要項に記載し、広く学生諸君の入学を求めている。

1. 人に感謝することのできる「優しい心」を持ち、「人のために尽くす」という高い志を持っている人
2. 自分の力を保健・医療・福祉の領域で活かしたいと思っている人
3. 尊敬される医療専門職を目指す熱意と絶えない向上心を兼ね備えた人
4. 何事にも前向きに取り組むことの出来る人

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

本学の求める学生を選抜するための方法として、入学者選抜試験方法を以下の4つの方法で実施している。特に理学療法士や作業療法士、すなわち障害を持った方々や高齢者などを対象とする専門職業人として相応しいか否かを判定するため、またアドミッションポリシーに沿った人材を確保するために、単に教科試験だけでなく入学試験の種類によっては面接試験方法を採用しているのが特徴といえる。

〈入学者選抜試験方法（平成22(2010)年度入試）〉

1. 指定校入試

理学療法学専攻、作業療法学専攻共通の指定校は前年度の10校から18校、さらに作業療法学専攻のみの指定校は前年度の7校から30校に拡大し、学部会議、入試検討委員会さらに教授会の議を経て選抜した（表4-1-1）。

その基準としたのは本学への受験実績や入学者のある高校、過去からの指定校などである。推薦基準としては、理学療法学専攻および作業療法学専攻共通の指定校の評定平均値は理学療法学専攻では3.7（本年度追加校は3.8）、作業療法学専攻では3.5（本年度追加校

四條畷学園大学

は 3.7) とした。また、作業療法学専攻のみの指定校は 3.8 とした。指定校から推薦のあった学生に対しては面接試験を課して入学を許可する。

四條畷学園高校は内部進学として、指定校の指定基準とは別途の申し合わせに沿った扱いとした。それは入試検討委員会と高校の進路指導部、校長と協議の上、平素の学業成績や態度、理学療法士や作業療法士になりたいというモチベーションの高さなどを参考に内部進学者として選抜のうえ校長推薦のあった学生について作文と面接を課した上で入学を許可する。

表 4-1-1 平成 22(2010)年度指定校一覧

PT・OTとも指定 (18校)	所在	高等学校名	入学時 偏差値	備考	評定平均値
	大阪	A	70	地元優秀校	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	B	67	地元優秀校	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	C	57	地元優秀校	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	D	61	地元優秀校	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	E	57	地元優秀校	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	F	58	継続的に入学者あり	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	G	60	地元優秀校	PT 3.7 OT 3.5
	兵庫	H	62	継続的に受験者あり	PT 3.7 OT 3.5
	兵庫	I	63	継続的に入学者あり	PT 3.7 OT 3.5
	奈良	J	61	継続的に入学者あり	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	K	49	地元有望校	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	L	57	地元優秀校	PT 3.7 OT 3.5
	大阪	M	53	地元有望校	PT 3.8 OT 3.7
	大阪	N	51	実績校	PT 3.8 OT 3.7
	大阪	O	52	実績校	PT 3.8 OT 3.7
	大阪	P	49	実績校	PT 3.8 OT 3.7
	大阪	Q	48	実績校	PT 3.8 OT 3.7
大阪	R	55	実績校	PT 3.8 OT 3.7	

四條畷学園大学

OTのみ指定指定 (30校)	所在	高等学校名	入学時 偏差値	備考	評定平均値
	大阪	A	65	継続的に受験者あり	OT 3.5
	京都	B	54	継続的に受験者あり	OT 3.5
	大阪	C	56	地元優秀校	OT 3.5
	京都	D	52	継続的に受験者あり	OT 3.5
	奈良	E	51	継続的に入学者あり	OT 3.5
	大阪	F	51	地域性	OT 3.8
	大阪	G	44	地域性、実績校	OT 3.8
	大阪	H	47	地域性	OT 3.8
	大阪	I	47	地域性	OT 3.8
	大阪	J	47	地域性	OT 3.8
	大阪	K	48	地域性	OT 3.8
	大阪	L	48	地域性	OT 3.8
	大阪	M	44	地域性	OT 3.8
	大阪	N	43~46	地域性	OT 3.8
	大阪	O	46	地域性	OT 3.8
	大阪	P	46~54	地域性	OT 3.8
	大阪	Q	50	地域性	OT 3.8
	大阪	R	45	地域性	OT 3.8
	大阪	S	48~55	地域性	OT 3.8
	大阪	T	48	地域性	OT 3.8
	大阪	U	52	地域性	OT 3.8
	大阪	V	52	地域性	OT 3.8
	大阪	W	50	地域性	OT 3.8
	大阪	X	42	地域性	OT 3.8
	大阪	Y	48	地域性	OT 3.8
	京都	Z	50	地域性	OT 3.8
	京都	a	50	地域性	OT 3.8
	京都	b	55	地域性	OT 3.8
	京都	c	45	地域性	OT 3.8
	京都	d	45	実績校	OT 3.8

2. 公募推薦入学試験 (A日程、B日程)

高等学校卒業生および平成 22 (2010) 年 3 月に卒業見込みの者で、出身高等学校長が推薦した者を対象とする。教科試験を実施する。

学科試験 (2 科目)

- ・ 必須科目：国語総合 (古文・漢文除く)・現代文
- ・ 選択科目：英語 I・英語 II または 数学 I・数学 II・数学 A から 1 科目

公募推薦入学試験 (C日程)

高等学校卒業生および平成 22 (2010) 年 3 月に卒業見込みの者で、出身高等学校

四條畷学園大学

長が推薦した者

小論文と面接（個人面接、10分程度）

- ・出願資格：原則として高等学校の評定平均値 3.2 以上
- ・2 専攻重複志望選択者も面接は 1 回のみ行う

3. 社会人入学試験

平成 22（2010）年 3 月 31 日現在において、21 歳以上、2 年以上の社会経験（家事等含む）を有する者

学科試験（2 科目）

- ・必須科目：国語総合（古文・漢文除く）・現代文
- ・選択科目：英語 I・英語 II または 数学 I・数学 II・数学 A から 1 科目

4. 一般入学試験（A 日程、B 日程）

学科試験（2 科目）

- ・必須科目：国語総合（古文・漢文除く）・現代文
- ・選択科目：英語 I・英語 II または 数学 I・数学 II・数学 A から 1 科目

（参考）面接試験による判定方法

面接方法は専攻の教員 3 人に対して学生 1 人という個人面接を採用している。面接は 10 分間程度実施し、面接員は面接チェックシートに基づく 3 段階評価により各自可否を判定し、後刻その結果を集計する。3 面接員ともに不可の判定を下した学生はその理由を教授会に報告し、承認を得た上で入学生候補者から除外する。

平成 22(2010)年度の入学試験結果は、以下の通りであった（表 4-1-2）。

表 4-1-2 平成 22(2010)年度入学試験結果

入学試験の種別	専攻	志願者数	受験者数	合格者数	合格倍率	入学辞退	辞退後合格者	補欠入学	入学者数
公募 (A)	理学療法学	35	34	23	1.5	5	18		18
	作業療法学	19	19	15	1.3	2	13		13
	計	54	53	38	1.4	7	31		31
公募 (B)	理学療法学	10	9	8	1.1	1	7		7
	作業療法学	7	7	4	1.8	2	2		2
	計	17	16	12	1.3	3	9		9
公募 (C)	理学療法学	3	3	2	1.5	1	1		1
	作業療法学	1	1	1	1.0	1	0		0
	計	4	4	3	1.3	2	1		1
社会人	理学療法学	0	0	0					
	作業療法学	0	0	0					
	計	0	0	0					
指定校	理学療法学	6	6	6	1.0	0	6		6
	作業療法学	5	5	5	1.0	0	5		5
	計	11	11	11	1.0	0	11		11

四條畷学園大学

一般 (A)	理学療法学	27	26	17	1.5	10	7	7
	作業療法学	9	9	5	1.8	3	2	2
	計	36	35	22	1.6	13	9	9
一般 (B)	理学療法学	9	8	5	1.8	0	5	5
	作業療法学	6	5	4	1.3	0	4	4
	計	15	13	9	1.4	0	9	9
計	理学療法学	90	86	61	1.4	17	44	44
	作業療法学	47	46	34	1.4	8	26	26
	計	137	132	95	1.4	25	70	70

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

本学の基本的教育内容は、理学療法士あるいは作業療法士養成教育であり、実習授業を多く取り入れていることに加え、施設、機械器具等の設備も収容定員に見合ったものを設置している。従って、適切な教育内容を確保するために、受験者の多い年度を含め開学以来入学定員（80人）の110%以内を目標に入学者を選抜し、大幅な定員超過を避けてきた（表4-1-3）。そして、近時は作業療法学専攻志願者の大幅減少の影響により、この3年間定員割れが続いているため、この改善が近々の課題ではあるが、教員1人あたりの学生数の減少は、結果として教育環境の改善に繋がっているともいえる。

*表4-1-3 平成18(2006)年度～平成22(2010)年度入学者等推移（専攻別）

理学療法学専攻

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受験者数	629	317	157	109	86
合格者数	60	56	50	64	61
入学者数	44	44	41	53	44

作業療法学専攻

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受験者数	186	175	72	37	46
合格者数	63	58	54	28	34
入学者数	39	39	34	15	26

(2) 4-1の自己評価

本学の入学試験（入学者選抜）方法の特徴は、社会人・指定校入学試験を除き、募集方法が公募推薦入学試験と一般入学試験の2種類であり、それぞれA、B、C日程の1日入学試験が3回と、A、B日程の1日入学試験が2回である。受験科目はいずれも国語と数学または英語の2科目となっている。本学は国家資格である理学療法士、作業療法士養成課程であり、将来の国家試験に対応可能な学力的素養を持つ人材が望ましいという側面もあるが、反面、応募者はこれらの科目でしか受験できないということであり、対象が限ら

れてしまうという側面もある。このような選抜方法は、入学対象者を学力に限定することによって、一面的特長を有する学生を選抜する手段としては良いと思われるが、一方で、理学療法士や作業療法士を目指す学生の選抜方法として適切か否かについては疑問が残る。なぜならば、人を対象とする職業においては常に多様性が求められるからである。

それ以上に深刻な問題として、学力選抜方法によって対象が限られてしまうことから、多様な選抜方法で学生募集を実施している他大学や養成学校に比較して応募者がより減少していることである。入学生の質を確保するためには、受験しやすい環境づくりによる応募者の増加と同時に、学力のみではない他の能力も入学判定に導入することが重要である。それにより多様な人材育成に結びつくこととなる。

本学の将来展望を見据えたとき、まずは応募者を増やし、その中から優秀な学生を選抜するということが第一であり、次年度の入試選抜から可能なすべての方法を直ちに実施する必要がある。その内容として、センター試験の導入、AO 入試、選抜方法の多様化、入試日程の多様化などがあげられる。

(3) 4-1の改善・向上方策

平成 23 (2011) 年度入試の改善決定事項 (詳細は「平成 23 年度学生募集要項」参照) については以下記載の通りであるが、その先にはセンター入試の実施も機関決定している。

- ① AO 入学試験の新規実施
- ② 公募推薦入学試験 (A 日程・B 日程) で試験日自由選択制の 2 日入学試験を実施
更に、従来の 2 科目の試験判定に加え、1 科目と小論文、1 科目と評定平均値、2 科目と小論文・評定平均値基準を新設し、選択可能な 4 つの判定基準を実施 (複数判定基準の選択が可能)
- ③ 一般入学試験 (A 日程・B 日程) では、従来の 2 科目試験に加え 3 科目型 (併用可能) を新設
- ④ 高等学校の医療・福祉・介護の専門コース卒業 (見込み) 者を対象とした特別推薦入学試験を新設
- ⑤ 昨年に引き続き、成績上位者の入学を促進のための初年度特待生制度を実施
その内容は公募推薦入試 (A 日程) 1 型 (基礎学力判定方式) で 2 日間の得点上位者から理学療法学専攻、作業療法学専攻それぞれ 2~3 人を対象に初年度授業料を 60 万円入学時減免

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

◀ 4-2の視点 ▶

(1) 事実の説明 (現状)

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学は小規模大学であるにもかかわらず退学者が多い。それは専門職の養成課程である特性上、進路変更は退学に至る場合が少なくない。クラス単位で見ると、多い場合で入学者の 20% を越えるときもあり、教員間で共有する問題意識の高い内容である (表 4-2)。

このことに対して学生相談委員会では、密度の高い相談に応じられるようクラス担任と相談室による相談体制をとっている。しかし現状は学生にとってクラス担任が身近な存在

として、入学当初からの学生面談、学習相談、学生生活上のほとんどの相談に対応している。専門職を目指す学生達の相談は学習に関するものが多く、中には進路の相談も含まれる。クラス担任は状況により専攻会議にて教員全体に内容の検討を委ねる場合もある。また図書館の利用時間に関して学生の要望があり、時間の延長が実施されたことがある。

授業評価アンケートは講義担当者だけではなく、他の教員間で内容を確認する。場合により担当教員からの事情説明や他の教員からの意見を出し合い、改善への方策を検討する。

表 4-2 入学年度別退学者数（専攻別）

理学療法学専攻

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年)	平成 22 年度
入学者数	44	44	41	53	44
退学者数	8	9	2	0	0

作業療法学専攻

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
入学者数	39	39	34	15	26
退学者数	8	5	5	1	0

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学は通信教育を実施していない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

学生支援の一環として、学生委員会に学生自治会の顧問として主に担当する教員を配置している。学内生活だけではなく、学生生活全般に関わる事例に関して学生自治会で意見集約して自治会顧問と相談の上、大学側へ意見を述べる。

講義や実習に関する学生の意見は FD 委員会の行う授業評価アンケートの自由記載欄に書かれる内容を教員で共有することやクラス担任が直接、聞き取る内容を各専攻や両専攻にて検討する。

(2) 4-2の自己評価

クラス担任は入学当初から個人面談を行い、学生の状況把握に努めているが、大学生生活の進行に伴い学習面の問題が目立つようになる。1年から2年の科目において成績不良から進路変更を考える学生も少なくなく、中には退学に至るケースもある。どの場合も学生の状況把握を重視しているので理由が不明な退学は少ない。それは面談等による学生との意思疎通が十分に行われていることを裏付けている。

授業評価のアンケートは自由記載欄の記入が少なく、学生達の意見の収集に効力を発揮しているとは言い難い。平成 21 (2009) 年度後半からは、教務情報システム (日本システム技術株式会社製 大学内情報管理統括システム ユニバーサルパスポート) を利用し

た授業評価アンケートを実施した。

(3) 4-2の改善と方策

学生との意思疎通を積極的に図っているが、専門職としての資質や適正に悩む学生が多く、結果進路変更に至る場合もある。悩みが多くなる前に学生の状況を把握する必要がある。平成 22 (2010) 年度からは前期成績発表のタイミングで保護者懇談会を実施し、早期からの学習指導を行っていく。また、専門科目を履修していくために必要な基礎知識を習得するために、入学直後にリメディアル教育を実施する。職業の特性を学生に十分理解してもらうような講義や実習の設定も今後考えていく必要がある。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること

《4-3の視点》

(1) 事実の説明 (現状)

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

前期、後期や長期休暇を通して自習室を常時開設し、学生の自習勉強の場所を設置している。定期試験など使用頻度が多くなる時期には、試験会場にならない講義室も臨時の実習室として開設している。

学習に係る資料のコピーは学生専用のコピー室を設置している。学生はプリペイドカードを事務室窓口にて購入し、学舎内利用時間の範囲でコピー機の使用が可能である。図書館でのコピーに関しては、同様のシステムで利用可能なコピー機を設置している。

本学は学内講義や実習授業にて実技内容を多く含んでいる。講義時間内で不十分な場合は、実技練習のための実習室の使用を許可している。

図書館は講義終了の時間を考慮して午後 8 時まで開館している。また種々の文献検索システムを用意し、図書館相互サービスの利用にて、文献の取り寄せ (有料) や他施設の図書館利用の紹介などを行っている。

レポートや課題の作成、自習学習のためコンピューター室の自習利用を許可している。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

初年度特待生入試の実施

公募推薦入試 (A 日程) で実施する。理学療法学、作業療法学各専攻の学科試験上位 2~3 人に対し、初年度年間授業料の概ね半額 60 万円を入学時減免する。

四條畷学園大学奨学金制度の実施

四條畷学園大学では、2 年次以上の学業成績優秀者に対して、奨学金を支給している。支給対象者は、2 年次以上の学業成績優秀者で各専攻学生数の 10% 以内とし、入学後の成績により選考する。金額は、30 万円 (年額) とし、各学期 (年 2 回) に分けて支給する。支給期間を 1 年間 (以後再募集による選考) とし、返済は不要としている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

各種のクラブ活動・同好会活動に対しては、学生自治会が主体となって自治会費より各クラブ・同好会の活動費を支給し支援を行っている。

学内イベントとしては、オープンキャンパス、幼稚園運動会などに参加実績がある。学外イベント、他施設の依頼に応じて手伝いや施設スタッフの補助のための参加実績がある。ボランティアについては、目指す職種柄、学生に対し積極的に推奨しており、依頼に関しては事務室にて把握し学生への広報を行っている。内容によっては、教員が直接学生に呼びかけることも行っている。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生生活を送る際に直面する学習上の問題や課外活動、人間関係などの諸問題について、学生だけでは解決できないような内容に対する相談窓口として、クラス担任とは別に学生相談室を設けて対応している。また本学園には附属機関として臨床心理研究所（Institute of Clinical Psychology：通称：ICP）があり、研究所は学生を対象とした相談室（通称：ICP相談室）を設けており、カウンセラー（臨床心理士）が相談を受けている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等が汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

クラス担任、学生委員会（学生自治会を含む）、学生相談室などが中心となり、学生からの意見を集約する窓口となっている。また各教員の研究室の開放により学生達との接点ができるだけ多く持ち、意見交換や情報集約に努めている。

（2）4-3の自己評価

学生がいつでもどこでも使用できる教室は自習室のみであるため、時間割において講義がない時間帯の居場所がない等の問題が発生している。使用頻度が多くなる定期試験等の時期以外の期間にも、講義室等の開放も検討が必要である。

図書館も学外での臨地実習を受講中の学生が土曜日に図書館利用を希望しても閉館時間が早いため（午後2時）利用できなかった。その他の学生への経済支援や課外活動に対する支援、健康相談や生活相談支援などは特に大きな課題はない。

（3）4-3の改善と方策

学生がいつでもどこでも使用できるよう講義室を中心に教室を開放し、学生サービスの向上に努める。また、学生が臨地実習期間中である上半期の図書館の土曜日開館時間を午後5時まで延長し（ただし、第2土曜日は全学園休業日のため閉館）、学外での臨地実習を受講の学生に対するサービス向上に努める。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4の視点》

（1）事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

就職に対する相談内容として助言を求められるのは、就職希望の医療施設や福祉施設の状況に関することが殆どである。本学園出身者の有無、主たる対象疾患、施設評判等である。幸い近隣の医療施設や福祉施設に関する情報は担任をはじめとする教員が把握してい

ることが多く、適切なアドバイスを行えることが多い。

平成 21 (2009) 年度 (大学 2 期卒業生) 就職動向は以下の通りである。

理学療法学専攻：就職希望者 29 人、就職者 29 人 (医療施設 29 人)

※ 国家試験不合格者 1 人を含む

作業療法学専攻：就職希望者 27 人、就職者 27 人 (医療施設 25 人、保健センター 1 人、
介護老人保健施設 1 人)

※ 国家試験不合格者 4 人を除く

1) 就職動向についてのコメント

理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに医療機関への就職率が高い。これは学生の多くが、急性期～回復期の医療機関への就職を希望していることや、近年の診療報酬制度の改定によって、医療機関の求人割合が増えていることなどが考えられる。

理学療法学専攻の就職先は、ほぼ全てが身体障害を対象とした領域であるが、作業療法学専攻の就職先は、7.4% (2 人) は精神障害者を対象とする医療機関への就職となっている。なお、作業療法学専攻においては、就職対象者 28 人のうち 1 人が出産のため就職活動をしていない。

2) 就職活動指導の現状

求人情報は、応募期限のあるものは学内掲示および希望者にメール配信をして学生にインフォメーションし、その他については、ファイリングの上いつでも閲覧できるよう対応している。就職活動指導は、各専攻の就職委員および担任を中心に全教員が就職活動の支援を行っている。各専攻では 10 月～12 月にかけて求人のある病院・施設に来校いただき、就職説明会の開催により学生へ情報提供の場を設けている。原則として教員から就職先を斡旋することはないが、実習病院からの依頼や大学との関係強化を図る必要があるような求人先には情報提供という形で学生に紹介している。また、学生の性格や希望する領域に配慮した就職指導を行っているが、基本的には学生自身が求人票を閲覧することや教員から情報を得ることにより、学生自身で就職先を選定している状況である。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

本学の目的の一つが卒業後に専門的なキャリアを得ることである。そのために実践的な学びを重視したカリキュラムを編成している。しかし本学で取得できるのは理学療法士、作業療法士の国家試験の受験資格であり、国家試験に合格しなければその職には就けないということから、正規カリキュラムの他に対策講座や模擬試験を実施して合格に向けての支援を行い、国家試験の合格者をより多く育成する体制をとっている。

療法士を養成する大学であるため、インターンシップに相当する臨床実習科目、現場実習科目がカリキュラムの中に必然的に配置されており、これらの実習支援を最優先にしている。本学では、1 年次より学生に実際の臨床現場を体験させる早期臨床体験型の教育を行っており、これをキャリア教育の一つとして位置付け、医療系資格取得を目指す学習の動機づけと早期からの職業意識の涵養を図っている。カリキュラムとして位置づけられている実習において、学生はさまざまな体験・学習をし、セラピストとしての知識や技術・技能および態度を身につけ、それが就職にもつながるものとなっている。学生への支援として

は、定期的な実習地訪問による指導や随時個別相談に応じるなど、就職活動と同様の体制をとっている。

(2) 4-4の自己評価

求人情報は、求人票を掲示もしくはファイリングして、学生が閲覧できるようにしているが、ファイリング等に時間がかかり求人情報が大学に届いてから学生が閲覧できるまでのタイムロスが生じており、タイムリーな情報提供が出来ていない。

就職指導そのものについては、担任を中心に細やかに指導し学生の希望や個性に応じた就職指導に取り組んでいるが、近年は競争率も激しくなり、面接で失敗する学生も少なくない。面接についての系統的な指導は実施できていない。

キャリア教育については、医療系大学としての特色を生かして臨床体験型の教育や学外の医療・保健・福祉施設を利用した臨床実習科目を体系的に配置しており、インターシップを兼ねた実践的な取り組みがカリキュラムの中で行われているが、学生の中には途中で挫折したり、実習の成績が不合格になることも少なくない。

国家試験に向けて取り組んでいる対策講座や模擬試験などは、適切に行われていると思われるが、100%の合格率には至っていない。

(3) 4-4の改善と方策

求人情報を出来るだけ速やかに発信し、いつでもどこでも学生が閲覧できるように、求人票をデータ化して閲覧できるようなシステムの設置が必要である。また、就職試験における面接能力の向上を図るため、面接指導にも積極的に取り組んでいく必要がある。

学外の医療・保健・福祉施設を利用して実施しているインターシップの取り組みを継続していく。また、実習を途中で挫折したり、不合格になる学生にあたっては、見極め実習制度などを検討し、学外施設での臨床実習が円滑かつ効果的に実施されるよう準備と対策を整えていく。

国家試験の対策は、各専攻で策定した計画のもとで体系的に実施して、担当教員が結束して継続的な取り組みを行い、100%の合格率を目指す。

【基準4の自己評価】

本学の入学選抜方法は、主に学力試験を中心とした学力重視の側面が強かったため、アドミッションポリシーに沿った入学者を確保できていたとは言い難い状況であった。

入学者に対しては、クラス担任制の導入や相談室の開放などに取り組む、学生の支援に繋がるようにしてきたが、休学・留年・退学率の改善には繋がっていない。また、学生の意見を汲み上げるシステムが学生自治会活動や授業評価アンケート程度であるため、多くの意見を汲み上げているかは疑問の残るところである。

実習支援や国家試験の対策については、一定の成果は上げており、職業意識の涵養やキャリア教育に重要な役割を果たしている。

就職に関しては、紙ベースでの求人情報の提供と、担任を中心に就職指導を実施している。

【基準4の改善・向上方策（将来計画）】

四條畷学園大学

本学のアドミッションポリシーに基づき、多種多様な入試判定制度を導入し、学力のみならず他の優れた能力を有する入学生の確保に努めることが必要である。

学生への学習支援に対しては、入学前教育の充実、入学後早期からの学習状況の把握を行い、保護者とも入学直後から意思疎通を図りながら、より早期に学習指導に関わっていくことで休学・留年・退学者を減少させていく必要がある。また、臨床実習についても、体調不良など何らかの事情により通常の実習が十分に行われなかった場合に近隣の施設などにおいて再度実習を行って単位認定の確認を行う見極め実習制度などを検討し、学外施設での臨床実習が円滑かつ効果的に実施されるよう準備と対策を整え、休学・留年・退学者の減少に努めていきたい。

また、学生の意見を多く取り入れ、学生の勉学に最適な環境を整備するため大学として今後も議論を重ねる必要がある。

就職に関しては、求人情報が適切且つ迅速に提供できるよう、データ化等のシステム向上が必要である。

基準5 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1の視点》

(1) 事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学の教育課程は、理学療法士および作業療法士を養成することを目的としたものであり、文科省による大学設置基準に加えて、「理学療法士及び作業療法士法」に基づいた理学療法及び作業療法学校教育指定規則による教育内容と単位数を教授しなければならない。

(資料：学生必携&履修の手引き「教育課程表」参照)

本学の特徴として、常勤教員は、一般教育科目担当、専門基礎科目担当にかかわらずそれぞれ理学療法学専攻及び作業療法学専攻に配置されている。専門科目担当教員には、理学療法士免許所有者8名(教授2名、講師6名)が理学療法学専攻に、作業療法士免許所有者8名(教授1名、准教授2名、講師5名)が作業療法学専攻に配置されている。教員の専門領域と担当科目は「表5-1:教員の専門領域と担当科目」に示すとおりである。

表5-1 教員の専門領域と担当科目

一般教育科目担当				
職名	所属	氏名	専門領域	担当科目
教授	作業	坂口守彦	動物に関する応用生物科学	生物学
教授	理学	谷口友彦	X線結晶学、応用情報学	物理学、情報数学、情報科学Ⅰ、情報科学Ⅱ
教授	作業	三崎 旭	自然界の多糖・糖タンパク等高分子糖鎖物質の構造と食品及び栄養機能、その利用に関する研究	生活科学Ⅰ
教授	作業	緑川知子	ファッションセラピー、ユニバーサルファッション	生活科学Ⅱ
教授	作業	竹原信夫	マスコミュニケーション、経済学	社会学

専門基礎科目担当				
職名	所属	氏名	専門領域	担当科目
教授 学長	理学	河井秀夫	末梢神経外科(とくに外傷性腕神経叢麻痺に対する機能再建術)、整形外科学、リハビリテーション医学、リウマチ学、手の外科学	医学概論、リハビリテーション医学
教授	理学	植村興	健康維持・増進のための攻め(セラピー)	公衆衛生学

四條畷学園大学

			一への動・植物の応用)とまもり(感染症や食中毒の阻止)の基礎固め	
教授	理学	小西啓悦	実験奇形学に基づく奇形発生の機序解明と予防	解剖学Ⅰ、解剖学Ⅰ実習、解剖学Ⅱ、解剖学Ⅱ実習、理学療法研究論

専門科目担当			
理学療法学			
職名	氏名	専門領域	担当科目
教授 学部長	森永敏博	運動器系理学療法、高齢者に対する理学療法、理学療法教育・制度	理学療法概論、理学療法管理学、医学英語
教授 副学科長	鈴木康三	各疾患への義肢装具適応に対する理学療法、慢性閉塞性肺疾患への呼吸理学療法	リハビリテーション概論、義肢装具学Ⅱ、呼吸器系運動療法学Ⅰ、呼吸器系運動療法学Ⅱ、内部障害系運動療法学概論
講師	雨夜勇作	脳機能と運動の関係、脳損傷への運動効果と判定	理学療法評価学Ⅰ、循環器系運動療法学Ⅰ、理学療法評価学Ⅱ、理学療法評価学Ⅲ、理学療法学特論Ⅲ
講師	向井公一	ヒトの姿勢制御と認知機能、呼吸理学療法の科学性、高齢者の運動特性と日常生活の関連性	運動学Ⅲ、生活動作学Ⅰ、生活動作学Ⅱ、循環器系運動療法学Ⅱ
講師	宮本靖	体幹のバイオメカニクス、筋電等を用いた身体運動機序の解析	運動学Ⅰ、運動学Ⅱ、運動器系運動療法学Ⅲ、理学療法特論Ⅱ
講師	川崎純	障害者スポーツの動作解析	運動療法概論、物理療法学Ⅱ、神経系運動療法学Ⅰ、神経系運動療法学Ⅲ、スポーツリハビリテーションⅠ
講師	三谷保弘	スポーツおよび健康科学領域における身体運動解析	物理療法学、神経系運動療法学Ⅱ、物理療法学Ⅰ、臨床運動学、理学療法研究論、スポーツリハビリテーションⅡ
講師	岩下篤司	筋力トレーニングの筋電図学的解析、傷害予防トレーニングにおける筋機能解析	代謝系運動療法学Ⅱ、運動器運動療法学、理学療法特論Ⅰ、理学療法学特論Ⅳ

四條畷学園大学

作業療法学			
職名	氏名	専門領域	担当科目
教授 副学科長	上田任克	自立度の改善・介護負担の軽減が図れる住宅改造と福祉用具の研究	作業適用学、生活環境機器技術学、生活環境機器技術学実習、地域リハビリテーション原論
准教授	銀山章代	精神障害リハビリテーション、集団作業療法	精神障害治療学、作業療法概論Ⅱ、基礎作業学演習Ⅳ、基礎作業学実習、精神障害治療学実習
准教授	松下太	認知症のケアおよびリハビリテーション、介護保険施設におけるリハビリテーション	老年期障害治療学、作業療法評価学、作業療法評価学実習Ⅰ、基礎作業学演習Ⅱ
講師	川上永子	脳卒中における作業療法技術	日常生活技術学、日常生活技術学実習、神経系障害治療学、神経系障害治療学実習
講師	巽絵理	精神障害リハビリテーション、統合失調症患者に対する作業活動を用いた関わりの効果	職業援助技術学、職業援助技術学実習、基礎作業学演習Ⅲ、作業療法評価学、作業療法評価学実習Ⅱ、作業療法管理学
講師	杉原勝美	身体障害及び老年期作業療法	作業療法概論Ⅰ、作業療法治療学総論、運動器系障害治療学、運動器系障害治療学実習、作業療法管理学
講師	北山淳	特別支援学校における作業療法、自閉症の表情認知 General Movement	作業療法評価学、作業療法評価学実習Ⅲ、発達障害治療学、発達障害治療学実習、作業療法研究法
講師	長谷川昌士	日常生活動作における動作解析	運動学、運動学実習、運動発達学、生活環境機器技術学、生活環境機器技術学実習

理学療法学専攻について

一般教育科目ならびに専門基礎科目の担当者は資料（学生必携&履修の手引き）に示すとおりである。自然科学系科目(10 単位)、人文・社会科学系科目(10 単位)、外国語科目(4 単位)、健康科学(2 単位)を指定規則の「科学的思考の基礎、人間と生活」(14 単位)の分野にあて、本学では 26 単位以上を履修している。このうち 7 科目 13 単位を常勤教員が担当している。専門基礎科目の中には指定規則で「人体の構造と機能および心身の発達」(12 単位)、「疾病と障害の成り立ち及び回復」(12 単位)、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」(2 単位)、合計 26 単位以上となっているが、本学ではそれぞれ 18 単位、12 単位、2 単位、さ

らに選択科目 2 単位を含む 34 単位となっており、このうち 10 科目 16 単位を常勤教員が担当している。専門科目については大別すると運動器系理学療法、神経系理学療法、呼吸・循環・代謝系理学療法、さらに物理療法、スポーツリハビリテーション、義肢装具学や評価学などに分類できる。常勤教員の専門領域を見ると、理学療法管理学、地域リハビリテーション、義肢装具学、運動器系理学療法(3 名)、循環器系、スポーツリハビリテーション(2 名)、評価学、呼吸器系、運動学(3 名)、物理療法学(2 名)、神経系、代謝系であり、殆どの領域をカバーしているといえる。強いていえば運動発達障害(小児系)を専門とする教員が不在であるが、この領域は非常勤によってカバーしている。なお、複数領域を専門としている教員もあり、専門領域ごとの担当者数の合計は教員数を上回る。

作業療法学専攻について

一般教育科目、専門基礎科目については理学療法学専攻と同様、自然科学系科目(10 単位)、人文・社会科学系科目(10 単位)、外国語科目(4 単位)、健康科学(2 単位)を指定規則の「科学的思考の基礎、人間と生活」(14 単位)の分野にあて、本学では 26 単位以上を履修している。このうち 7 科目 13 単位を常勤教員が担当している。専門基礎科目の中には指定規則で「人体の構造と機能および心身の発達」(12 単位)、「疾病と障害の成り立ち及び回復」(12 単位)、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」(2 単位)、合計 26 単位以上となっているが、本学ではそれぞれ 18 単位、12 単位、2 単位、さらに選択科目 2 単位を含む 34 単位となっており、このうち 10 科目 16 単位を常勤教員が担当している。専門科目は、大別すると身体障害領域、精神障害領域さらに発達障害領域に分類することが出来る。常勤教員の専門領域を上げると、精神障害領域(2 名)、身体障害(運動器系障害、神経系障害を含む)領域(3 名)、発達障害領域(2 名)、さらに地域リハビリテーション(2 名)、老年期障害、日常生活活動を専門とする教員がそろっている。なお、複数領域を専門としている教員もあり、専門領域ごとの担当者数の合計は教員数を上回る。

5-1-② 教員構成(専任、年齢、専門分野等)のバランスが取れているか。

学部の教員は総数 24 名(学長 1 名、学部長 1 名、副学科長 2 名を含む)の専任教員によって構成されている。職位の構成は教授 11 名、准教授 2 名、講師 11 名となっている。教授 11 名のうち学長を除き理学療法学専攻に 5 名、作業療法学専攻に 5 名が配置されている。その平均年齢は 64.8 歳(理学療法学専攻平均 64.6 歳、作業療法学専攻平均 65.2 歳)、准教授 2 名は 47.5 歳、講師 11 名のうち理学療法学専攻に 6 名(平均年齢 39.8 歳)、作業療法学専攻に 5 名(平均年齢 40.2 歳)であった。(基準 2 参照)

(2) 5-1 の自己評価

理学療法学専攻、作業療法学専攻とも専門科目における専任教員の比率が高く専門領域をカバーしており、教育課程を遂行するために必要な教員は適切に配置されている。また、学生の教育指導上の問題については各専攻の会議を毎週行い教育方針や方法の確認、学生に対する教員の役割分担決定する機会を設けている。専攻を跨ぐような問題においては、学部会議などで検討しており連携体制は整えられている。

本学の職位の構成において、教授、准教授、講師となっており助教は存在しない。特に理学療法学専攻の専門科目担当教員では教授と講師だけの構成になっており、バランスが

悪い状態となっている。教育研究上の責任体制が不明確となることもある。

(3) 5-1の改善・向上策

教員構成を見直し、バランスの良い構成とし教育研究上の責任体制が明確となる教員組織の編成に取り組む。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2の視点》

(1) 事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任が明確にされているか。

教員の採用・昇任については、平成 17(2005)年 4 月 1 日に「教員任用規程（大学）」として「専任教員昇任人事規程」、「非常勤講師の採用について」さらに「専任教員昇任人事規程」が制定され、規定集に収録されている。

本学の客員教授 1 名が教授会における審議の結果、平成 22(2010)年 4 月 1 日付で特任教授として認められた。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用は、欠員の生じた場合「教員任用規程」に基づき、これを公募により補充してきた。平成 21(2009)年度人事では、作業療法学専攻教授 1 名を公募により補充し、講師 1 名を 2 名の公募者の中から選任した。また理学療法学専攻では、講師 2 名を公募した。3 名の応募があったが、このうち 2 名について審査委員会において規程に基づいて慎重に審議した結果、適任者と認め、教授会において承認した。いずれも、平成 21(2009)年 4 月 1 日に発令され、採用に至った。さらに、作業療法学専攻の講師 1 名を「専任教員昇任人事規程」により、准教授に昇任した。公募に当たっては欠員となる教員の専門領域をカバーできる人材の確保が第一義となっている。募集する職位は原則的に欠員となる教員と同等になっている。

平成 22(2010)年度、人事については、3 月末で退職した理学療法学教授の後任について教員任用規程に基づき教授会で採用条件を検討し公募採用することを決定した。

採用条件は以下のいずれの条件も充足するものとされた。

- ①理学療法士の国家資格を有し、臨床経験 5 年以上有するもの
- ②学位(博士)取得者又はそれに準ずるもの
- ③募集期間 2 ヶ月間(5 月 20 日～7 月 20 日)
- ④掲載ツール
 - ・大学ホームページ
 - ・理学療法学（社団法人日本理学療法士協会誌）

(2) 5-2の自己評価

これまでに生じた欠員の補充に当たっては、当該専門領域を担当できる候補者を公募の形で募集、補充してきた。学内の規程に基づいて審査を進め採用を決定することに不都合

は無かった。しかし、公募とはいえ複数の応募者を得た上で、競争の原理に基づいた教員審査を進めるといった環境を整えるのは困難な場合もあった。特に、教授の職位の募集に当たっては、臨床経験、研究業績、人物評価などの情報を総合的に入手することが困難な事が多く、他教員の推薦の範囲に応募者が限られることがあった。その一番の理由として、理学、作業療法の専門領域において教員としての資質を備えた人材が少ないということがあげられる。

(3) 5-2の改善・向上策

教育内容の充実を計る目的の一環として、優れた教員を確保するためには、公募期間の延長と募集範囲の拡大を図る手立てを考慮すべきである。

一方、内部昇格においては学内規程に定めがあるが、勤務年数だけの規定に留まっており、業績等を勘案した昇任規程の充実が必要である。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

〈5-3の視点〉

(1) 事実の説明(現状)

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

教員の教育担当に伴う負担の軽重は、講義科目、演習科目、実習科目などの担当が混在するために一概に単位数のみによって計ることは困難である。またオムニバス形式の授業や、実習授業の際には科目担当教員に限らず、他の教員が補助的にその科目に加わり、2~3名の教員でその科目を担当する場合もある。そのため、1人当たりの教員が担当する時間数を、正確に計ることは困難である。しかしながら、開講科目について便宜上教員数で単位数と時間数を除す方法で計算を試みた。理学療法学専攻教員の年間の担当時間数は平均345.5時間であり、単位数は9.5単位である。作業療法学専攻では320.25時間と9.5単位である。これらの数値を前・後期で二分すると160.13から172.75時間となり、さらに前・後期それぞれ15週で除すと毎週10.7時間から11.5時間となる。

さらに学生の個別的指導時間や実習地の調整、連絡、そして実習地への訪問指導時間などを日常の業務の中に入れて、研究に割かれる時間的制約は計り知れない。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA等が適切に配置されているか。

本学はTAを配置していない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

研究費等の配分については「研究費及び研究旅費の取り扱いについて」(平成17(2005)年4月)に基づく。

平成21(2009)年度実績では、研究費総消費額は5,742,831円であり、その内訳は教授一人当たりの平均額が450,400円、准教授256,725円、講師270,671円であった。講師費

消分のうち理学療法学専攻の一人当たりの平均額は 238,319 円であり、作業療法学専攻は 309,494 円であり、専攻間の格差は特に認めなかった。

(2) 5-3の自己評価

本学の研究業績は、十分な成果が上がっているとは言い難い。その理由として考えられるのはまず授業の担当時間数が多すぎる。卒業に要する必要単位数は両専攻ともに 128 単位となっているが、専門職教員の 1 人当たりの年間担当単位数は 9.5 単位、授業時間数を算出してみると 320~345 時間となる。これに加えてクラス担任や個別的な学生指導、さらには教務事務の援助、臨床実習訪問指導などが加わり、研究にとって物理的制約が非常に大きい。

さらに学内研究設備は教員の研究テーマに沿って必ずしも充実しているとは言い難い。特に臨床施設を併設していないということは、研修日を設けて学外研修で補充するにしてもその研究成果や教育効果を十分に挙げるには不十分である。

(3) 5-3の改善・向上策

負担を軽減するためのカリキュラムの検討、事務能力の効率化、臨床設備の整備など速やかな改善を必要とする。

5-4. 教員の研究活動を活性化するための取り組みがなされていること。

〈5-4の視点〉

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FDなどの取り組みが適切になされているか。

(1) 事実の説明(現状)

本学の FD の取り組みとして平成21年度に実施したのは、教育活動を向上し、より良い授業の提供が出来ることを目的とし、学生による授業評価を行った。前期にはマークシート方式で、後期には新規に導入された学内ポータルサイトである教務情報システム UNIPA を活用して実施した。また、卒業時に本学のカリキュラムや教育内容、支援サービスなどについて卒業生による評価を行った。(別冊 1 参照)

その他の取り組みとして、授業評価で評価の高かった教員の授業への授業参観を企画した。さらに、教員の研究活動を促進することを目的とした研究発表会(勉強会)をあげることができる。

1) 業評価について(別冊：学生による授業評価アンケート調査実施報告書参照)

前期は授業評価アンケート実施役割分担表を作成し、各学期最終講義の時間帯にマークシートによる評価アンケート調査を 18 項目について 5 段階評価にて実施した。回収は学生が実施し、事務所に提出するようにした。後期からは新たに Web 上に導入された教務情報システム (UNIPA) 上を用いて前期で行ったアンケートと同じ内容で評価アンケート調査を実施した。

【評価アンケートによる調査項目】

設問 1 授業計画(シラバス)は、学習の全体像を把握するために役に立った。

設問 2 この授業科目は、開始・終了時間が守られていた。

- 設問 3 毎回、授業毎にその課題や学習目標が明確に示されていた。
- 設問 4 この授業科目の成績評価基準は、明確に示されていた。
- 設問 5 この授業科目は、討議や質問の機会を設けるなど、学生の参加の機会が適切であった。
- 設問 6 シラバス（授業内容や課題）にそって、授業が行われた。
- 設問 7 授業は、わかりやすい具体例を示したりして、学生の理解を助ける工夫がなされていた。
- 設問 8 授業では、教科書や補助手段が効果的に使われていた。（配布資料、白板、ビデオ、OHP、CD等）
- 設問 9 授業は学生によく理解できるように、わかりやすい口調で明瞭に話されていた。
- 設問 10 学生からの提出書類や質問などに、適切に対応していた。
- 設問 11 この授業科目の進行速度は適切であった。
- 設問 12 ポイントを的確に強調していた。
- 設問 13 この授業科目に対する出席割合はどれくらいですか？
- 設問 14 この授業科目に当てた予習・復習の平均時間はどれくらいですか？
- 設問 15 わからないことは、質問したり調べたりしましたか？
- 設問 16 あなた自身が意欲をもってこの授業に臨みましたか？
- 設問 17 この授業科目は理解できたと思いますか？
- 設問 18 この授業科目は総合的に満足している。

【分析の結果と活用法】

集計は一般教育科目、専門基礎科目、専門科目に分け各項目別の5段階評価における総得点における割合を視覚的に認識しやすいように棒グラフで示した。自由記載欄への記入については、ほとんどの学生が記入している科目もあれば、逆に記入の全く見られない科目もあった。また記入はされていたものの全く建設的ではないと思われるような記載も残念ながら散見された。

一般教育科目と専門基礎科目においては、授業への出席率も高くおおむね満足度などの評価は良好であり、一般教育科目では66%、専門基礎科目では75.6%の学生が意欲を持って臨んだと答えている。しかし、予習・復習の時間は相対的に短く一般教養科目では78%、専門基礎科目では60.1%の学生が1時間以内であると答えている。理解度については一般教養科目・専門基礎科目とも60%程度が理解できたと答えている。

専門科目においては、総合的な授業の満足度において満足していると答えた学生は理学療法学専攻75.1%、作業療法学専攻89.3%と高かった。専門科目に意欲を持って臨んだ学生は理学療法学専攻81.8%、作業療法学専攻89.4%であったが、予習復習にかかる時間は1時間以内と答えた学生は理学療法学専攻で55.2%、作業療法学専攻で45.2%である。その結果理解できたと答えた学生は理学療法学専攻で63.4%、作業療法学専攻で78.4%であった。さらなる理解度の向上のためには学習習慣をつけることが必要であり、大学としての支援方法を検討することが求められる。

ここに挙げた分析例はあくまでも各領域の科目の平均であり、報告書に記載することによって全科目を通じて授業の改善につながることを目指したものであり、これらの科目について個別的に評価することを目的としたものではない。

平成22(2010)年度より、授業アンケートで評価の高かった教員に授業の公開を依頼し、他の教員が自己の担当授業に活用できるよう授業参加を勧め、授業の進め方や教育方法などを学ぶ機会を設定した。

2) 研究発表会(学部勉強会)

各教員の研究テーマや研究発表の状況をお互いに周知し、各々の研究活動を促進する目的で原則月一回の研究発表会を実施している。学内の突発的事項(例えば臨床実習中の問題発生やその処理など)に対応するためにやむを得ず発表会が急遽取りやめになったりすることも再々であったが、平成21年度(2009)の発表内容を専攻別に列挙すると以下の内容であった。

理学療法学専攻

タイトル	発表者
アメリカの医療保険制度とリハビリテーション	森永敏博
聴覚障害者の運動特性	川崎 純

作業療法学専攻

タイトル	発表者
高齢者の住環境整備	上田任克
脳卒中片麻痺者の移乗動作の研究報告	長谷川昌士

3) 卒業生アンケートについて

学生による本学の評価を平成21(2009)年度より卒業時のアンケートとして教務情報システム(UNIPA)にて実施している。カリキュラムの満足度、教育内容の満足度、4年間の教育サービスの満足度などについて実施した。

【大学についての評価】

教育のソフト面に対する評価については良好であるが、設備等のハード面での課題が多く、設備面での充実が求められる。

【カリキュラムについて】

興味や関心のある科目の有無、学びたい科目が十分にある、履修指導、授業時間、クラスの規模など概ね満足という結果であるが、科目間の連携において満足度が低く同じ教授内容の重複など教育内容についての教員間での連絡・調整等を密に行う必要が示唆されている。

【教育内容について】

授業の分かりやすさ、テキストや教材の適切さ、学生の自主学習への配慮、成績評価の適切さの全ての項目においておおむね満足が不満足を上回っていたが、テキストや教材については他の項目より満足度が低く、再検討も必要である。また、自主学習しやすい環境を作ることが必要である。

【4年間の教育サービスについて】

教育サービスについては概ね良好であるが、学生支援サービスについての評価が低く

(具体的内容については別冊参照)大いに改善の余地が認められ、今後は教育サービスのみならず学生支援サービスを改善する方策を講じる必要がある。

(2) 5-4-①の自己評価

授業評価アンケートや卒業生アンケート調査については、後期から使用した新教務情報システム (UNIPA) の活用により集計等の時間短縮が図れるようになったが、自由意志に任せてアンケートを行うと回答率が低下する。また、自由記載欄には重要なコメントが多く書かれているが、常に記入を促す必要があった。

各教員は担当科目についての集計結果と自由記載欄のコメントを教務情報システム上で確認できるようになっているが、その活用法については各自に一任しているのが現状である。

(3) 5-4-①の改善・向上方策

回収率の向上のためには、日程を決めパソコン室に一堂に集め、全ての科目において自由記載欄への記入を促すことが必要である。

授業評価の有効的な活用を図るためには、学生による一方通行の評価だけでなく、評価結果を見て教員から学生へのフィードバックを行う双方向の意見交換も必要である。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 事実の説明 (現状)

本学の教育研究活動を活性化するための評価体制は整備されているとはいえない。現状から判断して、まず研究体制の確立を図った。(基準 2-1-①: 教員の研究体制参照) しかし、活発に機能実績が上がっているとはいえない。

- 1) 基礎医学研究室 (教授 小西啓悦・講師 宮本靖)
 - ・実験動物を用いての廃用性筋萎縮の解明
 - ・拘縮および運動が骨代謝に及ぼす影響
 - ・身体構造解析による身体運動機能の再考
- 2) 運動機能解析研究室 (教授 上田任克・講師 長谷川昌士・講師 宮本靖・講師 雨夜勇作・講師 川崎純・講師 向井公一)
 - ・ストレスと身体運動の関係
 - ・呼吸理学療法技術の検証
 - ・自立度の改善・介護負担の軽減が図れる住宅改造と福祉用具
- 3) 運動療法学研究室 (教授 森永敏博・講師 岩下篤司・講師 宮本靖)
 - ・筋力トレーニングが身体に及ぼす影響
 - ・傷害予防トレーニング
 - ・肩関節周辺筋の機能解析に関する研究
- 4) スポーツリハビリテーション研究室 (教授 河井秀夫・講師 三谷保弘)
 - *リハビリテーション総合研究所 参照

- 5) 評価研究室（教授 上田任克・講師 川崎純）
 - ・ 障害者スポーツにおける動作解析
 - ・ 聾者アスリートの運動特性
- 6) 義肢装具研究室（教授 鈴木康三・講師 川崎純）
 - ・ 障害体験前後における学生の意識変化について
- 7) 認知・生活動作研究室（准教授 松下太・講師 杉原勝美・講師 川上永子）
 - ・ 認知機能が活動に及ぼす影響、および生活活動そのものを多角的に分析する。
- 8) 作業遂行技能研究室（准教授 銀山章代・講師 巽絵理・北山淳）
 - ・ 活動における作業遂行技能

（２）５－４－②の自己評価

研究評価体制については、年間を通じて研究発表のノルマ化が指摘されているが具体的にこれを評価する方法は整備されていない。

（３）５－４－②の改善・向上策

年度毎の業績を研究紀要の巻末に業績集としてまとめ自己点検としているが評価体制については今後の検討課題の一つである。

【基準５の自己評価】

教育面だけを考えれば、教育課程を適切に遂行するための教員数、教員の専門領域については適切に配置されている。しかし、担当講義に加え、クラス担任や個別的な学生指導、さらには教務事務の援助、実習地への連絡・調整、臨床実習訪問指導などが加わり、手一杯の状態であり、研究活動に割かれる時間的制約は計り知れない。また、研究活動では実験設備の不足や実験のために使用する部屋は授業兼用となっているため実験装置を固定したままにしておかず、授業毎に片付けやセッティングが必要となるため、研究環境として物理的制約が非常に大きい。

さらに、教員組織については、教員の職位バランスが悪く、いずれ人事の停滞を招くことが考えられ改める必要がある。

【基準５の改善・向上方策(将来計画)】

大学の使命として、教育、研究、社会貢献が挙げられる。特に、教員の教育研究活動に課題があり、研究活動を活発に行える時間的制約や物理的制約などの解消するための努力を行う。

基準6 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

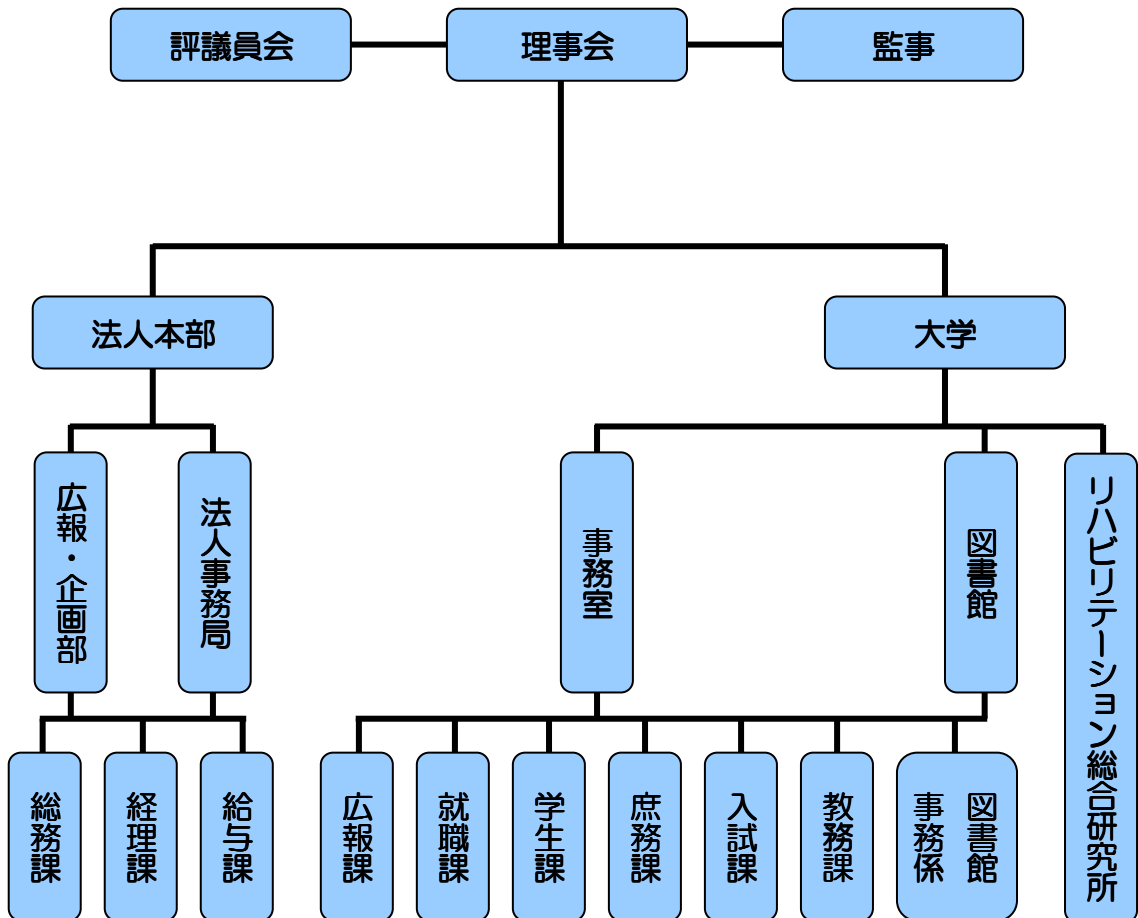
《6-1の視点》

(1) 事実の説明（現状）

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

本学園の事務機構は、図6-1に示すように、学園運営の事務組織（法人本部）と大学運営の事務組織に別れており、大学の事務組織は、事務室、図書館及びリハビリテーション総合研究所で構成している。

図6-1 四條畷学園大学の事務機構



四條畷学園大学

法人本部は学園全体の運営を担当し、法人の経営する各学校の事務の効率化を図るため、各学校に共通する資金・経理・給与等の一元管理および事務処理を行っている。大学固有の事務全般は大学事務室で行っており、「大学リハビリテーション学部事務室運営規程」には、下記の事務を分掌することが定められている。

- ・リハビリテーション学部に係る固有の教務、学生、入試、就職、庶務、広報等の学内事務に関する事
- ・リハビリテーション学部に係る固有の対外的事務、又は医療に関する事項の渉外、折衝等に関する事
- ・上記以外のリハビリテーション学部に関連する事項について、他の部課の所管に属さない事務に関する事

以上の業務を遂行するために必要な人員を、業務の質・量に応じて配置している。ただし、収容定員 320 名の小規模大学のため、課毎に専任担当者を配置する必要はなく、事務職員は複数の業務を遂行しているため、表 6-1 では、主たる担当業務の人数を挙げている。

大学職員の内訳は、正職員 3 人、嘱託職員 5 人、パート職員 5 人であり、それらの職員の各部署への配置状況は表 6-1 に示すとおりである。

本学では上記職員数に、短大事務が中心の兼務者が、嘱託職員 3 人、パート職員 1 人を含んでおり、共通する業務を一元化している。従って大学学舎内に常駐し大学固有の事務等運営を行う職員は、正職員 3 人、嘱託職員 2 人、パート職員 4 人の少人数であり、主たる担当業務を中心に相互連携、相互補完する体制となっている。事務室職員は、教員組織と連携し、大学の管理運営に関する業務に従事する他、基準 6-3-①で述べるように教育研究の支援業務を行っている。図書館業務を担う事務組織として大学事務室内に図書課を設置しており、図書課には 2 人の職員を配置しているが、何れも短大職員と兼務している。リハビリテーション総合研究所は教員で運営されており、事務職員の配置はないが、経費関係は大学事務室で処理している。

一方、学外への業務委託は、「データ編」表 6-2 に記載のとおりで、その内容は、「機械警備業務」「校務員業務」「清掃業務」「入試問題作成業務」である。

表 6-1 部署別大学職員数一覧 * () 内は短大兼務者数

部署名	職員数			主な業務
	正職員	嘱託職員	パート職員	
事務課 (庶務)	2		2	庶務・学事全般等
事務課 (教務)	1		1	教育全般、学籍・成績管理等
事務課 (学生)		1(1)		学生台帳管理、厚生福祉・奨学金等
事務課 (就職)			1	学生の就職支援・指導等
事務課 (入試・広報)		1		学生募集・入試選抜等
図書館 事務係		1(1)	1(1)	図書館庶務・資料収集管理・閲覧等
パソコン系技術職員		2(1)		パソコン系授業補助・学内ネットワークおよびホームページ運用管理等
リハビリテーション総合研究所				リハビリテーションの実践的研究
合計	3	5(3)	5(1)	

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用・昇任・異動については、「就業規則」第2章「人事」において、理事長が行う旨を定めているが、さらに具体的な方針は必ずしも明示されているとはいえ、慣例としての方針になっている。

(採用の方針)

業務遂行上の必要性があれば、事務長が起案し、学長経由で理事長へ上申する慣例となっており、職種により公募もしくは外部企業からのヘッドハンティングにより、求める人材を採用している。

(昇任の方針)

小規模組織に加え中途採用中心であり、明確な方針の規程はない。

(異動の方針)

業務遂行上の必要性があれば、事務長が起案し、学長経由で理事長へ上申する慣例となっている。明確な方針の規程はないが、職員の適材適所及びキャリアディベロプメント等を考慮して異動させている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適正に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動に関する方針は6-1-②で述べたとおり明確なものはないが、それらに関する規程に関しては「就業規則」の第2章「人事」第4条(教職員人事)、第5条(採用)、第6条(採用書類)、第7条(異動)で定められている。各規程の詳細は「就業規則」を参照されたい。また、昇任に関する規程はないものの、「給与規程」の第7条において昇給に関して定めている。

職員の採用は、「就業規則」第5条に「教職員の採用は所定の書類を提出させ選考の上、決定する」と規定しており、本学園事務職員として相応しい人材を本人の能力や適性等を考慮して決定している。なお、事務職員の募集は、法人本部が年度当初に各部署の人員体制に関する要望を調べて立案した次年度人員体制に基づき、原則として公募制で実施している。

人事異動については、「就業規則」第7条第1項で「業務の都合で必要ある場合には、教職員に対し兼務、配置転換又は職種の変更を命ずることがある」と定めている。事務長が現場の意見を集約して法人本部と協議して起案する。最終的には、理事長が決定する。人事異動は、学園内ネットワークに掲載し、学園教職員全員に周知させている。

昇任人事については、特別に明記した規程はないが、本人の業績・能力・見識等を勘案して決定している。

(2) 6-1の自己評価

本学は、四條畷学園短期大学リハビリテーション学科をベースに設立され、場所的にも短大北条学舎と近接しているため、特に図書館に関する事務とカリキュラム等の教務情報に関するシステムの運営・管理に関しては、短大の一部職員と兼務体制を敷いている。また、定員320名の小規模大学で、かつ単一学部であることで、事務職員も少数精鋭としている。しかし一方では、教員の事務負担も少なからず、大学運営においては、教職員のコ

コミュニケーションがより一層重要な要素になっている。各種委員会・学部会議・専攻学科会議には、事務職員もできる限り参加し、円滑な業務運営に努めている。ただ、昨今の学生募集状況を鑑み、特に広報関係や入試関係への人的資源投入が求められている。

また、少人数が故に交替要員がなく、研修受講等スキルアップの機会が減っていることが課題である。加えて、前述のとおり昇任に関する規程は明文化されていないこともあって、職員一人ひとりのキャリアパスの明確化が図れていないと認識している。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

少子化を背景として、学生募集が年々厳しくなるなか、理学療法士・作業療法士という国家資格取得を目的とした本学は、引き続き教育・研究の質を維持向上する必要があるが、他方入学する学生の学力は低下する傾向がある。学生の学力を維持するためには、安易に入学基準を引き下げることが避けなければならないが、定員確保の観点からある程度はやむを得ないものと認識している。

このようななか、学生の入学後の学力向上を図る目的で、今年度入学の学生を対象に、「リメディアル教育」として「数学」「物理」「生物」に関する授業を行った。また、学生の満足度向上を図る目的で、法人本部と連携して「大学活性化委員会」を立ち上げ、施設の整備・拡充と施設利用の利便性向上や臨床実習に対する補助実習の検討等様々な問題点を検討し、学生満足度向上のために、本部・教員・事務職員一体となって取り組んでいる。

職員に関しては、少人数で交替要員がないなか、スキルアップの機会を捉えることが難しい状況ではあるが、昇任基準の明確化とあわせ、一人ひとりの目標を明確化させて、スキルアップに対する意識向上を図りたい。

6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

◀ 6-2の視点 ▶

(1) 事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質向上のための研修（SD等）の取組みが適切になされているか。

大学の事務職員は6-1-①で述べているとおり、正職員が3名であるがそのうちの1人は事務長であり、実質は2名である。あとは、嘱託2名、パート4名の体制である。よって、研修等の受講については、受講させたいが実態はなかなか厳しく、昨年度の研修受講は「初任者研修会」（日本私立大学協会）、「SPS 学生指導研修会」（学生指導研修会）程度である。

(2) 6-2の自己評価

上記のとおり、少人数体制のため対外的な研修受講が十分に実施されていない状況にある。その代わりに、法人本部と連携して学園内勉強会を企画したが、実際には大学職員の参加は限られていた。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質、知識及び能力の向上には、個々の職員の自主的な取り組みが重要であるが、職員個人の努力に併せて、大学としても高品質の業務を遂行するために、研修等を組織的、

計画的に実施する。また、昇任基準やキャリアパスをより一層明確化し、各人の資質・能力に相応しいキャリアプランを提示していきたい。これらにより、職員個々のスキルアップを図るとともに組織全体の資質及び能力向上に努める所存である。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3の視点》

(1) 事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され適切に機能しているか。

1) 教学部門

まず教学部門の組織体制であるが、最高意思決定機関として、定例・臨時の教授会を月1回以上開催している。また、学部会議もそれに合わせて開催している。このほか理学療法専攻会議・作業療法専攻会議を週1回開催し、意思決定の透明化と学内コミュニケーションの向上を図っている。以上の会議を縦軸として運営しているほかに、横軸としてテーマ毎に下記の委員会を設け、事務部門と協業して活動している。

表 6-3

定例委員会	臨時委員会	学園・短大関係委員会
入試検討委員会	カリキュラム検討委員会	情報化教育・全学連絡協議会
入試運営委員会	自己点検・自己評価委員会	全学園ボランティア委員会
教務委員会		人権委員会
FD委員会		ハラスメント防止委員会
学生委員会		安全衛生委員会
就職委員会		大学活性化委員会
学生相談委員会		
広報委員会		
紀要編集委員会		
図書・公開講座委員会		
倫理委員会		

2) 事務部門

次に事務部門による教育・研修に対するサポート体制であるが、表 6-1 に記載した役割分担で日常業務を円滑に遂行している。このほか上記の各種委員会にも参画して意見具申と適切なアドバイスを行い、教員と連携して組織運営を行っている。事務部門による教育・研修に対する主な業務サポートは以下のとおりである。

- ・FD教育及び研究部会に関する事務的支援
- ・公開講座やセミナーに関する事務担当
- ・研究紀要等研究成果を発表する刊行物の出版関連業務
- ・科学研究費や各種研究助成等外部資金を獲得するための事務的支援

3) 図書館員

図書館の職員は、次のような業務を行っている。

- ・図書の貸出しと窓口業務

- ・蔵書の管理とデータベースの作成
- ・教員や学生から依頼された文献の入手
- ・教員や学生に対するオンライン検索のサポート
- ・購入希望図書調査と購入業務

4) パソコン系技術職員

パソコン系技術職員は、次のような教育研究支援を行っている。

- ・学内ネットワークの維持管理と教員・学生へのサービスシステムの企画と運用
- ・教員の授業方法改善のためのアドバイスと機器利用の支援
- ・コンピューター関連実習室の管理運営と学生のパソコン自習使用開放による教育支援
- ・学生向けの教育情報システム構築による教育支援
- ・教員の教育研究活動を目的としたオプションなネットワーク利用のサポート

(2) 6-3の自己評価

大学事務職員は、大学の運営管理に関する業務の他、教育、研究、就職等の支援を担当し、教員組織と協力して大学の使命遂行に向かって適切な働きをしている。最近ではパソコン使用の授業が殆どで、教員のPCスキル向上が求められているが、教員間の個人差も大きく、不足のところはPC系技術職員がサポートしている。また、学生に対しても「情報科学」の授業では、担当の先生に加えてPC系技術職員が学生を積極的に支援している。一方、ネットワーク環境は日々高度化複雑化し、PC等の更新サイクルも短期化しており、財政的にも厳しい状況になりつつある。また、学生向けの教育情報システムの維持・改善にも注力する必要があるが、学園法人本部の協力を得て、短大との共同運営を行っている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

大学に入学してくる学生に対する勉学・研究・生活・就職等の支援は、職員にとっても重大な使命と責任がある。教学組織と事務組織が互いに密接な連携をとり、諸問題の解決に努めている。その主な活動の一つに、法人本部と連携して大学活性化委員会を立上げ、教育環境整備や学力向上のための施策及び臨床実習での成績向上を図るため、補助実習先の確保等学園全体として学生を支援する施策を企画立案し、着実に実行に移している。一方、前述のとおり小規模体制のなかで事務部門として引続き、きめ細かな教育・研究のための支援を行うには、一人ひとりが幅広い分野をカバーできるように法人本部と連携し、人事ローテーションの確実な実施と学内勉強会の実施及びより一層業務の効率化を図るために現行の「教務情報システム」の改善を図る計画である。

[基準6の自己評価]

法人本部の協力のもとに、必要かつ最小限の人員で組織運営が確保されていると認識している。

- ・職員の採用・昇任・異動に関しては、規程に基づいて適切に行われているが、昇任基準のより一層の明確化が必要である。
- ・職員の資質、知識、能力の向上について、職員の個人努力に依存するだけでなく、組織的、計画的に研修等を実施することが必要であるが、現時点では不十分との認識である。

- ・教育研究支援について、教員と一体となって支援活動を適切に展開している。
- ・少人数で運営しているため、病気・研修等臨時の対応が難しく、またキャリア・年齢・性別などの人的構成要素から、柔軟性のある組織運営が難しい状況にある。

[基準6の改善・向上方策（将来計画）]

依然として厳しい就職状況の下、理学療法士・作業療法士などの安定した職業への人気度はここ数年高まってきているが、一方では少子化により高校生の数は引続き減少し、加えて近年は、理学療法士・作業療法士の国家資格取得を目的とした学科が、専門学校・大学において新たに続々と設立され、学生募集状況は年々厳しくなっている。また入学する学生の学力も低下傾向にあり、留年・中途退学者の数も増え、4年間で国家試験を受けるものの数は減少傾向にある。このようななか、本学は教職員が一体となって、学生の勉学・研究・生活のあらゆる面でサポートする姿勢を保ち、一定水準の学力と国家資格を有した立派な社会人を育成することに全力を傾注している。

今後は、上記支援体制をさらに強化するために、教職員間での問題認識の共有化を一段と推進していくとともに、事務部門として、少人数体制のもと、職員一人ひとりが、担当業務を超えて相互補完機能を発揮する必要がある。そのためには、昇任基準の明確化など人事評価システムの構築を図り、職員のモチベーション向上に努める。また、人材の適材適所の観点から、学園内の事務部門のコミュニケーションをより一層密にして、法人本部と連携して、人材の流動性を高め効果的な人員配置としたい。

基準7 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

「四條畷学園寄附行為」（以下、寄附行為という）に基づき理事会のもとで大学以下各学校の管理運営が行われており、理事長は学校法人を代表して理事会を総理している。管理運営に関する諸規則は、「四條畷学園事務組織・事務分掌規程」「大学リハビリテーション学部事務室運営規程」に定められている。

大学は、その設置目的を達成するために「四條畷学園大学学則」（以下、学則という）を定め、建学の精神を具現化するための本学の使命・目的を明示している。

四條畷学園及び本学の管理運営体制は以下のとおりである。

1) 法人組織

「寄附行為」の定めに従い、理事会において四條畷学園全体の管理運営に関する重要事項を審議し、理事長の諮問機関として設置している評議員会において理事会の審議事項についての助言を得るとともに、監事を配置して法人の運営を監督している。

(1) 理事会

「寄附行為」に基づき議決機関としての理事会が置かれ、理事会は学校法人の業務を決定し、理事長及び理事の職務の執行を監督する。監事は、法人の業務及び法人財産の状況を監査する職務を担っている。理事会は、毎年度4回定期的に招集開催される他、必要に応じて適宜開催される。

理事会が審議・決定する事項で、大学に係わる主なものは次のとおりである。

- ・ 寄附行為の変更
- ・ 学部、学科等の設置、廃止
- ・ 学則の制定、改廃
- ・ 学校の設置、廃止
- ・ 予算及び決算の承認
- ・ 重要な規定・制度の制定、改廃
- ・ 学長の任免
- ・ 土地、建物等不動産及び重要な設備の購入、取得並びに変更

(2) 評議員会

寄附行為に基づき理事長の諮問機関として評議員会が置かれ、事業計画、予算、決算、寄附行為の変更、収益事業に関する事項、その他法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項を審議する。評議員会は毎年度4回定期的に召集開催される他、必要に応じて適宜召集開催される。

(3) 常任理事会

学園の経営および業務の運営に関する重要方針を協議するため、「寄附行為施行細則」に基づき常任理事会が置かれている。同会議は、理事長および常任理事で構成され、必要に応じて他の理事の出席も可能で、原則毎月1回以上開催されている。

常任理事会の審議事項は次のとおりである。

- ・理事会に付議する事項
- ・理事会から付託された事項
- ・緊急に処理することを要する学園の業務に関する事項
- ・その他常任理事会において必要と認めた事項

(4) 校園長会議

「寄附行為施行細則」に基づき、学園の運営に関する重要方針の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で校園長会議が置かれている。同会議は、「校園長会議規程」の定めに従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園長、法人本部事務局長、その他議長が必要と認めた者から構成され、原則月1回以上、定期的で開催している。大学関係者は学長、学部長、事務長、次長が出席している。

校園長会議の審議事項等は、「校園長会議規程」に次のとおり定められている。

- ・学園の基本方針の下に、学園運営の全般的な施策について協議・分析・立案に係る事項
- ・円滑な学園運営の実施に関して、各校園間の調整・連絡に係る事項
- ・学園運営に関する情報提供に係る事項

(5) 教頭会議

「寄附行為施行細則」に基づき、学園の運営に関して実務上の課題の協議および各校園間の調整・連絡を行う目的で教頭会議が置かれている。同会議は、「教頭会議規程」の定めに従い、理事長、副理事長、常務理事、各校園の副学長、教頭、法人本部事務局長、その他議長が必要と認めた者から構成され、原則月2回以上、定期的で開催している。大学関係者は、学部長、事務長、次長が出席している。

教頭会議の審議事項等は、「教頭会議規程」に次のとおり定められている。

- ・理事長指示事項、校園長会議協議事項等の円滑なる実施について、各校園間の調整・連絡に係る事項
- ・学園運営の実務上の諸問題について協議・分析・立案を行い、別途定める校園長会議への諮問に係る事項
- ・学園運営に関する情報提供に係る事項

2) 教学組織

学則に基づき、最高意思決定機関として教授会が置かれており、教授会は「教授会規程」に基づいて運営されている。教授会を円滑に運営するために、学長を補佐する学部会議が設けられている。さらに、理学療法学専攻、作業療法学専攻それぞれに専攻会議が設置され、専攻毎に管理・運営を行っている。このほか教授会規程に基づきテーマ毎に多くの委員会が設置され、きめ細かな運営体制が構築されている。

(1) 教授会

教授会は、「教授会規程」の定めにより、教授をもって構成されるが、学長が必要と認

めた場合には、准教授及び専任講師を参加させることができる。教授会は学長が議長をつとめて運営され、案件に対する議決は出席構成員の過半数の賛成による。専任教員採用人事案件については「教員任用規程」に基づき、学長が人事会議を招集の上審議し、教授会の承認を得る。教授会は、毎月第4火曜日に定期開催されるが、必要に応じて適宜招集開催される。

教授会における主な審議事項は、次のとおりである。

- ・学則及び学内の重要な規定に関する事項
- ・教育課程に関する事項
- ・学生の入学、休学、退学及び卒業に関する事項
- ・学生の賞罰に関する事項
- ・教員人事における候補者の推薦に関する事項
- ・その他教育上重要と認められる事項

(2) その他の会議

学内の様々な検討課題の討議と情報共有を図る目的で、学部会議が月1回催されている。出席者は学部長以下常勤の教員に加え、事務室から事務長或いは次長が出席している。また、専攻内での様々な問題の検討と情報共有の場として、理学療法学専攻・作業療法学専攻毎に、それぞれ専攻会議が週1回催されている。出席者は副学科長以下常勤の教員全員である。このほかに、教授会規程に基づき、下記のとおり、様々な委員会が設置されている。委員会は各々の委員会規程に基づき運営され、必要の都度開催されている。

- ・定例委員会
「教務委員会」「就職委員会」「学生委員会」「入試検討委員会」「入試運営委員会」
「図書・公開講座委員会」「広報委員会」「学生相談委員会」「FD委員会」
「倫理委員会」「紀要編集委員会」
- ・臨時委員会
「カリキュラム検討委員会」「自己点検・自己評価委員会」
- ・学園関係委員会
「情報化教育・全学連絡協議会」「全学園ボランティア委員会」「人権委員会」
「ハラスメント防止委員会」「安全衛生委員会」「大学活性化委員会」

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

法人の役員（理事・監事）及び評議員については「寄附行為」に選任手続きが定められている。

学長の選任に関しては「学長及び学部長・学科長・校園長の選任について」に明確に示され、そのほかの大学役職者の選考は「教員任用規程（大学）」に明示されている。

1) 法人の役員

法人の役員は理事と監事からなり、理事は6人以上9人以内とし監事は2人を定員としている。理事のうちから1人が理事長として理事会の議決を経て選任される。理事長は、理事のなかから2人以内を副理事長、常務理事とすることができる。選任理事は次のとおりである。

- ・寄附行為第4条に掲げる学校の長のうちから1人
- ・評議員のうちから1人以上2人以内
- ・学識経験者及び特に学校教育に功績があった者のうちから4人以上6人以内

監事は、法人の理事、職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出された候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

2) 学長

学長の選任は、「学長及び学部長・学科長・校園長の選任について」の規程にもとづき、学園の内外を問わず、広い視野に立って理事会の議決を経て選任されるが、任期は特に定めていない。なお学部長・学科長の任免に関する事項は理事長が行う。

(2) 7-1の自己評価

法人の理事及び評議員は、各方面からの意見を広く聴けるように、学内は勿論、同窓会及び学識経験者も含めてバランスを図りながら選任されている。

法人の管理運営については、理事会に諮る重要事項を除き、原則月1回以上開催される常任理事会で審議、決定され円滑に行われている。また、学内の管理運営については「事務組織・事務分掌規程」にもとづき、学長・事務長を中心として行われている。

理事会、常任理事会で審議、決定された諸事項は毎月開催される校園長会議又は教頭会議を通じて全教職員に周知徹底されている。

大学に関する重要決定事項は、教授会において審議、決定され、副学科長から各々の専攻会議を通じて全教員に速やかに周知される。

以上、管理運営体制は十分整備され、適切に機能している。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

「改正私立学校法」の施行を受けて、現在まで行ってきた学園の管理運営体制全般にわたる改善努力を今後も継続し、問題点を見極めながら一層の向上策を講じていくとともに、これまで通り、経営の透明性確保に努める。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

基準【7-1】で述べたように、理事会は、学長に大学教学部門の最高管理責任者として責任と権限を委譲し、経営と教学の機能分担を明確にしている。一方、学長は理事会の一員として学園の管理運営における意思決定にも参画しており、経営側と教学側の橋渡し役を担っている。

また、前述した法人本部事務局主催の校園長会議・教頭会議を通じて、事業計画や事業決算報告等管理運営に関する重要事項について本部事務局から説明する一方、校園長・教頭サイドからは学内の主要行事等について報告し、管理部門と教学部門との相互連携の機会を設けている。

(2) 7-2の自己評価

管理部門と教学部門とは明確に役割分担しながらも意思の疎通と連携は適正に行われている。これまで、理事会は教授会の意思を尊重し判断を下してきており、経営側と教学側の間には何ら問題が生じていない。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理部門と教学部門の良好な関係を今後も維持しながら、問題点の洗い出し努力を継続していく。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

(1) 事実の説明

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学は、「四條畷学園大学学則」の第2条に「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を実施し、その改善・充実に努める。」と定めて、「FD委員会」を中心にして自己点検・評価活動を展開してきたが、学校教育法に定められている認証評価受審に向けて、平成21(2009)年度に学部長を委員長として「自己点検・自己評価委員会」を設置し、認証取得のための具体的な方策の検討を開始した。加えて、問題点の徹底的な洗い出しと同時に、改善策のスピーディーな実施を目的に理事長・事務局長・事務長等を含めた管理部門と教学部門（学長・学部長他）が一体となって、「大学活性化委員会」を立上げた。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

「学生による授業評価アンケート」「卒業生による教育評価アンケート」等の結果については、専攻会議や学部会議に報告され教員全員にその内容が周知され、授業内容・実習内容の改善に活用している。また、法人本部幹部が出席している「大学活性化委員会」では、幅広く問題点を洗い出すとともに、主に施設設備・施設利用に関する学生からの要望事項については、その場で実施の要否を判断し、スピーディーな問題解決に努めている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

「学生による授業評価アンケート」「卒業生による教育評価アンケート」の結果については、紙ベースでの学内限りの報告にとどまっている。また「大学活性化委員会」の議事録は教職員共有フォルダに格納し、教職員全員が閲覧可能である。

(2) 7-3の自己評価

上記のとおり、平成21(2009)年に「自己点検・自己評価委員会」を立ち上げたが、より早い時期に設置し、認証評価受審に向けて対応すべきであった。また、自己点検・評価

結果の公表については、学内・学外への公表がなされていないなど、不十分な対応になっている。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

認証評価受審結果については、冊子体に加えて電子媒体（ホームページなど）による公表を計画している。また、学生による授業評価アンケート等についても早期に冊子体およびホームページでの公表を計画している。

少子化時代において学生が魅力を感じることができると特徴ある大学になるべく、また国家試験 100%合格に向けて教育の質的向上を図るため、管理部門と教学部門が一体となって問題解決と改善活動に取り組む必要がある。そのために今後より一層、管理部門と教学部門が連携して自己点検・評価活動に取り組む所存である。

【基準7の自己評価】

法人の管理部門と教学部門は良好な関係を保ちながら、それぞれの役割分担に応じて管理運営及び教学活動を遂行してきた。それぞれの管理運営体制は適正に整備され、両組織とも円滑に運営されている。

一方、認証評価受審に向けた準備が遅くなったこと及び自己点検・評価活動の結果公表が学内・学外ともできていないことは反省点ではあるが、現在は「大学活性化委員会」を中心として多方面にわたり、問題点の洗い出しとその対策を検討しており、自己点検・評価活動体制は効果的に機能している。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

今後とも、理事として学長が参加する理事会・常任理事会また評議員としての評議委員会、そして法人本部が主催する校園長会議・教頭会議を通して、管理部門と教学部門の良好な連携関係と適切な役割分担を維持しながら、少子化と経済環境の変化を踏まえ、学生満足度と教育の質的向上に向けて迅速な意思決定に努める。

加えて認証評価に向けての活動を契機に、管理運営側と教学側がより連携して積極的に外部評価を取り入れ、法人と大学が一体となって問題解決に当たる。

基準 8 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1の視点》

(1) 事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学園は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校および短期大学を設置した学校法人であったが、平成 17（2005）年度に短期大学リハビリテーション学科を改組して、大学（リハビリテーション学部）を開学し、さらに平成 19（2007）年度に短期大学介護福祉学科を開設し、現在に至っている。

学園全体の収支状況は、データ編の表 1 に示すように健全なものとなっている。収入面は、学生生徒等納付金が帰属収入の約 66%であり、最も大きな割合を占めている。補助金は次に大きな割合を占めており、約 27%となっている。寄附金、資産運用収入は、各々 0.4%台、1.0%台と極めて低い。

帰属収入については、平成 17（2005）年度 32 億 6 千 7 百万円、平成 18（2006）年度 33 億 7 千 5 百万円、平成 19（2007）年度 34 億 2 千 2 百万円、平成 20（2008）年度 35 億 2 千 7 百万円、平成 21（2009）年度 36 億 1 千 9 百万円と安定的に推移し、その主たる財源の学生生徒納付金も年度毎、着実に伸びてきている状況である。

消費支出については人件費比率が 60%台前半で推移しており、また、教育研究目的を達成するための主要な経費である教育研究経費比率は 27~28%と適正な水準となっている。

消費収支差額は、平成 17（2005）年度から平成 19（2007）年度までは支出超過であったが、この主たる要因は、大学の開設や中学校校舎および短期大学学舎の建て替え等教育施設の充実を図るため先行投資を行ったこと、および短期大学介護福祉学科の開設の負担が大きかったと言える。大学部門の収支状況は、次の表 8-1-1 のとおりである。

表 8-1-1 大学部門の過去 5 年間の収支状況 (単位：百万円)

項目／年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学生生徒等納付金	188	300	408	461	457
帰属収入合計	232	329	452	505	510
基本金組入額	△9	△5	4	△6	△10
消費収入の部合計	223	324	456	499	500
消費支出の部合計	394	417	445	450	480
当年度消費収支差額	△171	△93	11	49	20
当年度帰属収支差額	△162	△88	7	55	30

帰属収入の面では、学年進行に伴い、平成 17（2005）年度以降順調に収入が増加してきたが、平成 21（2009）年度は、作業療法学専攻が大幅な入学定員割れとなり横ばいと

なった。消費収支差額は黒字を維持しているが、先行き入学定員の維持が大きな課題である。消費支出の中で人件費比率は、完成年度の平成 20（2008）年度以降は 50%以下で推移しており好ましい状況にある。教育研究経費比率については、完成年度の平成 20（2008）年度以降も 35%を維持しており、教育研究機関としての教育研究に重点を置いてきた状況にある。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

予算編成にあたっては、2 月初旬に学園本部事務局がヒアリングを実施し、各校園の要望を出来るだけ反映させながら、収支均衡を図ることを念頭において、作業に当たっており、予算案及び事業計画案について、3 月下旬の評議員会に諮問の後、理事会の承認を受けている。実際の予算の執行にあたっては、学校法人会計基準に準拠しながら、「学校法人四條畷学園経理規程」に基づいて適切な会計処理を行っている。補正予算については、学生生徒数が確定した時期または事業の進捗状況の変更など見据えて秋の時期等年度ごとに 1 回ないし 2 回編成している。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条に基づき監査法人の公認会計士による監査を受けている。また、毎会計年度終了後、監査報告会を開催して公認会計士、理事長・監事を含めた学園関係者との間で、監査報告書に基づいて意見を取り交わし、監査実施状況をより的確に把握する場を設定し、監査法人と学園経営トップとの間で情報の共有と円滑なコミュニケーションを諮っている。監事による監査では、監査法人との連携を図りつつ、財務状況の監査のみならず業務状況についても監査を行っている。

(2) 8-1 の自己評価

本学の財務状況は、完成年度までは収入面に対して先行投資的な支出が増え、短期的に厳しい状況にあったが、完成年度以降は計画どおり進捗しており、概ね良好な状況にあるが、ここ 2 年入学定員割れとなっており、志願者の増加対策が必要である。また、学園全体の財務状況においては、過去 10 年間に短期大学の学科新設、大学の開設および中学校の建て替えなどにより約 80 億円の建築・機器備品投資を行ったために減価償却負担が極めて大きい。現状無借金経営ではあるが、人件費を含む経費抑制に努める必要がある。会計処理及び会計監査においては適切な処理を行っている。

(3) 8-1 の改善・向上方策（将来計画）

比較的良好な財務状況で推移しているが、平成 20（2008）年度以降は入学定員割れという現実直面しているため、安定した財政基盤の再構築のために着実な対策を講ずる必要がある。まず、収入面では入学志願者数の減少傾向に歯止めをかけることが急務である。そのために教育サービスの向上と広報活動の強化に努める。また、研究水準を維持するため、外部研究資金・補助金の活用に取り組む。

支出面では同系統の他大学の動向を見据え、人件費・教育研究費・管理経費ともバランスのとれた支出割合をめざし取り組む。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2の視点》

(1) 事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法改正（平成 17(2005)年 4 月 1 日施行）で財務情報の公開が義務づけられたことにより、本学園においても法令を遵守し、学園として「学校法人四條畷学園財務情報公開規程」を整備し、これに基づき財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに監査報告書を学園本部事務局はじめ各校園に備え、閲覧を希望するステークホルダー（学生・生徒及びその保護者・学資負担者、学園と雇用契約関係にある者、学園に対する債権者）に対して公開している。また、平成 21 年度より、学園ホームページに財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに監査報告書を掲載して、より広く社会一般にも積極的に公開を行っている。

(2) 8-2の自己評価

公開している財務諸表などの財務情報については、学園全体の財務状況を判断するための資料としてすべての項目を網羅しており、公開の内容・方法ともに適切である。ただ、財務諸表については、データをそのままの形で公開しており、その分析や説明については、現状不足している点があり、今後改善していく必要がある。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い学校法人の一員として、社会への責務を果たすため、財務情報について、本学園のホームページへ掲載しているが、今後は前年度との比較を行うなどしてよりわかりやすい分析、説明などを行うように努める。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3の視点》

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-3-①教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

本学における寄附金は、教育後援会（保護者）及び同窓会からが主で、図書購入による教育研究支援、設備等の整備に充てている。また、平成 21(2009)年度の科学研究費補助金は、前年度からの継続分 1 件である。

資産運用については、学園本部において運用し、「学校法人四條畷学園資産運用規則」に基づき安全性を重視したと運用に徹し、低い安定した利回りを得ている。

(2) 8-3の自己評価

本学における寄附金収入については極めて少額であり、募集対象・方法等を含めた対策を検討する必要がある。教員の補助金・助成金への応募に関して、事務課において最新の

情報収集に努めており、情報が入り次第学内メールにて教員に情報提供しているが、科学研究費補助金等外部研究資金の導入は、申請数及び採択金額ともに未だ不十分である。

学園全体として、資産運用は平成 21(2009)年 3 月 27 日に制定された「資産運用規程」に基づき、金融商品の購入についての取得基準、運用手続き等を明確化し、従来に増して適正に運用している。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

寄附金については、学園としても同窓会組織の重要性を認識しており、同窓会組織作りを行う。科学研究費補助金等外部研究資金の導入については、情報収集から外部資金の獲得に至るまでのプロセスを支援する教学・事務体制作りに取り組む。また、資産運用については、安全性を重視しながらも効率的な資産運用を継続して行う。

【基準 8 の自己評価】

平成 20(2008)年度までは学生生徒等納付金収入は順調に推移してきたが、平成 21(2009)年度の作業療法学専攻の大幅な入学定員割れという大きな問題が生じている。財務情報の公開については、私立学校法を遵守し公開しているが、さらに社会的責務を果たすために、積極的に情報開示を行う必要がある。加えて教育研究をさらに活発化させるため、外部研究資金および補助金の導入の仕組みを作る必要がある。

【基準 8 の改善・向上方策（将来計画）】

先ず、学園全体の中期（5 ヶ年）計画を作成し、それに基づいた財務計画を作成し、喫緊の課題である「大学・短期大学」の入学志願者の安定的な確保をするとともに、寄附金、科学研究費補助金等の外部資金導入の推進を図り、費用対効果を意識した諸施策を推進することにより、学園全体の健全な経営基盤の保持に資するよう努める。

基準 9 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

（1）事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学はJR学研都市線の四條畷駅から徒歩13分の飯盛山麓に位置し、緑豊かな自然に囲まれたリハビリキャンパスおよび北条キャンパス（一部短大と共用）は、教育・研究の場として最良の環境にある。リハビリキャンパスと北条キャンパスとは徒歩3分の距離である。大学の校地面積は表9-1-1のとおりであり、専用校地だけでも大学設置基準をクリアしており、併設の短期大学との共用分をも考慮すると十分余裕がある。

表9-1-1 校地面積 (平成22(2010)年5月1日現在) 単位m²

基準面積	現有面積			差異
	専用	共用	計	
3,200.00	7,913.00	10,836.00	18,749.00	15,549.00

大学の校舎面積は、表9-1-2のとおりであり、専用校舎だけでも大学設置基準をクリアしており、併設の短期大学との共用分も考慮すると十分である。

表9-1-2 校舎面積 (平成22(2010)年5月1日現在) 単位m²

基準面積	現有面積			差異
	専用	共用	計	
5,322.20	5,483.25	1,575.87	7,059.12	1,736.92

リハビリキャンパスには、講義室8室、義肢装具学実習室1室、日常生活活動実習室1室、評価実習室1室、基礎医学実習室1室、物理療法学（運動療法学）実習室1室、作業活動実習室1室、多目的実習室1室、ゼミ室4室、自習室1室、パソコン室2室（うち1室は、パソコン自習室）、ラウンジ1室、教員研究室20室などがある。また、北条キャンパスには、講義室、体育館、図書館、教員研究室、学生食堂などがある。

＜体育施設＞

テニスコートおよび体育館は、短期大学と共用しているが、授業では殆ど使用することはないが、クラブ、同好会活動等では比較的自由に使用している。

＜図書館＞

図書館は（北条キャンパスにあり北条図書館と称している）短期大学ライフデザイン総合学科との共用であり、面積は503 m²である。蔵書数は、29,645冊、うちリハビリテーシ

ョン学部関連の専門書ならびに参考書は 5,639 冊である。また、閲覧座席数は 80 席である。蔵書検索は、検索システム (OPAC) を導入しており、館内の情報検索用のパソコン 4 台および学内のすべてのパソコンからイントラネットで検索することが出来る。また、文献検索用として「医学中央雑誌 Web」をはじめ「CiNii」,「PubMed」等にリンクを貼り、活用している。視聴覚資料については、貸出禁止としているが、ビデオ 420 巻 (うち、リハビリテーション関連ビデオ 197 巻) を館内のビデオ再生機 3 台で視聴することが出来る。図書館の開館時間は、平常時の平日は 9 時から 20 時まで (長期休暇期間中は 17 時まで短縮)、土曜日は 9 時から 14 時まで (長期休暇期間中も同じ) としている。なお、平成 22 (2010) 年 5 月から土曜日の開館時間を 17 時まで延長し、主として医療機関で実習中の学生の利便性向上を図っている。リハビリ学部生の図書館利用状況は、表 9-1-3 の通りである。

表 9-1-3 図書館利用状況 (リハビリ学部生)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学生在籍者数 (人)	262	312	301	297
貸出者数 (人)	1,273	1,299	2,496	2,204
貸出冊数 (冊)	2,156	2,068	4,153	3,599

<情報サービス施設>

パソコン教室 1 (パソコン 26 台)、パソコン教室 2 (パソコン 44 台) があり、パソコン教室 1 はパソコン自習室として、自由に使用している。また、パソコン教室 2 については、授業で使用していないときには、レポート作成等に自由に使用している。

学生ラウンジ、自習室にも無線 LAN を設置して、学生がパソコンを持ち込み自由にインターネット等使用できるようにしている。

<附属施設>

教員が専門的知識の発展を目指し、実践的な研究を行うことを目的として、リハビリ総合研究所を学園の学園町キャンパス内に設置している。施設には、健康相談と体力測定、健康増進に必要な機器が配備されている。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に整備、運営されているか。

教育研究活動の目的を達成するための講義室、実習室、研究室などの施設設備は、リハビリ事務室が担当し、維持管理、保守点検を行っている。また、建物、電気設備、エレベータ、給排水設備等については、法令に基づいた検査・点検を実施しており、適切に維持・管理が行われている。警備については、平成 22 (2010) 年 4 月より夜間および休日を機械警備として、外部の専門業者に委託している。情報関係機器については、パソコン教室に所属している職員が、リハビリ事務室と連携を取りながら、維持管理を行っている。体育施設については、短期大学北条事務室が担当しているが、大学ならびに短期大学が授業で使用していない時間帯を利用して、クラブ、同好会などが適宜使用している。

(2) 9-1の自己評価

キャンパスは緑豊かな自然環境に恵まれた立地であり、教育研究活動に適している。校地、校舎の面積については、一部が短期大学との共用とはいえ、設置基準を十分に満たしている。また、講義室の数、各種実習室の数および設備等も授業運営上なら支障をきたしておらず、適切に運用されている。図書館については、蔵書数が必ずしも十分ではなく、学生の利便性を考慮して、蔵書数の増加、および検索環境の充実が必要である。

(3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎等施設については、大学設置基準を上回って整備されており、かつ適切に運営されているが、今後とも学生および教職員の要望や時代のニーズに配慮した改善、充実を図る。図書館については、学生の利便性向上のために、インターネットからの蔵書検索システムおよびメディカルオンラインなどの導入について検討する。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

《9-2の視点》

(1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

リハビリ学舎ならびに北条学舎は、共に昭和 56（1981）年以降の建築であり、現在の耐震基準を満たしていると判断される。アスベストについては、専門業者によりすべての建物で調査を実施した結果、使用されているところは確認されず、安全性に問題はない。リハビリ学舎には、障害者用トイレを設置するなどバリアフリーとなっている。

また、学内の警備については、各所に防犯カメラを設置して安全面の配慮をするとともに夜間・休日には機械警備を導入して、外部の専門業者に委託している。

(2) 9-2の自己評価

現状の校舎・建物については点検・整備を行い、安全性に配慮している。しかし、障害学生のための環境整備については、北条学舎のバリアフリーが未整備のままである。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

北条学舎のバリアフリー未整備について、障害者用トイレの増設などできるだけ早い機会に問題点の解消を目指したい。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること

《9-3の視点》

(1) 事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか

平成 21(2009)年度には、アメニティの向上のため、北条キャンパスにある学生食堂のり

フォームを行ない、メニューを変更して学生が利用しやすくなるとともに、食堂としてだけでなく、団欒の場としても活用できるようになっている。また、学生ラウンジ、学生自習室にも無線LANを設置し、学生がパソコンを持ち込み自由に使える環境となっている。喫煙については、平成 21(2009)年度から禁煙に対する取り組みを始め、大学および短期大学では、敷地内禁煙となっている。

(2) 9-3の自己評価

北条キャンパスの学生食堂のリフォームを実施するとともに、メニューを変更した結果、学生が食堂を利用する機会が増加し、また、団欒の場としても利用するようになった。しかし、リハビリ学舎内の学生ラウンジのスペースは十分ではなく、拡張も含めて検討する必要がある。

学生ラウンジ、学生自習室に無線 LAN を設置したことにより、学生がインターネットを活用できる利便性が大きく高まった。

現在、バイク通学を禁止しているが、一部地域の学生より、時間的・金銭的な面から、バイク通学の希望があり、解禁を検討する時期に来ている。

平成 21(2009)年度から敷地内禁煙を実施しているが、学生のマナー教育の強化が必要である。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

定期的に学生アンケートを実施して、学生食堂をより利用しやすいメニューに変更していく。また、学生ラウンジ等、学生がくつろげるスペースの拡張を検討する。

敷地内禁煙の実施に伴い、地域住民の迷惑にならないように、学生のマナー教育を強化していく。図書館の利用について、インターネット検索の導入等を含めて、学生の利便性向上を検討する。

【基準9の自己評価】

本学は、校地面積、校舎面積等の大学設置基準を満たしており、教育研究の目的を達成するための施設・設備は適切に維持・運営されている。建物・附属設備等については、法令に基づき点検等が行われ、安全性は確保されている。バリアフリーおよびアメニティへの配慮も進められてはいるが、必ずしも十分とはいえない。

【基準9の改善・向上方策（将来計画）】

今後とも教育研究目的達成のために、学生および教職員の要望等を考慮しながら、施設設備の更新・整備と維持運営に継続して取り組んでいく。

現在、未実施となっている北条キャンパスのバリアフリー化への対応を検討していく。また、アメニティ向上について、学生、教職員の希望を取り入れながら、計画的に対応していく。

基準10 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1の視点》

(1) 事実の説明(現状)

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

本学では大学の持っている人的・物的資源を社会に提供し貢献するために、以下のような取り組みを行っている。

1) 市民公開講座の開催

本学の他大学にない人的資源の特徴として、リハビリテーション専門職として経験ゆたかな理学療法士・作業療法士教員が多数在職していることである。このような特徴を生かすために開学2年目より地域住民や本学園同窓会、保護者会などを対象とした市民公開講座を、交通の便利な本学園短期大学の校舎を利用して原則的に毎年11月初旬に実施している。

大学のある大東市は地域リハビリテーションを行政レベルで組織的に取り組んだ草分け的な自治体であり、日本ではもっとも早く行政に理学療法士や作業療法士が配置された自治体の一つである。地域の高齢化率も高く「高齢者のリハビリテーション」に関する関心度が非常に高いといえる。このような背景の中で介護やリハビリテーションをテーマとした公開講座は関心度も高く、地域にたいする貢献度も高いと自負している。

平成21(2009)年度は5回目にあたり、平成21(2009)年11月7日に以下のタイトルと講師によって実施した。

テーマ：「いきいき生きるIV」

タイトル①「発達障害と作業療法」

四條畷学園大学作業療法学専攻講師 北山淳

②「整形外科医から見た『児童虐待』—虐待防止のために—」

大阪発達総合療育センター 南大阪療育園園長 廣島和夫

以下はこれまで実施された公開講座の内容と参加者数である。

第1回 平成17(2005)年11月29日：参加者85名

テーマ：「リハビリテーション学部創立記念市民公開講座」

タイトル①「プロ野球選手の健康管理」

阪神タイガース球団本部管理部チーフトレーナー 猿木忠男

②「地域リハビリテーションについて」

大阪府身体障害者センター所長 鈴木恒彦

第2回 平成18(2006)年11月18日：参加者55名

テーマ：「いきいき生きる」

タイトル①「いきいき生きる」

四條畷学園大学 リハビリテーション学部

リハビリテーション学科 作業療法学専攻教授 山下協子

②「介護予防といきいき生きる」

四條畷学園短期大学 介護福祉学科教授 榎原和子

第3回 平成19(2007)年11月17日：参加者65名

テーマ：「いきいき生きるⅡ」

タイトル①「転倒予防について」

四條畷学園大学 リハビリテーション学部

リハビリテーション学科 理学療法学専攻教授 森永敏博

②「転倒予防 住環境について」

四條畷学園大学 リハビリテーション学部

リハビリテーション学科 作業療法学専攻講師 杉原勝美

第4回 平成20(2008)年11月8日：参加者82名

テーマ：「いきいき生きるⅢ」

タイトル①「うつ病と作業療法」

四條畷学園大学 リハビリテーション学部

リハビリテーション学科 作業療法学専攻准教授 銀山章代

②「からだの健康」

四條畷学園大学 リハビリテーション学部

リハビリテーション学科 理学療法学専攻教授 鈴木康三

2) 大学施設の開放

専門職教員が会員となっている社団法人日本理学療法士協会、大阪府理学療法士協会、日本作業療法士協会および大阪府作業療法士協会の実施する地域研修会や研究会の会場として本学の教室や器具の使用を開放するなど積極的に協力している。

3) 模擬授業（出前講義）の開催

本学では四條畷学園高校との高大連携活動の一環として模擬授業を出前講義するだけでなく、学園外高校からの要請に応じて、教員を派遣し模擬授業を実施している。平成21(2009)年度は、16回延べ教員17名を大阪府下11校、兵庫県下4校、奈良県下1校に派遣した。

(2) 10-1の自己評価

市民公開講座の開催にあたっては4大紙への折り込み広告や大東市、四條畷市の広報紙の協力を得て広報をおこなった。平均すると一回あたりの参加者は一般市民およそ60名から70名であり、また学園の教職員の多くの参加もあって盛会裏に実施されてきた。

(3) 10-1の改善・向上方策

さらに充実発展を期すためには、受講者参加の実習形式の採用や希望テーマを募るなどした講演会の開催なども検討すべきである。また座学による公開講座や講演会だけでなく、既存の総合リハビリテーション研究所などの施設を活用したリハビリテーション相談事業の開催などは地域住民参加型の大学開放の一環として取り組むべきであろう（平成22(2010)年度事業より実施を検討中）。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2の視点》

(1) 事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

一部の教員の個人的な関係による共同研究や勉強会、あるいは日本理学（作業）療法士協会、大阪府理学（作業）療法士協会など所属する学会、研究会や勉強会などへの参加はあるが、組織的に教育研究活動としての関係は構築されていないのが実状である。

科研費の取得による研究の現状として以下のものがあげられる。

- 森永教授 「空気圧を利用した部分荷重トレッドミル歩行装置の臨床試験」
京都大学大学院医学研究科との共同研究（平成 21(2009)年度実績）
- 緑川教授 「肢体障害者の装具(身体機能補助増進衣)の着心地改善に関する研究」
萌芽研究（平成 21(2009)年度実績）

(2) 10-2の自己評価

本学は開学して未だ日が浅く、また教員の研究活動や研究領域が非常に限られていることもあって、外部からの委任研究費の委託はおろか競争的研究資金の案内なども非常に少ないのが現状である。この原因の一つとして、本学が臨床施設を有していないため医療関係者との交流が少なく知名度が低いということが考えられる。

(3) 10-2の改善・向上方策

学会や雑誌での発表を活発に行い、リハビリテーション領域における大学としての知名度を上げる必要を痛感している。年度末に毎年発行している紀要は国会図書館に登録されているが、その内容を充実させるための努力を重ねる必要もある。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3の視点》

(1) 事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

地域貢献の現状

1) 「なわてふれあい商工まつり」への参加

本学の所在は大東市に位置しているが、四條畷市との境界線が近くにあり地域的密着度は高い。標記のまつりは毎年実施されており、本学も積極的に協力を行っている。来場者は4~5千名でこの地域では大きなイベントである。主催者は四條畷市商工会であるが、共催として四條畷市も関与し、市を挙げてのイベントとなっている。

本学の平成 21(2009)年度参加内容は、ブース出展を行い、リハビリテーション（理学療法、作業療法）および大学の概要をパネル展示するとともに、パソコンを設置し動画で見ることもできるようにした。教員もスタンバイし、ブースの一角にリハビリ相談コーナーを設け、リハビリや介護保険に関する各種相談、質問に対応を行った。

2) 交野市との共同研究

交野市は高齢者の介護予防対策の一環として、市民が手軽に心身の機能維持・向上に取り組むことができるための予備研究を本学と共同で実施した。その結果、橋本教授監修のもと、高齢者の身体特性に着目し、効率的に心身機能の強化に取り組むことのできる体操「(新) 元気アップ体操」を作成し、DVD化のうえ市民や団体等に配布した。

3) 社会的貢献

教員の中には専門領域と経験から診療報酬等に関わる審査委員、介護保険法による認定審査会委員や障害認定審査会委員の委嘱を受けることや、介護技術研修会や福祉用具研修会講師等に非定期的に招聘される機会も多い。

表 10-1 平成 22(2010)年度 教員の各種委員等の委嘱状況

氏名	団体名	役職名等
河井 秀夫	損保保険料率算出機構	顧問医
	大阪府社会保険診療報酬請求書審査委員会	審査委員
	大阪労働局労災保険診療費審査専門委員会	委員
	大阪労働局	地方労災医員
向井 公一	奈良県天理市介護認定審査会	委員
	大阪府交野市介護認定審査会	委員
上田 任克	河内長野市高齢者住宅改造助成事業	講師
松下 太	大阪市障害程度区分認定審査会	委員
巽 絵理	大阪市障害程度区分認定審査会	委員

4) 他団体との協力関係

10-1-①-2 で述べたとおり、大学の開放の諸団体各種委員会委員の委嘱を受けることや、地域研修会や研究会の会場として本学の施設を開放するなど、卒後教育プログラムの実施に積極的に協力している。

また、大東市の障害者施設の運動会やクリスマス会などの行事ごとに、毎年学生がボランティアに積極的に参加している。また、作業療法学専攻の授業に、当事者が参画し、また当事者の「ジョブコーチ（就労支援援助者）」の協力をするなど、地域の障害者施設との連携が構築されてきている。

更に学術団体や研究機関、地域の医療機関や福祉機関での活動を通して、専門職の学術レベルの向上、よりよい医療や福祉を地域に提供することによる社会貢献、医療施設や福祉施設の理学療法士や作業療法士の技能向上を図ることによる社会貢献等を行っている。

四條畷学園大学

表 10-2 平成 22(2010)年度 教員の各種団体等での社会貢献

氏名	団体名	役職名等
河井 秀夫	社団法人全国社会保険協会連合会 星ヶ丘厚生年金病院	嘱託医
	日本整形外科学会	代議員
	日本手の外科学会	評議員
	日本末梢神経学会	評議員
	中部日本整形外科災害外科学会	評議員
	末梢神経を語る会	世話人
	近畿手の外科症例検討会	世話人
	天の川整形外科懇話会	世話人
森永 敏博	日本運動器リハビリテーション学会	評議員
	理学療法科学学会	評議員
	社会福祉法人京都博愛会 富田病院	理学療法士
鈴木 康三	華頂短期大学	非常勤講師
雨夜 勇作	医療法人仁泉会 阪奈病院	理学療法士
	社団法人大阪府理学療法士会 ブロック局 ブロック推進部 北河内ブロック 新人教育部	部長
	社団法人大阪府理学療法士会 学術局 臨床実習部	部長
向井 公一	医療法人 仁泉会 阪奈病院	理学療法士
	日本パラリンピック委員会	科学支援推進委員
川崎 純	日本チェアスキー協会	指導員、B級検定員
	兵庫県チェアスキー協会	理事
	日本ろう者スキー協会	トレーナー
岩下 篤司	社団法人大阪府理学療法士会 学術局 生涯学習部	部員
三谷 保弘	社会福祉法人みどりの里	理学療法士
	社団法人大阪府理学療法士会 学術局 生涯学習部	部員
宮本 靖	社団法人大阪府理学療法士会 学術局 生涯学習部	部長
	医療法人仁泉会 仁泉会病院	理学療法士

四條畷学園大学

上田 任克	社団法人日本作業療法士協会	学会評議委員会委員
	社団法人大阪府作業療法士会	監事
	社団法人大阪介護福祉士会	理事
	日本リハビリテーション工学協会 SIG 自助具	代表
	河内長野市 高齢者住宅改造助成事業	講師
銀山 章代	医療法人 財団北林厚生会 五条山病院	作業療法士
	医療法人 聖和錦秀会 阪本病院	作業療法士
松下 太	(社)大阪府作業療法士会	理事
	(社)大東コスモス福祉会	評議員
	(社)日本作業療法士協会機関誌「作業療法」	編集協力者
	(社)日本作業療法士協会事例報告登録制度	審査委員
	(社)みどりの里	作業療法士
川上 永子	(社)大阪府作業療法士会 教育部	部員
	医療法人 気象会 東朋八尾病院	作業療法士

氏名	団体名	役職名等
巽 絵理	医療法人西浦会京阪病院授産施設 GYO	作業療法士
	社団法人日本作業療法士協会 事例報告登録制度	審査委員
	社団法人大阪府作業療法士会 学術部機関誌編集委員	副委員長
	大阪市障害程度区分認定審査会	委員
	医療法人友和会 今村病院	作業療法士
北山 淳	医療法人友和会 今村病院	作業療法士
	J-MICC STUDY (日本多施設共同コーホート研究) 文部科学省科学研究費補助金 『特定領域研究』助成	共同研究者
長谷川昌士	大阪市更生療育センター	研究員
	神戸国際大学リハビリテーション学研究所	研究員

(2) 10-3の自己評価

表 10-1, 2 に示すように教員の殆どが地域社会や他団体との協力関係は比較的良好に構築されていると考える。特に表 10-1 に示すように教員の専門性を生かした活動は

地域に対する貢献のみでなく、教員自身にとって教育や学生指導にとっても有益であると考えられる。

(3) 10-3の改善・向上方策

大学が地域と交流、協力関係を構築する手段として考えられることは、教員の多くが理学・作業療法士であるという特徴をいかに地域に還元するかということに尽きる。商工祭や介護保険法の運営に協力するだけでなく、今後は積極的に介護教室の開催や高齢者のための住環境整備のための相談室を開設するなど自発的な地域連携を図る必要がある。

[基準10の自己評価]

高齢社会におけるハビリテーションや健康増進、転倒防止などをテーマとした市民公開講座の開催や介護保険法における認定審査委員としての活動などは本学ならではの地域社会に対する貢献、協力関係の構築であるといえる。反面、企業や他大学とはほとんど関係が構築されていない。

[基準10の改善・向上方策（将来計画）]

地域とのより緊密な連携を深めるためには、一方的な市民公開講座の開催などに止まらず介護教室や介護相談会を開催するなどより積極的な手段を考えるべきである。作業療法学専攻では、JR 四條畷駅に便利な本学園短大の介護福祉学科の施設を利用し他具体的な構想を議論しているが一日も早く具体化すべきである。

また比較的近距離圏には他大学があり、一般教育科目の単位の互換性などが可能となればより幅の広い教養教育が提供できる可能性が考えられる。本学のような小規模大学にとってメリットも大きく、具体的な検討課題だといえる。

基準 1 1 社会的責務

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適正な運営がなされていること。

《 1 1 - 1 の視点 》

(1) 事実の説明 (現状)

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

1) 四條畷学園として

1. 組織定款である「四條畷学園 寄附行為」第3条(目的・事業)以下に、基本的な組織としての目的・責務が示されている。
2. 「就業規則(平成21(2009)年4月1日改訂施行)」には、服務規律(遵守事項など)・安全及び衛生(危害防止と健康診断)・災害補償と災害保護・表彰及び懲戒(懲戒内容と手続き・懲罰委員会規程)などが記載されている。
3. 「公益通報等に関する規程(平成20(2008)年11月28日制定)」は四條畷学園のあらゆる業務に関わる諸規程に違反する行為またはその危険性がある行為が現に生じ、または生じようとしている場合に、早期発見と是正を図るために必要な体制を整備し、それにより学園の遵法精神の向上と組織の健全な発展に資することを目的としている。
4. 「個人情報保護規程」は、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的人権の保障に係わる問題であることを認識のうえ、四條畷学園が保有する個人情報を適正に保護することを目的としたものである。
5. 「ハラスメント防止等に関する規程(平成20(2008)年11月28日改訂)」及び「ハラスメント防止ガイドライン(平成20(2008)年11月28日改訂)」は四條畷学園の構成員である幼稚園児から大学生までと全教職員が個人として尊重され快適な環境のもとで学習・研究・教育及び業務が遂行されることを目的として整備されたものである。

2) 四條畷学園大学として

1. 「四條畷学園大学学則」には、「広く一般教養を培うとともに、専門の学術技能を教授研究し、知能の啓発と応用能力の涵養により、良き社会人として心身共に健全な人材を育成することを目的とする。」と教職員・学生の在り方(賞罰)を謳っている。また、規程ではないが「学生必携」には学生生活上の留意事項として、学生証・定期券購入のための学生割引証などの不正使用を禁ずる旨の記載、及び健康管理(敷地内での喫煙と飲酒の禁止)についても触れている。
2. 倫理委員会規程は広く四條畷学園にかかわるあらゆる人々の倫理的問題に関する規程である。実験研究倫理に関しては別に細則を設けた上で倫理的行動を規定している。
3. 個人情報保護規程(平成17(2005)年4月1日施行)により個人情報の取り扱いを規定している。
4. 人権委員会規程(平成17(2005)年4月1日施行)が整備され、大学を含む全学園組織の倫理規範が示されている。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

これまでに、学生委員会レベルないしは担当教員レベルで処理されるもの以上の大きな

問題は発生していない。その限りにおいては適切に運営されているといえる。

(2) 11-1 の自己評価

11-1-②に記載した通りであるが、組織の姿勢により認識の程度に統一性を欠いている。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

教務担当事務職員・学生担当教員・学生委員会・専攻会議・学部会議・教授会の各レベルで常日頃から組織の倫理規範に則った姿勢を示し、その姿勢を教職員・学生に浸透させる努力が必要である。

特に教職員・学生を問わず、プライバシー保護と個人情報の管理・ハラスメント・人権に係わる問題などに目を届かせることが必要である。加えて組織運営上の不正や組織内で生じた倫理規範に反する行為などを隠蔽する体質が芽生えないような組織強化が重要であり、倫理委員会のより一層の活性化を図らねばならない。

11-2. 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適正に機能していること。

《11-2の視点》

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適正に機能しているか。

1) 危機管理体制の整備状況

四條畷学園危機管理マニュアル・危機管理委員会規程は整備されている。また、緊急事態が生じた際の緊急連絡網（NTT 西日本社製 メルポコ等）も敷かれている。大学内での火災、盗難などに対して監視カメラを設置して防犯、防災対策の一助としている。また、夜間、早朝には器械監視システムの導入（平成 22(2010)年 4 月）を図り、防犯、防災対策を実施している。

2) 危機管理体制が適正に機能しているか

これまで機能不全に陥ったことはない。その限りにおいて適正に機能していると考ええる。

(2) 11-2 の自己評価

緊急時の連絡網は、新教務システム（日本システム技術株式会社製 大学内情報管理統括システム ユニバーサルパスポート：UNIPA）により作成されている。これにより教職員及び全学生の携帯電話やパーソナルコンピュータに対して、電子メールにより連絡可能である。但し、種々の災害を想定した基本的対応が共有されているとはいえない（大地震・大雨災害（山崩れ・土砂災害）・台風・火災・外部からの侵入者に対する防犯体制等）。

その他、学生・教職員に生じるかも知れない個人情報漏洩・汚職・着服などの不正行為・薬物中毒・のぞき見などへの防御的方策も整備されていない。

(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

以下の項目に関しては、1年以内に整備する

- 1) 平常時から危機管理委員会（安全管理委員会）の定期開催
- 2) 非常口の点灯表示灯の設置、および、避難通路・避難場所の明示（掲示）
- 3) 定期的な見回り（安全管理ラウンド）の実行：チェック項目・ラウンドの頻度・チェック箇所などを詳細に規定した、安全管理ラウンド細則の策定
- 4) 消防訓練・災害避難訓練の施行
- 5) 緊急連絡網を使用する連絡訓練の実施
- 6) 火災・大地震時のライフライン チェック体制の策定・施行
- 7) 組織安全管理体制に関する教職員研修講演会の定期開催

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

(1) 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

1) 教育成果の広報活動

これまでは、目的学科を卒業し社会的に貢献する出発点となるのは国家資格の取得であると考え、国家試験結果を大学ホームページや大学案内パンフレット等に公表・掲載してきた（合格率＝合格者数／受験者数）。

2) 研究成果の広報活動

大学設立以降、毎年発刊される「四條畷学園大学リハビリテーション学部紀要」は主要教育機関・研究施設に配布されている。また、平成21(2009)年6月からは、国立情報学研究所(NII)に「四條畷学園紀要」が登録され、国立情報研究所 論文情報ナビゲーター(CiNii)上で一般公開されるようになった。

(2) 11-3 の自己評価

1) 教育成果

教育成果としては、目的学科を卒業し社会的に貢献する出発点となるのは国家資格の取得であるとして、国家試験の合格率（＝合格者数／受験者数）のみを公表してきた。

しかし、大学の持つ社会的責務を考えるならば、国家資格取得までの過程をも公表することが必要であろう。すなわち入学学生数に対する休学者数(休学率)、退学者数(退学率)、国家試験合格者数(合格率)などは、4年間の大学教育の質の一端を示すものであり、受験する学生にとっては参考となる情報である。現実的に考えると大学にとって知らせたくない情報である。現時点ではそこまでの公開をおこなっていないが、もっとも重要な問題の一つであるとの認識はある。

2) 研究成果

各教員の研究に対して、研究進捗状況や研究内容における問題点の検討などの場である研究検討会議(仮称)を有しておらず、研究テーマ・研究内容や研究方法の妥当性・研究

の進捗状況などを検討し学部内の研究活動を活発化させる、研究機関としての機能を十分に果たしているとは云えない。

査読制が敷かれている主要学会誌または商業誌への原著論文投稿が非常に少ない。また、所属している全国規模の学会への一般発表やポスター発表はあっても、シンポジストやパネリストとしての講演・討論参加は少ない。

平成 20(2008)年度から、各教員に対して年 1 回の学会発表ないしは論文投稿を努力目標として科しているが、初年度の成果はみられなかった。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

1) 教育成果

- 1) リメディアル教育を平成 22(2010)年入学生から実施を始めた。授業時間数の適性化に関しては、カリキュラム検討委員会で検討し、平成 23(2011)年度から新しいカリキュラムになる予定である。
- 2) 学生評価の適性化：低修得度学生の早期発見と早期対応の徹底化には、教員と教務事務職をメンバーとする監視体制ワーキンググループ（WG）を立ち上げ、早急に対処する。
- 3) 上記の 1)、2) の成果のパラメーターとして、入学者数に対する休学率・退学率・卒業率の推移の把握は必要である。上記の成果が上げればそれぞれのパラメーターは改善し、結果的に入学者の大半が国家資格を卒業と同時に取得できる。この作業も監視体制 WG の作業とする。

2) 研究成果

従来の研究費の在り方では各教員の研究活性化に繋がらない。すなわち、これまで職位により一律に配布していた研究費（45～30 万円／年）を、全教員に同額支給される基本研究費（学会年会費・学会参加費・研究書購入費など）（仮称）と研究実績に応じて支給される研究奨励金（仮称）の二本立てとし、研究に対するインセンティブの強化に繋げる仕組みを構築する。

なお、競争的な研究奨励金の支給額決定に対しては、別に研究奨励金検討会議（仮称）を設け、奨励金の適正配分をおこなう。その結果は公表されることを前提とする。また、この研究奨励金の原資には、従来の研究費総額と基本研究費総額との差額を充当するものとする。

[基準 11 の自己評価]

組織倫理や危機管理体制においてこれまでに不都合が生じたことはない。しかしその認識度においては必ずしも統一されたものではない。

教育成果の広報活動については、評価スケールとして一般的な国家試験の合格率については大学案内や学生募集要項によって広く広報されているものと考えられる。しかし卒業に至るまでの留年や中途退学者に関する対外的周知度は必ずしも十分とは言い難い。研究成果については、紀要が毎年発行され NII や CiNii 上で一般公開されている。

【基準 11 の改善・向上方策（将来計画）】

1) 危機管理体制

現在、学園全体としての危機管理体制の整備段階にあり、規程・マニュアルの整備を終えたところである。いまだそれらが機能する段階に至っていない。とはいえ、危機的状态が何時訪れるか予測できないため、早急に実効ある体制にもって行かねばならない。基準 11 - 2 に詳細を述べたが、平成 23(2011)年度までにはすべての作業を終了する予定である。

2) 教育研究成果に係わる体制

大学の存亡に係わる学生の定員割れを抱えている現在、教育の質の向上の土台となる適切なカリキュラム内容・修得状況を的確に把握できる適切な学生評価・教育技術に優れた教員の育成・研究志向をもった教員であることなどが重要である。基準 11 - 3 に述べた改善・向上策をもって教育の質を高め、学生が求める大学・教育成果がはっきりと見える教育の場を提供したい。前述の方策に関しては、平成 23(2011)年度中に完了させる予定である。

IV. 特記事項

リメディアル教育の取り組み

平成 22(2010)年度入学生に対して、基礎学力の向上ならびに専門教育の基礎知識として必要な知識を身につけ、専門教育への導入を円滑にするために、物理学・生物学・数学の補習授業を予備校の講師を招いて実施した。

表 1：リメディアル教育時間割表

新入生 4/5(月)~4/9(金) 特別講義予定					
	4月5日(月)	4月6日(火)	4月7日(水)	4月8日(木)	4月9日(金)
9:00-10:00	専任教員による出席確認 および1週間のガイダンス 9:15~10:00	数学(物理)2 ベクトル	物理4 力と運動ー力の つり合い	生物5 血液	数学5 統計ー平均・標 準偏差・相関関係
10:15-11:15	確認テスト 数学 10:15~11:00	生物2 刺激の受容ー受容 器・筋肉・音の伝わり	数学(物理)3 ベクトル	物理7 力と運動ーいろ いろな力と運動	生物7 ホルモン
11:30-12:30	確認テスト 生物 11:15~12:00 確認テスト 物理	物理2 物体の運動ー加 速度	物理5 力と運動ー運動 の法則	数学4 確率ー意味	物理9 熱とエネルギー
昼食					
13:30-14:30	数学1 四則計算	生物3 刺激の受容ー神 経系 興奮伝導	(リフレッシュ「ストレッチ」 体を動かして、力と運動 の関係を理解する)	生物6 自律神経	到達度テスト
14:45-15:45	生物1 細胞の構造と働き・ 顕微鏡の使い方	物理3 力と運動ー力	生物4 刺激の受容ー神 経系 中枢神経	物理8 仕事とエネル ギー	
16:00-17:00	物理1 物体の運動ー速度	(リフレッシュ「花見」)	物理6 力と運動ー運動 方程式	個別質問	
希望者もしくは、到達度に満たない学生を対象として、 4/20(火)以降 毎週 PT(理学療法学専攻)2限目 OT(作業療法学専攻)1限目 10回 補習を行います。 欠席などの連絡は、1年担任(PT雨夜・OT翼)にすること。					

リメディアル教育を実施する上で必要な単元については、教員及び在校生にアンケートを実施し、中学・高校の物理学・生物学・数学の中から専門基礎科目を学ぶ上で必要だと思われる単元を抽出した。その情報を基に、事前に予備校の講師と各専攻の代表の教員が相談を行い、その単元を中心としたリメディアル教育独自のテキストを作成した。

講義を開始するに当たり、入学生の基礎学力を確認するための「確認テスト」を実施し、その学力に応じた授業スピードになるよう、教員が調整を行い実施した。実施時間は、入学直後の1週間で、物理学9時間・生物学7時間・数学5時間をランダムに実施した。また、講義以外に、リフレッシュタイムとして、花見の実施や、なぜ物理学などの学習が必要なのかを理解するために軽体操を行いながら専任教員が講義を実施した。最終日には、1週間の学習の効果を確認するための「到達度テスト」を実施した。

「到達度テスト」において、十分な学力に到達していない学生を対象に、週1回90分の補習講義を個別対応の形式を取って10回実施している。

表 2：理学療法学専攻および作業療法学専攻の確認テスト・到達度テストの結果

四條畷学園大学

		数学			生物			物理		
		確認	到達度	伸び率	確認	到達度	伸び率	確認	到達度	伸び率
		テスト	テスト	(得点)	テスト	テスト	(得点)	テスト	テスト	(得点)
理学療法 学専攻	平均点	46.8	80.2	33.4	22.5	81.7	59.2	15.4	54.9	39.5
	標準偏差	22.0	15.4		10.3	19.5		9.2	19.0	
作業療法 学専攻	平均点	44.6	82.4	37.8	21.6	76.9	55.2	14.4	56.1	41.7
	標準偏差	25.4	25.8		15.7	22.2		11.0	24.6	